

沖縄県地域防災計画修正案

新旧対照表

令和3年6月

※ 第3章災害予防計画P 9～P 89については、構成の変更により新旧対照表の形式での記載が難しいため、見え消しにて修正概要を記載する。

なお、当該修正概要に係る凡例等は以下のとおりとする。（新旧対照表除く）

【凡例】

黒フォント → 沖縄県地域防災計画（平成30年3月）の「地震・津波編」をベースとした記載

緑フォント → 沖縄県地域防災計画（平成30年3月）の「地震・津波編」をベースとして、別の場所に移動した記載（見え消し）

青フォント → 沖縄県地域防災計画（平成30年3月）の「風水害編等」からの引用

赤フォント → 各防災関係機関及び県庁内各部局の意見、その他軽微な修正等

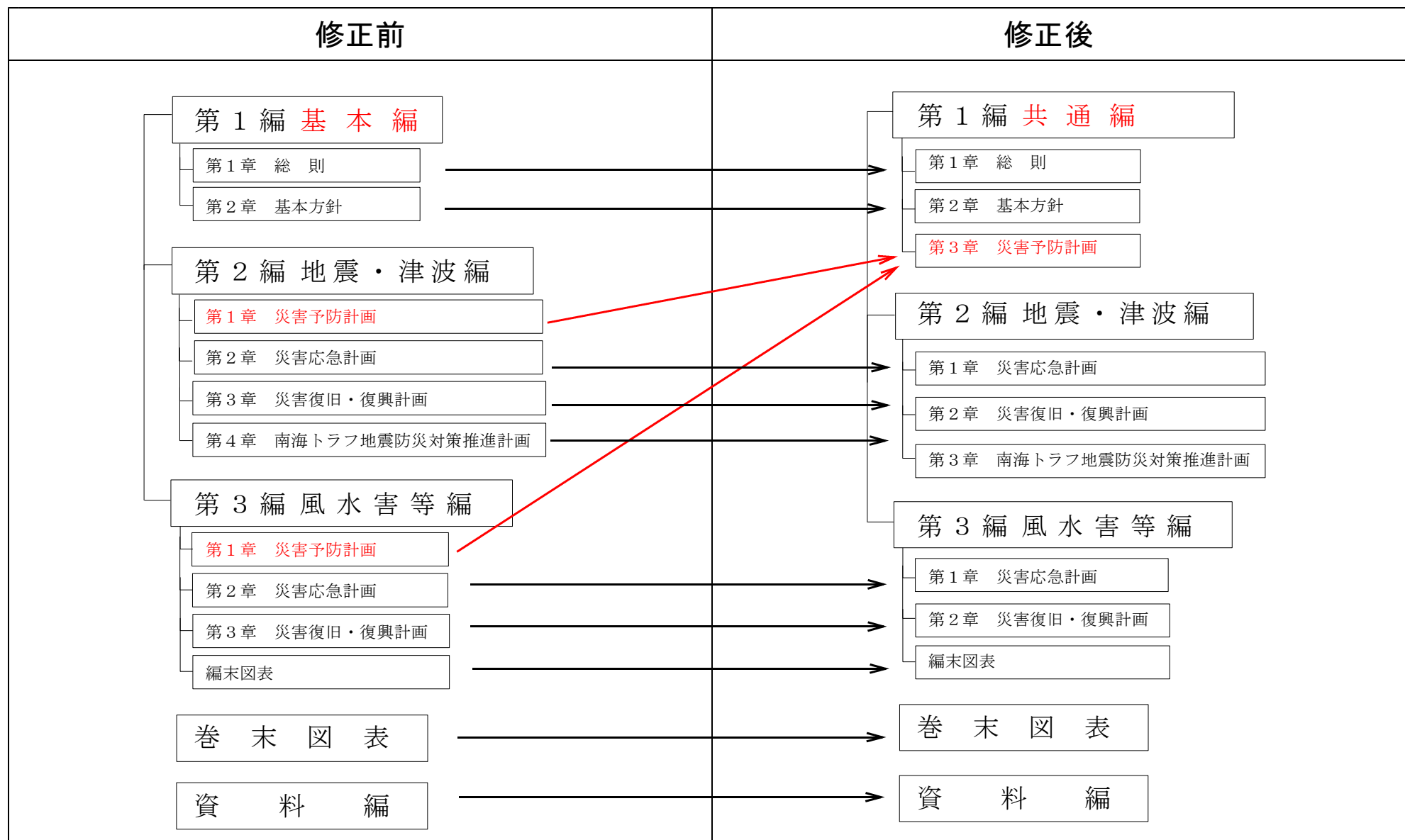
塗りつぶし → （黄色）令和2年度防災基本計画変更箇所、（薄緑色）令和元年度防災基本計画変更箇所、（水色）平成30年度防災基本計画変更箇所、（オレンジ）既存防災基本計画

【備考欄】

県地：沖縄県地域防災計画（平成30年3月）

防基：防災基本計画

【 構 成 】



修正前	修正後
<p style="text-align: center;">第1編 基本編 第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 県土の概況</p> <p>(略)</p> <p>3 地勢地質</p> <p>地勢は沖縄本島の国頭郡部が山岳地帯で、与那覇岳（約 503 m）、嘉津宇岳（約 452 m）等があり、中頭郡及び島尻郡部は丘陵地帯と平地帯が多い。また、国頭郡部の地質は古生層の粘板岩及び砂岩で、中頭郡及び島尻郡部は主に島尻層、琉球石灰岩及び国頭礫層から成る。</p> <p>久米島には宇江城岳（約 309 m）等の山岳等があり、島の周囲の海岸沿いは平地帯となっている。</p> <p>地質は火山砕屑岩、安山岩が広く分布している。</p> <p>また、南大東島、北大東島は、スリバチ型をなし、地質は火山砕屑岩で形成されている。宮古島は山岳がなく、島全体がなだらかな平地で、地質は全島が琉球石灰岩から成り、西部には一部隆起の珊瑚礁で形成されている。</p> <p>石垣島は北部海岸寄りに於茂登岳（約 526 m）を中心にバナナ岳等の山岳地帯があり、島の中央部と海岸沿いになだらかな台地、平地帯が広がっている。地質は古生層で平久保半島、ホウラ岳周辺に分布し主に結晶片岩、千枚岩から成り、於茂登岳を中心に花崗岩が主に分布している。</p> <p>また、西表島は沖縄本島に次ぐ面積で全般的に山岳地帯をなし、地質は島の北東部を除き、ほぼ全島に第3紀砂岩層が分布している石灰層を賦存している。与那国は島の中央部が丘陵地帯で西部と北部の平地を除き、第3紀砂岩層及び花崗岩で形成されている。</p>	<p style="text-align: center;">第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 県土の概況</p> <p>(略)</p> <p>3 地勢・地質・森林・河川の状況</p> <p>地勢は沖縄本島の国頭郡部が山岳地帯で、与那覇岳（約 503 m）、嘉津宇岳（約 452 m）等があり、中頭郡及び島尻郡部は丘陵地帯と平地帯が多い。また、国頭郡部の地質は古生層の粘板岩及び砂岩で、中頭郡及び島尻郡部は主に島尻層、琉球石灰岩及び国頭礫層から成る。</p> <p>久米島には宇江城岳（約 309 m）等の山岳等があり、島の周囲の海岸沿いは平地帯となっている。</p> <p>地質は火山砕屑岩、安山岩が広く分布している。</p> <p>また、南大東島、北大東島は、スリバチ型をなし、地質は火山砕屑岩で形成されている。宮古島は山岳がなく、島全体がなだらかな平地で、地質は全島が琉球石灰岩から成り、西部には一部隆起の珊瑚礁で形成されている。</p> <p>石垣島は北部海岸寄りに於茂登岳（約 526 m）を中心にバナナ岳等の山岳地帯があり、島の中央部と海岸沿いになだらかな台地、平地帯が広がっている。地質は古生層で平久保半島、ホウラ岳周辺に分布し主に結晶片岩、千枚岩から成り、於茂登岳を中心に花崗岩が主に分布している。</p> <p>西表島は沖縄本島に次ぐ面積で全般的に山岳地帯をなし、地質は島の北東部を除き、ほぼ全島に第3紀砂岩層が分布している石灰層を賦存している。与那国は島の中央部が丘陵地帯で西部と北部の平地を除き、第3紀砂岩層及び花崗岩で形成されている。</p> <p>また、本県における森林面積（沖縄の森林・林業 平成22年版による。）は、県土総面積 226,748ha の 46 %に相当する 105,246ha で、内訳は国有林 31,523ha、民有林 73,741ha と県土の大半を占めている。</p> <p>本島の地形は細長く中央部を 50 ～ 100 m の山地又は丘陵地帯が縦走し</p>

修正前	修正後
<p>4 気候・気象・地震活動の自然災害</p> <p>気候は高温多湿・多雨で、気温の年・日較差が小さい亜熱帯海洋性であり、年平均気温は 23℃前後、年降水量は 2000 mm 程度である。夏と冬の季節風の交替は顕著であり、夏は太平洋高気圧の中で南～南東の風が卓越して、蒸し暑い晴天の日が多く熱帯夜が続く。冬は大陸の高気圧が張出し、北～北東風が卓越し曇雨天の日が多い。</p> <p>自然災害をもたらす主な大気現象は、台風、大雨及び干ばつである。沖縄地方は最盛期の台風の通り道にあたっており、平均的に毎年 7 個強の台風が来襲し、暴風雨、高波などを伴って各所に大きな被害を与えている。</p> <p>また、梅雨期を中心にした大雨による浸水、がけ崩れなどの災害、冬期の低気圧や季節風による海難がある。</p> <p>地震活動は、列島の南東側の琉球海溝から北西側の沖縄トラフ周辺及び石垣島近海から台湾東方沖にかけて活発で、西表島近海ではときどき群発地震の発生がある。過去には死傷者や家屋の損壊などの被害を伴った地震がたびたび発生しており、1966 年の与那国島近海の地震では与那国島で死者 2 名、石垣崩壊などの被害があった。</p> <p>また、先島諸島で 1 万 2 千人を超える死者を出した 1771 年の八重山地震津波（明和大津波）、沖縄本島をはじめ各地に津波が襲来し、死者 3 名をもたらした 1960 年のチリ地震津波など津波による被害も受けている。</p> <p>(略)</p>	<p>35～40度の急傾斜をなしている。島の幅が狭いため、流路延長が短く、河川は急流となり、これが平地部に入ると 200 分の 1 以上の緩勾配となってその変化が短い区間で著しいため山地部の崩壊土砂が流下し、一部の河川に堆積が見られる。</p> <p>なお、県管理の 2 級河川として 51 水系 75 河川が指定されている。</p> <p>4 気候・気象・地震活動の自然災害</p> <p>気候は高温多湿・多雨で、気温の年・日較差が小さい亜熱帯海洋性であり、年平均気温は 23℃前後、年降水量は 2000 mm 程度である。夏と冬の季節風の交替は顕著であり、夏は太平洋高気圧の中で南～南東の風が卓越して、蒸し暑い晴天の日が多く熱帯夜が続く。冬は大陸の高気圧が張出し、北～北東風が卓越し曇雨天の日が多い。</p> <p>自然災害をもたらす主な大気現象は、台風、大雨及び干ばつである。沖縄地方は最盛期の台風の通り道にあたっており、平均的に毎年 7 個強の台風が来襲し、暴風雨、高波などを伴って各所に大きな被害を与えている。</p> <p>また、梅雨期を中心にした大雨による浸水、がけ崩れ、林地崩壊などの災害や冬期の低気圧や季節風による海難がある。特に近年河川流域の開発が著しいため、流出率の増大や保水力の低下等、流域条件が変化し、浸水被害もみられる。</p> <p>地震活動は、列島の南東側の琉球海溝から北西側の沖縄トラフ周辺及び石垣島近海から台湾東方沖にかけて活発で、西表島近海ではときどき群発地震の発生がある。過去には死傷者や家屋の損壊などの被害を伴った地震がたびたび発生しており、1966 年の与那国島近海の地震では与那国島で死者 2 名、石垣崩壊などの被害があった。</p> <p>また、先島諸島で 1 万 2 千人を超える死者を出した 1771 年の八重山地震津波（明和大津波）、沖縄本島をはじめ各地に津波が襲来し、死者 3 名をもたらした 1960 年のチリ地震津波など津波による被害も受けている。</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p style="text-align: center;">第5節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(9) 沖縄気象台</p> <p>ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</p> <p>イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>エ 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p> <p>(略)</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p style="text-align: center;">第5節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(9) 沖縄気象台</p> <p>ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。</p> <p>イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達並びに解説を行う。</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p> <p>(略)</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <p>(略)</p> <p>(14) 沖縄テレビ放送（株） 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報</p> <p>(15) 琉球放送（株） 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報</p> <p>(16) 琉球朝日放送（株） 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報</p> <p>(17) (株) ラジオ沖縄 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報</p> <p>(18) (株) エフエム沖縄 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等</p>

修正前	修正後
<p>(移動)</p> <p>8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(1) (公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団 外国人に関する情報提供等の協力に関すること。</p> <p>(2) 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合 観光・宿泊客の安全の確保に関すること。</p> <p>(3) (一社) 沖縄県歯科医師会 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。</p> <p>(4) (公社) 沖縄県獣医師会 災害時の動物の医療保護活動に関すること。</p> <p>(5) (一社) 沖縄県建設業協会 ア 災害時の重機等による救援活動の協力に関すること。 イ 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること。</p> <p>(6) 沖縄県土地改良事業団体連合会 ア 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理に関すること。 イ 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。</p> <p>(7) 沖縄県農業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄県森林組合連合会 ア 農林漁業関係者の安全の確保に関すること。 イ 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関すること。 ウ 農林漁業の災害応急・復旧対策に関すること。 エ 被災農林漁業者の再建支援に関すること。</p>	<p>の災害広報</p> <p>(19)(一社) 沖縄県歯科医師会 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。</p> <p>8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(1) (公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団 外国人に関する情報提供等の協力に関すること。</p> <p>(2) 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合 観光・宿泊客の安全の確保に関すること。</p> <p>(移動)</p> <p>(3) (公社) 沖縄県獣医師会 災害時の動物の医療保護活動に関すること。</p> <p>(4) (一社) 沖縄県建設業協会 ア 災害時の重機等による救援活動の協力に関すること。 イ 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること。</p> <p>(5) 沖縄県土地改良事業団体連合会 ア 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理に関すること。 イ 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。</p> <p>(6) 沖縄県農業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄県森林組合連合会 ア 農林漁業関係者の安全の確保に関すること。 イ 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ウ 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関すること。 エ 農林漁業の災害応急・復旧対策に関すること。 オ 被災農林漁業者の再建支援に関すること。</p>

修正前	修正後
<p>(8) 県内各商工会議所、沖縄県商工会連合会 ア 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること。 ウ 災害時における物価安定についての協力に関すること。</p> <p>(9) (一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会 災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること。</p> <p>(10) (公財)沖縄県交通安全協会連合会 ア 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。 イ 被災地及び避難場所の警戒に関すること。 ウ 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関すること。</p> <p>(11) 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合 石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関すること。</p> <p>(12) (一社)沖縄県産業廃棄物協会 災害廃棄物処理についての協力に関すること。</p> <p>(13) (公社)沖縄県環境整備協会 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関すること。</p> <p>(14) 上下水道指定工事店 災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関すること。</p> <p>(15) 危険物等取扱事業者 ア 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関すること。 イ 災害時における石油等の供給に関すること。</p> <p>(16) 社会福祉施設管理者 入所者及び通所者の安全の確保に関すること。</p>	<p>(7) 県内各商工会議所、沖縄県商工会連合会 ア 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること。 ウ 災害時における物価安定についての協力に関すること。</p> <p>(8) (一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会 災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること。</p> <p>(9) (公財)沖縄県交通安全協会連合会 ア 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。 イ 被災地及び避難場所の警戒に関すること。 ウ 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関すること。</p> <p>(10) 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合 石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関すること。</p> <p>(11) (一社)沖縄県産業廃棄物協会 災害廃棄物処理についての協力に関すること。</p> <p>(12) (公社)沖縄県環境整備協会 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関すること。</p> <p>(13) 上下水道指定工事店 災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関すること。</p> <p>(14) 危険物等取扱事業者 ア 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関すること。 イ 災害時における石油等の供給に関すること。</p> <p>(15) 社会福祉施設管理者 入所者及び通所者の安全の確保に関すること。</p>

修正前	修正後
<p>(17) 病院管理者 ア 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。イ 被災傷病者の救護に関する事。</p> <p>(18) 学校法人 ア 児童及び生徒等の安全の確保に関する事。イ 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関する事。</p> <p>(19) 金融機関 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事。</p>	<p>(16) 病院管理者 ア 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。イ 被災傷病者の救護に関する事。</p> <p>(17) 学校法人 ア 児童及び生徒等の安全の確保に関する事。イ 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関する事。</p> <p>(18) 金融機関 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事。</p>

修正前	修正後
<p style="text-align: center;">第2章 基本計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方</p> <p>1 想定の方</p> <p>(1) 想定災害</p> <p>ア 地震・津波 (略)</p> <p>イ 風水害等 (略)</p> <p>洪水や土砂災害については水防法や土砂災害防止法に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要</p> <p>(略)</p> <p>2 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>災害応急段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。 なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮するものとする。</p> <p>(1) 基本理念</p> <p>ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 基本計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方</p> <p>1 想定の方</p> <p>(1) 想定災害</p> <p>ア 地震・津波 (略)</p> <p>イ 風水害等 (略)</p> <p>洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要</p> <p>(略)</p> <p>2 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>災害応急段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。 なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮するものとする。</p> <p>(1) 基本理念</p> <p>ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後

修正案概要(見え消し)	備考																														
<p style="text-align: center;">第13章 災害予防計画 第1節 災害予防計画の基本方針等</p> <hr/> <p>第1款 災害予防計画の基本的な考え方構成</p> <p>地震、風水害等の自然災害に対して県民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、総論として「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくり」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制の整備」及び、「離島等の防災体制の強化」の5つ、そのほかの個別事項として「原子力災害予防計画」、「道路・軌道・航空機事故災害予防計画」、「海上災害予防計画」、「災害対策基金計画」の5つに区分する。し、次節以降に詳細を示す。</p> <p>1 地震・津波に強いまちづくり 2 地震・津波に強い人づくり 3 地震・津波災害応急対策活動の準備 4 津波避難体制等の整備 5 離島等の防災体制の強化</p>	<p>・県地【地津】P34(第1章 災害予防計画)</p> <hr/> <p>・県地【地津】P34(第1款 災害予防計画の基本的な考え方)</p> <p>・県地【風水】P198、P201、P202 (原子力災害予防計画、道路・軌道・航空機事故災害予防計画、海上災害予防計画)</p> <p>※概要説明を次節以降の詳細に記載することから概要を削除</p>																														
<p>第2款 災害予防計画の推進</p> <p>1 減災目標(実施主体:県、市町村)</p> <p>県及び市町村は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。</p> <p>また、県は沖縄21世紀ビジョン(平成22年3月策定)実施計画(後期:平成31年3月)に定める各種減災施策を推進し、次の減災目標の達成に努める。</p> <table border="1" data-bbox="226 1177 1688 1433"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>現状 基準値</th> <th>年度</th> <th>現状(計画策定時)</th> <th>減災目標 (H33年度)</th> <th>目標年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波高潮ハザードマップ作成市町村数</td> <td>— 36市町村</td> <td>— H25</td> <td>38市町村</td> <td>H28</td> <td>5年後</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織率</td> <td>8.9%</td> <td>H23</td> <td>25.16%</td> <td>H28</td> <td>76.0% 10年後</td> </tr> <tr> <td>消防職員の充足率</td> <td>53.1%</td> <td>H21</td> <td>61.9%</td> <td>H27</td> <td>70.0% 10年後</td> </tr> <tr> <td>人口1万人当たりの消防団員数</td> <td>11.7人</td> <td>H22</td> <td>12.0人</td> <td>H28</td> <td>15.0人 10年後</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	現状 基準値	年度	現状(計画策定時)	減災目標 (H33年度)	目標年	津波高潮ハザードマップ作成市町村数	— 36市町村	— H25	38市町村	H28	5年後	自主防災組織率	8.9%	H23	25.16%	H28	76.0% 10年後	消防職員の充足率	53.1%	H21	61.9%	H27	70.0% 10年後	人口1万人当たりの消防団員数	11.7人	H22	12.0人	H28	15.0人 10年後	<p>・県地【地津】P35(第2款 災害予防計画の推進)</p>
評価指標	現状 基準値	年度	現状(計画策定時)	減災目標 (H33年度)	目標年																										
津波高潮ハザードマップ作成市町村数	— 36市町村	— H25	38市町村	H28	5年後																										
自主防災組織率	8.9%	H23	25.16%	H28	76.0% 10年後																										
消防職員の充足率	53.1%	H21	61.9%	H27	70.0% 10年後																										
人口1万人当たりの消防団員数	11.7人	H22	12.0人	H28	15.0人 10年後																										

修正案概要(見え消し)							備考
要配慮者支援計画策定市町村数	15市町村	H23	31市町村	H28	41市町村	10年後	
離島空港施設の耐震化率	8% —	H23 —	0%	H28	100% 17%	10年後	
緊急物資輸送の拠点港数(耐震岸壁設置港数)	4港	—	5港	H28	11 6港	5年後	
道路法面等危険除去箇所数	全体で65箇所	H23	35箇所	H28	50箇所除去	10年後	
災害時のライフライン確保に資する無電柱化(無電柱化整備延長)	49km 109km	H23	143.2km	H28	125km 173.2km	10年後	
避難地に位置付けられている都市公園数	257箇所	H22	293箇所	H27	261 303箇所	10年後	
耐震化が必要な県営住宅棟の耐震化率	89.8%	H23	92.2%	H28	92.8 93.9%	10年後	
住宅の耐震化率	82.0%	H20	85.1%	H25	95.0%	10年後	
特定多数の者が利用する建築物の耐震化率	83.05%	H18 H17	83.5%	H17	95.0%	10年後	
公立学校耐震化率	79.9%	H24	89.9%	H28	100%	10年後	
障害児・者入所施設の耐震化率(旧耐震基準施設の耐震化率)	69.5%	H22	94.4%	H28	100%	9年後	
主要9河川の浸水想定区域面積	約234ha	H22	約234ha	H22	約56ha	10年後	
基幹管路の耐震化率(上水道)	23.0%	H22	25%	H27	46.0 36%	10年後	
重要な幹線等の耐震化率(下水道)	17.0%	H22	42.9%	H27	30.0 49.8%	10年後	
下水道による都市浸水対策	53.5%	H22	57.4%	H27	62.1%	10年後	
土砂災害危険箇所整備率(急傾斜地崩壊対策事業)	13.0%	H23	14%	H28	16.0%	10年後	
土砂災害危険箇所整備率(砂防事業)	21.0%	H23	22%	H28	24.0%	10年後	
土砂災害危険箇所整備率(地すべり対策事業)	24.0%	H23	28%	H28	36.0%	10年後	
防護面積(高潮対策等)	58.9%	H23	82.8ha	H28	76.9 92.7%	5年後	
防風・防潮林整備面積	533ha	H23	560ha	H28	593ha	10年後	
港湾臨港交通施設における橋梁の耐震化率	—	—	42%	H28	67%		

(注) ~~目標の開始年度は平成24年度で、10年後の場合の目標年は平成33年度である。~~
 沖縄21世紀ビジョン実施計画前期は平成24年度～28年度、後期は平成29年度～平成33年度

(略)

修正案概要(見え消し)	備考
<p style="text-align: center;">第2節 地震・津波に災害に強いまちづくり</p> <p>国及び地方公共団体は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造危険な住宅密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導、対応するそれぞれの災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。</p>	<p>・県地【地津】P37(第2節 地震・津波に強いまちづくり) ※共通編とするため、原則特定の災害名を削除(以下同じ)</p> <p>・R2 防基 P306(1 災害に強いまちの形成)</p> <p>・R2 防基 P98(3 地震に強いまちづくり)</p> <p>・R2 防基 P143(2 風水害に強いまちづくり)</p> <p>※新規</p>
<p>第1款 地盤・土木施設等の対策 —(略)—</p> <p>1 地盤災害防止事業</p> <p>2 砂防事業</p> <p>3 道路施設整備事業 (1) 道路網の整備</p> <p>4 モノレール対策</p> <p>5 港湾・漁港整備事業</p> <p>6 空港施設整備事業</p> <p>7 農地防災事業の促進</p> <p>8 海岸保全施設対策</p> <p>9 上水道施設災害予防対策</p> <p>10 下水道施設災害予防対策</p> <p>11 都市ガス施設災害予防計画</p> <p>12 高圧ガス災害予防対策</p> <p>13 電力施設災害予防対策</p>	<p>※同節第3款に記載(タイトルのみ)</p> <p>※内容は同節第4款1(1)に記載(同節第3款見え消し参照)</p> <p>※同節第3款1に記載</p> <p>※同節第3款2に記載</p> <p>※同節第2款2(3)に記載</p> <p>※緊急輸送路と重複するため削除</p> <p>※同節第2款2(4)に記載</p> <p>※同節第2款2(5)に記載</p> <p>※同節第2款2(6)に記載</p> <p>※同節第3款4に記載</p> <p>※同節第3款5に記載</p> <p>※同節第5款1に記載</p> <p>※同節第5款2に記載</p> <p>※同節第5款3に記載</p> <p>※同節第5款4に記載</p> <p>※同節第5款5に記載</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>14 通信施設災害予防計画 15 放送施設災害予防計画 16 通信・放送設備の優先利用等の事前措置 第2款 都市基盤の整備 土地利用や基盤施設の整備を、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりの面から推進するため、これまで県庁関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。 1 防災対策に係る土地利用の推進(実施主体：土木建築部、市町村) 1 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針 災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。 1(1) 防災上危険な市街地の解消 土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。 1(2) 新規開発に伴う指導・誘導 新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。 また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。 2 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施 1(1) 土地区画整理事業 事業実施中の地区は、防災上必要な都市基盤施設の整備を急ぐとともに、県は、新規に事業を予定している市町村等に対して防災上の観点からも適切に指導していく。 1(2) 市街地再開発事業等 ア 県は、市街地の防災性を考慮し総合的な都市再開発に取り組み、建築物の耐震化及び不燃化等の延焼火災の防止、緑地保全、透水性舗装、浸透枡等の整備及び河川、海岸、下水道、道路等の浸水対策、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊等の土砂災害対策を推進する。 また、避難路や広場等を整備することにより、都市防災の機能確保を図る。 イ 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の再開発を促進する。 1(3) 新規開発に伴う指導 低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防</p>	<p>※同節第5款6に記載 ※同節第5款7に記載 ※同節第5款8に記載 ・県地【地津】P43(1 防災対策に係る土地利用の推進) ・県地【地津】P44(イ市街地再開発事業等) ・那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」IV 5.2)③浸水対策④土砂災害対策 ・県地【風水】P178(1 市街地再開発対策)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう規制・誘導策の導入を計画的に行う。</p>	
<p>第2款 都市基盤施設の整備(実施主体：土木建築部、農林水産部、知事公室、市町村、各ライフライン事業者) 土地利用や基盤施設の整備を、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりの面から推進するため、これまで県庁関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。</p> <p>1 防災対策に係る土地利用の推進</p> <p>2 都市基盤施設の防災対策に係る整備(実施主体：土木建築部、農林水産部、知事公室、市町村、各ライフライン事業者)</p> <p>(1) 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針 県及び市町村は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、地震・津波災害による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市部の地域については、道路、公園、河川、砂防施設、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、都市部の地域における防災対策を推進する。なお、都市部以外の地域については、必要に応じて事業計画を定めるものとする。</p> <p>(2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施 災害に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。</p> <p>ア 防災上重要な道路の整備</p> <p>イ 緑地の整備・保全</p> <p>ウ 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置</p> <p>エ ライフライン等の共同溝等の整備等</p> <p>オ(1) 防災拠点機能の確保(実施主体：土木建築部) 広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。</p> <p>ウ(2) 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置(実施主体：土木建築部、市町村) 広域避難地となる都市基幹公園、一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じて干水処理場公共施設等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。</p> <p>ア(3) 防災上重要な道路の整備(実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、農林水産部、市町村、西日本高速道路株)</p>	<p>・県地【地津】P43(第2款 都市基盤の整備) ※冗長的な表現を削除</p> <p>※同節第1款に記載</p> <p>・県地【地津】P44(2 都市基盤施設の防災対策に関する整備) ※「道路、河川～」がインフラ等の種類であるのに対し、「砂防」は災害対策であることから「施設」を追加</p> <p>※(3)に記載 ※同節第3款7に記載 ※(2)に記載 ※同節第5款に記載</p> <p>・県地【地津】P45(オ防災拠点機能の確保)</p> <p>・県地【地津】P44(ウ避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置)</p> <p>・県地【地津】P44(ア防災上重</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>ア 道路整備に係る防災対策の基本的な考え方 避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の地域の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備するとともに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともにほか、無電柱化のを促進し、倒壊による通行の妨げや停電リスクの解消を図る。</p> <p>(2)イ 道路施設の整備 道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施するとともに、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流量下能力を著しく損なうことがないよう対処する。 (7) 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。 (1) 耐震点検調査に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。</p> <p>(3)ウ 緊急輸送路ネットワークの形成 道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート、水道施設、道の駅等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。</p> <p>エ 広域的な防災拠点機能の確保 道の駅等を道路啓開や災害復旧の活動のための災害時の広域的な防災拠点として位置づける。</p> <p>(4)オ 道路啓開用資機材の整備 事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、必要に応じ路面及び橋梁段差の修正を行うことで、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車、バックホウ、ホイールローダー及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。</p> <p>(5)カ 応急復旧体制の確保 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者との協定の締結に努める。 また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して、あらかじめ応急復旧要領を作成し、定期的な点検するな実動訓練に取り組む。</p> <p>4(4) モノレール対策(実施主体：土木建築部、沖縄都市モノレール株)</p>	<p>要な道路の整備)</p> <p>・県地【地津】P38(3道路施設整備事業(2)道路施設の整備)</p> <p>・県地【地津】P38(4モノレール)</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>沖縄都市モノレールは県民や観光客の交通手段として定着しており、1日あたり平均乗客数は約5万人に上る。軌道経営者及び道路管理者は、地震・津波、風水害等による列車事故を防止し、利用者の安全を確保するとともに、モノレール施設の被害軽減や被災した場合にも早期に運転を再開できるように次の対策等を推進する。</p> <p>(1)ア 施設の安全対策 軌道桁、支柱及び駅舎等の耐震性については最新基準に基づき建設されているが、基準の変更等がある場合には、軌道経営者と道路管理者は協力し、適切に対応する。 また、車両やその他設備等における安全対策は、軌道経営者が、関連法令や基準等に基づき、適切に対応する。</p> <p>(2)イ 災害時における活動体制 軌道経営者は、利用客及び施設の安全確保のため、利用客の避難や応急復旧のための資機材を整備するとともに、被害状況の把握や安全点検を実施するための人員の確保や点検体制の整備に努める。 また、地震・津波、風水害等を想定した利用者の防災マニュアルを策定する。</p> <p>(3)ウ 防災意識の普及 軌道経営者は、職員に対し施設の安全確保のための教育・訓練のほか、災害時の避難誘導や救難活動に必要な知識、技能等を習得するための教育・訓練の実践を推進する。</p> <p>5(5) 港湾・漁港整備事業（実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、農林水産部、市町村、港湾管理者）</p> <p>(1)ア 港湾・漁港整備事業の実施 港湾・漁港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震・津波、風水害等によっても大きな機能麻痺を生じないように、特に重要な拠点港湾・漁港とそれを補完する港湾・漁港及び離島の生活を支える港湾・漁港において、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。 本県における耐震強化岸壁緊急輸送港湾等の整備状況については第2編 第2-1章 「第14節 交通輸送計画」を参照</p> <p>(2)イ 応急復旧体制の確保 港湾管理者及び漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、港湾・漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。 港湾管理者は、緊急輸送等に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適</p>	<p>ル対策)</p> <p>・県地【地津】P39(5港湾・漁港整備事業)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>正な維持管理のための措置を講ずるよう命じ、又は勧告を行うものとする。</p> <p>6(6) 空港施設整備事業(実施主体:空港管理者、土木建築部) 空港管理者は、地震・津波、風水害等に際して空港施設の被害を最小限にとどめるために、施設の耐震性及び耐 浪性の確保等を推進するとともに、必要な物資、資機材、人員等の輸送拠点としての機能が早期に発揮できるよう 災害予防事業を推進する。</p> <p>(1)ア 装備・資機材等の整備 7(7) 化学消防車、防火水槽、化学消火薬剤等の消防設備及び資機材の整備を図る。 4(4) 担架、医薬品等の救急用資機材の整備を図る。</p> <p>(2)イ 防災組織及び活動体制の整備 7(7) 空港関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。 4(4) 関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。</p> <p>(3)ウ 防災組織の普及・啓発 7(7) 航空に関する防災知識の普及を図る。 4(4) 消火救難活動に必要な知識、技能を習得するため、平素から被害想定に基づいた訓練を実施する。 9(9) 安全運航の徹底を図るための指導を行う。</p> <p>3 地震火災の予防に強いまちの形成(実施主体:土木建築部、知事公室、市町村)</p> <p>(1) 地震火災に強いまちの形成に係る基本方針 今後予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。</p> <p>ア 不燃化の推進 地震被害想定等により、地震火災・延焼の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。</p> <p>イ 消火防活動困難区域の解消 1、2に記した事業のほか、消防自動車の出入りができる幅員6m以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消防活動困難区域等については、防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、都市防災構造総合推進事業や街路整備事業等により、市街地の面的な整備により、消火防活動の困難な区域を解消する。</p> <p>ウ 延焼遮断帯等の形成 広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。</p> <p>エ 地震に強い消防水利の確保 消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。</p>	<p>・ 県地【地津】P39(6空港施設整備事業)</p> <p>・ 県地 P45【地津】(3地震火災の予防) ※「〇〇に強いまちの形成」のに表現を統一</p> <p>※国土交通省資料に記載されている「消防活動困難区域」の説明を記載。 ・ R2 防基 P98((1)地震に強いまちづくり) ※「危険な密集市街地」の解消として防災基本計画の文言を引用(「市街地の面的整備」の前段</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>(2) 地震火災・延焼 予防事業の実施 地震火災・延焼の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。</p> <p>ア 防火・準防火地域の指定 商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を地震火災・延焼の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。</p> <p>イ 公営住宅の不燃化推進 県営住宅等の公営住宅については、市街地特性、地震火災・延焼の危険度及び老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化の推進を図る。また、市町村営住宅、その他公営住宅についても、市街地特性等を考慮して建替えによる住宅不燃化の推進を図るよう指導・支援する。</p> <p>ウ 耐震性貯水槽等 消防水利の整備 地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、耐震性貯水槽や自然水利・プール等の活用体制の整備を推進する。</p> <p>⇒ウ 消防施設等の整備拡充促進 県及び市町村は、地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。あわせて、消防水利及び消防車両等の可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進を図る。 また、市町村の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。 なお、県は、国庫補助対象施設以外の施設等について、予算の範囲内で県費補助を行うなど、市町村の支援を行うとともに、県は、総務省消防庁の林野火災特別地域対策事業の実施要件を備えている市町村に対し、当該事業の実施計画の策定及び林野火災用の消防施設等の計画的整備を促進する。</p> <p>第18節</p> <p>エ 水防、消防及び救助施設等の整備計画促進 水防、消防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。</p> <p>±(7) 水防施設等 水防法の規定により、県及び水防管理団体は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。</p> <p>2 消防施設等</p>	<p>の〇〇事業等は例示)</p> <p>※下記ウと重複するため削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県地【風水】P179(3 消防施設の整備拡充) ・ 県地【風水】P179(1(4) 消防施設・設備の整備促進) ・ 県地【地津】P64(カ(イ)) ・ 県地【風水】P191(2 消防施設等) ・ 県地【風水】P180(4 消防施設等の整備) ・ 県地【風水】P191(第18節 水防、消防及び救助施設等整備計画)

修正案概要(見え消し)	備考
<p>市町村の消防施設等については、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。</p> <p>県は、国庫補助対象施設以外の施設等について、予算の範囲内で県費補助を行うなど、市町村の支援を行う。</p> <p>3(イ) 救助施設等 救急業務非実施市町村においては、消防法第35条の6の規定による知事要請により、救急業務実施市町村によって行うこととし、県は当該救急業務が円滑に行われるよう、市町村間の相互応援協定の締結を積極的に支援するものとする。</p> <p>4(ウ) 流出危険物防除資機材 県、市町村、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。</p> <p>(+)a 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等 (+)b 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等 (+)c 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等 (+)d 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等</p> <p>4津波に強いまちの形成(実施主体：土木建築部、農林水産部、知事公室、市町村)</p> <p>第1節</p> <p>4 林野火災予防計画(実施主体：沖縄森林管理署、知事公室、農林水産部、警察本部、市町村) 林野火災の予防、警戒及び鎮圧をし、火災による災害の拡大防止を図るため、次の対策を講ずるものとする。</p> <p>1(1) 林野火災対策の推進</p> <p>(+)ア 県、消防機関、林野行政機関、自衛隊及び県警察その他関係機関で構成する林野火災対策推進協議会を設置して、総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の推進体制を確立する。</p> <p>(+)イ 市町村等においては、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。</p> <p>2(2) 出火防止対策</p> <p>(+)ア 県、市町村及び森林管理署等は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱及び標板等の設置に努めるものとする。</p> <p>(+)イ さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発に鑑み、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱いについての指導を強化する。</p> <p>(+)ウ 市町村及び森林管理署は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措</p>	<p>※ウに記載</p> <p>※同節同款5に記載 ・県地【風水】P180(第6節 林野火災予防計画)</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>置の適正な実施を確保するための指導を強化する。</p> <p>4エ 火入れに際しての消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。</p> <p>3(3) 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練</p> <p>ア 県及び市町村は、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備の促進を図るものとする。</p> <p>イ 林野面積の多い地域を対象に、関係機関共同で、林野火災用空中消火資機材の操法訓練等を実施する。</p> <p>4(4) 消防施設等の整備</p> <p>県は、総務省消防庁の林野火災特別地域対策事業の実施要件を備えている市町村に対し、当該事業の実施計画の策定及び林野火災用の消防施設等の計画的整備を促進する。</p> <p>※第2節 第2款 3 (2) 「ウ 消防施設等の整備促進参照」</p> <p>45 津波に強いまちの形成（実施主体：土木建築部、農林水産部、知事公室、市町村）</p> <p>津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。</p> <p>(1) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。</p> <p>このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。</p> <p>(2) 最大クラスの津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時のするとともに、津波災害警戒区域の指定等を行い、警戒避難体制の向上を促進する。</p> <p>(3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。</p> <p>特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度の避難を可能とする。</p> <p>ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。</p> <p>(4) 県や市町村の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、県庁関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。</p> <p>また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。</p>	<p>・県地【地津】P45（4津波に強いまちの形成）</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>(5) 津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。 なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。</p> <p>(6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。</p> <p>(7) 河川堤防護岸の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。</p> <p>(8) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。 なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。</p> <p>(9) 社会福祉施設医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。 また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。</p> <p>(10) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点(空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等)について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。</p>	
<p>第3款 建築物の対策 1 建築物の耐震化の促進 2 ブロック塀対策</p> <p>第3款 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等 各種の地震災害から県土を保全し、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。 なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。</p> <p>(1) 構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。</p>	<p>第4款建築物・構造物等の対策に記載</p> <p>・県地【地津】P37(第1款 地盤・土木施設等の対策)</p> <p>※同節第4款1(1)に記載</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>(2) 構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。</p> <p>(3) 構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等と比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。</p> <p>(4) 耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる</p> <p>1 地盤災害防止事業(実施主体：土木建築部、農林水産部、市町村)</p> <p>(1) 危険性 地盤災害の発生については、沖縄本島の中南部、周辺諸島の沖積低地、石垣島の宮良川沿いや名蔵湾沿いの低地、宮古島の与那覇周辺の低地等で液状化の危険性が高い。 また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、県内の斜面谷埋め型及び腹付け型の盛土造成地の危険性を把握する必要がある。</p> <p>(2) 対策 県内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、以下のとおりである。</p> <p>ア 県・市町村等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施する。</p> <p>イ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。</p> <p>ウ 液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に県民や関係方面への周知・広報に努める。</p> <p>エ 阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。</p> <p>オ 宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。</p> <p>2 砂防事業(実施主体：沖縄総合事務局開発建設部、土木建築部、市町村)</p> <p>第2節 2 土砂災害予防計画</p>	<p>・ 県地【地津】P37(1 地盤災害防止事業)</p> <p>・ 県地【地津】P37(2 砂防事業)</p> <p>・ 県地【風水】P176(第2節 土)</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>第1款</p> <p>(1) 砂防関係事業（実施主体：沖縄総合事務局開発建設部、土木建築部、市町村）</p> <p>1ア 危険箇所・警戒区域等 本県は、沖縄本島及び多くの離島で構成されており、山地から海岸に至るまでの距離が短いために、急傾斜地や急勾配の溪流が多く、がけ崩れ、地すべり及び土石流による災害が予想される危険箇所・警戒区域等が約1千箇所以上ある。 急傾斜、地すべり及び土石流による危険が予想される区域は、沖縄県水防計画のとおりである。</p> <p>2イ 対策 県は、沖縄総合事務局及び市町村等と連携・協力して、警戒避難対策等による被害防止が困難な危険箇所を把握し、土砂災害防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法など関係法令に基づく危険区域を指定し、防災対策を講じる。</p> <p>第2款</p> <p>(2) 警戒避難体制の整備（実施主体：土木建築部、市町村）</p> <p>1ア 監視装置等の整備等 県は、国（国土交通省）とともに、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計及びワイヤーセンサー等の設置並びに流木・風倒木流出防止対策など、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。</p> <p>2イ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定及びそれに伴う措置</p> <p>(1)7 土砂災害警戒区域</p> <p>ア a 県は、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域等として指定する。</p> <p>イ b 当該区域の指定を受けた関係市町村は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難路に関する事項、災害対策基本法48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用しての円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、市町村地域防災計画に定め、住民等に周知するよう努めるものとするを図るための措置を講ずる必要がある。</p> <p>(2)1 土砂災害特別警戒区域 県は、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警</p>	<p>砂災害予防計画)</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> アa 住宅宅地分譲地及び社会福祉施設等のための開発行為に関する許可 イb 建築基準法に基づく建築物の構造規制 ウc 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告 エd 勧告による移転者への融資及び資金の確保 <p>(ウ) 土砂災害防止法第8条に基づくハザードマップ等の作成、配布 市町村は、第3節 第2款 1「(2) 市町村の役割」により、土砂災害防止法第8条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。</p> <p>第1節 3 治山・治水計画 第1款 (1) 治山事業（実施主体：沖縄森林管理署、農林水産部）</p> <p>一 現況 本県における森林面積（沖縄の森林・林業。平成22年版による。）は、県土総面積226、748haの46%に相当する105、246haで、内訳は国有林31、523ha、民有林73、741haとなっており、森林のもつ多面的役割はますます重要視されている。しかしながら、毎年襲来する台風、集中豪雨等により林地崩壊が多発し、多大な被害を及ぼしている。</p> <p>ア 危険区域 本県における森林災害については、毎年襲来する台風、集中豪雨等により林地崩壊が多発し、多大な被害を及ぼしている。 平成19年度の山腹崩壊危険地区は176箇所、崩壊土砂流出危険地区は350箇所、地すべり危険地区は5箇所、計531箇所となっている。（資料編参照） また、平成19年度の山地災害危険地区及び準用地区に隣接して立地する「要配慮施設」は8施設である。</p> <p>イ 対策 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、地域森林計画を定め計画的に事業を推進する。 特に、以下の事項に重点を置き、緊急かつ計画的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ(7) 保安林の浸食防止及び強化 ロ(1) 森林の水源かん養機能の強化 	<p>[関連] 県地【地津】P37(2) 対策 ※県地【地津】P37(2砂防事業)のハザードマップに関連 ・県地【風水】P174(第1節 治山治水計画第1款 治山事業)</p> <p>※第1章第3節3に記載 (後段は次のアに記載)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>(9)(ウ) 山地災害危険地対策</p> <p>(4)(エ) 生活環境保全林の整備強化</p> <p>第2款</p> <p>(2) 治水事業(実施主体:沖縄総合事務局、土木建築部、市町村)</p> <p>1 現況</p> <p>本島の地形は細長い形で中央部を50～100mの山地又は丘陵地帯が縦走し35～40度の急傾斜をなしている。なお島の幅が狭いため、流路延長が短く、河川は急流となり、これが平地部に入ると200分の1以上の緩勾配となっており、その変化が短い区間で著しいため山地部の崩壊土砂が流下しほとんどの河川に堆積している。</p> <p>また、位置的にも毎年襲来する台風の通過コースとなっているため、豪雨の頻度が高く雨による被害が極めて多い。特に近年河川流域の開発が著しいため、流出率の増大や保水力の低下等、流域条件が変化し、浸水被害も増大しつつある。</p> <p>なお、県管理の2級河川として51水系75河川が指定されている。</p> <p>2ア 危険区域</p> <p>河川の氾濫等の危険が予想される区域は、沖縄県水防計画に定める「重要水防区域内で危険と予想される区域(河川)」のとおりである。</p> <p>2イ 対策</p> <p>(1)(7) 中南部地区及び住宅密集地区に係る河川及びダムがある河川等については50年確率降雨量を、その他の河川については30年確率降雨量を設計条件として、計画的な河川の改修を積極的に推進する。また、河川流域の自然状況や社会条件を総合的に判断し、ダムによる治水対策が有利な河川においては、総合的な治水対策を図り、県民の生命財産を災害から未然に防止する。</p> <p>(2)(イ) 特に都市河川については、河川護岸施設の整備と並行して、堆積土砂の浚渫工事を積極的に推進する。</p> <p>(3)(ウ) 慢性的浸水低地帯については雨水貯留・浸透施設の設置促進、また、建築物の新築及び改築等に際しては地盤面の嵩上げを推進する等、長期的視点からその解消策を検討する。また、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流量能力を著しく損なうことがないよう対処する。</p> <p>4ウ 浸水想定区域の指定と周知</p> <p>(1)(7) 県の役割</p> <p>県は、水防法に基づき指定した水位周知河川について避難判断水位(特別警戒水位)を定め、その水位に達した河川において河川の氾濫による想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定された区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時</p>	<p>・県地【風水】P174(第2款 治水事業)</p> <p>※第1章第3節3に記載</p> <p>・県地【風水】P175(4 浸水想定区域の指定と周知)</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</p> <p>(イ) 市町村の役割</p> <p>a 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、主として高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市町村は市町村地域防災計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定めるものとする</p> <p>b 市町村は、市町村地域防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。</p> <p>c 市町村は、第3節 第2款 1「(2) 市町村の役割」により、水防法第15条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。</p> <p>(ウ) 施設管理者等の役割</p> <p>a 地下街等の所有者・管理者 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導及び浸水防止活動等の訓練を行うほか、自衛水防組織を置く。</p> <p>b 要配慮者利用施設の所有者・管理者 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。</p>	<p>※第2章第1節2(2)※1、第3節第1款、第4節第6款の「要配慮者」の記載に合わせる</p> <p>〔関連〕 県地【地津】P37(2) 対策</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>ウc 大規模工場等の所有者・管理者 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく浸水防止活動等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。</p> <p>第14節 4 農業地等災害の予防計画及び防災営農の確立(実施主体：沖縄総合事務局、農林水産部、市町村)</p> <p>イ ため池等整備事業 2(1) 農地保全整備事業 防災事業の促進 ア 農地防災事業の促進 保全整備事業 地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する。これらへの対策として、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努めるとともに、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップ等による適切な情報提供に努める。 また、県及び市町村は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。</p> <p>イ ため池等整備事業 (ア)(ア) 土砂崩壊防止工事 県及び市町村は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。 (イ)(イ) 老朽ため池等整備工事 県及び市町村は、県下に所在するかんがい用ため池で、古いこと等から堤体及び取水施設等がそのまま放置すると、豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害を招くおそれのあるため池について、緊急度の高いものから</p>	<p>・県地【風水】P188(第14節 農業災害予防計画) ※「農業災害」は、自然災害による農作物等の被害を連想させること、「営農」はソフト面であることからタイトルに加える。 【参考】農業災害補償制度：自然災害による農作物・畜産物等の損害に対する補償制度 ※(1)イに記載 ・県地【地津】P39(7 農地防災事業の促進)</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>順次補修事業を実施する。</p> <p>ウ 地すべり対策事業 県及び市町村は、地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業を推進する。</p> <p>4(2) 防災営農の確立</p> <p>ア 指導体制の確立 県及び市町村は、本県農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、県及び市町村は関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。</p> <p>7 指導組織の統一及び指導力の強化 県は、県出先機関への指導・調整の強化と、関係諸機関との連携及び指導体制の強化を図る。 また、県及び市町村は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。</p> <p>イ 防災施設の拡充 県及び市町村は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。</p> <p>イ 営農方式の確立 県及び市町村は、本県農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。 また、県の試験研究機関にあっては、病虫害、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術による防災営農の確立に努める。</p> <p>5 海岸保全施設対策（実施主体：土木建築部、農林水産部、市町村、港湾管理者） 海岸の保全については、海岸法第2条の二に規定する海岸保全基本方針に基づき対策を推進する。概要は以下のとおり。</p> <p>(1) 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。</p> <p>(2) 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。</p> <p>(3) 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。</p> <p>(4) 水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。</p> <p>(5) 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。</p>	<p>・県地【地津】P39（8 海岸保全施設対策）</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>第2節</p> <p>6 高潮等対策計画（実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、農林水産部、市町村） 地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル（内閣府、平成13年）に基づいて、次の対策を推進する。</p> <p>1(1) 高潮防災施設の整備</p> <p>(1)ア 現況 沖縄本島及び多くの離島からなる本県の海岸線の総延長は2,027 2,029 kmに及んでいるが、そのうち高潮等対策が必要な海岸保全区域として指定する必要がある海岸線の延長は447 kmであり、平成23 31年3月現在までに432 423 kmが指定されている。</p> <p>沿岸に位置する住宅地や産業地域では、海岸護岸は既成しているが、なかには防護機能が不十分なものや老朽化している施設があり、老朽海岸施設の老朽度について点検等を行い、特に重要な施設から老朽化海岸施設の改修等を計画的に推進する必要がある。</p> <p>また、台風の規模や進路などの気象条件によっては宅地や農耕地等に大きな被害をもたらしており、海岸保全施設の整備を促進する必要がある。</p> <p>(2)イ 危険区域 高潮等の危険が予想される区域は、沖縄県水防計画に定める「重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）」のとおりである。</p> <p>(3)ウ 対策</p> <p>7(7) 海岸を防護するため、管理または海岸法第2条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第3条の海岸保全区域の指定を促進する。</p> <p>4(4) 施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。</p> <p>5(5) 海岸と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。</p> <p>6(6) 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。</p> <p>7(7) 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。</p> <p>8(8) コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。</p> <p>2(2) 警戒避難体制の整備 県は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成18年度～平成19年度）を市町村に普及し、高潮浸水想定区域における高潮避難計画の策定及び高潮ハザードマップの作成・普及を支援する。</p> <p>市町村は、津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成16年）等を活用して、高潮避難計画</p>	<p>・県地【風水】P177(第3節 高潮等対策計画)</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。</p> <p>7 緑地の整備・保全 土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。</p>	<p>・県地【地津】P44(2都市基盤施設の防災対策に係る整備 緑地の整備・保全)</p>
<p>第4款 危険物施設等の対策 第4款 建築物・構造物等の対策 既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。</p> <p>第4節 建築物等災害予防計画 1 防災建築物・構造物等の建設の促進 本計画は、地震・津波災害、風水害、大火災等による建造建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った防災建造建築物・構造物の建設を促進し、被害の減少を図るものとする。 なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による</p> <p>(1) 建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方 (1)ア 建築物・構造物 施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。</p> <p>(2)イ 建築物・構造物 施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。</p> <p>(3)ウ 建築物・構造物 施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物 施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。</p> <p>(4)エ 耐震性の確保には、上述の個々の建築物・構造物 施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。</p> <p>1(2) 建築物の耐震化の促進（実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、教育委員会、市町村）</p>	<p>※同節第6款に記載 ・県地【地津】P46(第3款 建築物の対策) ※同節第4款1(2)に記載 ・県地【風水】P178(第4節 建築物等災害予防計画)</p> <p>・県地【地津】P37(第1款 地盤・土木施設等の対策)</p> <p>・県地【地津】P46(第3款 建</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>県は、既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震診断・耐震改修を推進し、するほか、津波への安全性確保の促進に努める。</p> <p>県は、「沖縄県耐震改修促進同計画」に掲げた耐震化目標(平成27年度令和2年度までに、住宅及び特定建築物95%、県所有の公共建築物のうち特定既存耐震不適格建築物100%)を達成するため、耐震診断及び改修に係る広報及び相談、建築物所有者や市町村への支援策等を推進するとともに、推進に必要な体制や制度の整備、計画の進捗管理を行う。</p> <p>市町村は、「沖縄県耐震改修促進同計画」を踏まえ、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標(市町村所有の公共建築物のうち特定既存耐震不適格建築物100%)の達成に向け、市町村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。</p> <p>また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。</p> <p>そのほか、建築物における天井の脱落等の防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。</p> <p>2 ブロック塀対策</p> <p>2(3) 建築物等の適切な維持保全と耐風及び耐火対策の促進</p> <p>県及び市町村は、建築物等の防風、防火及び、避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物等の耐風及び耐火対策を促進するものとする。</p> <p>また、県及び市町村所有の公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとする。し、特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。</p> <p>2(4) ブロック塀対策</p> <p>宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示されたが、本県の場合、台風等の強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されていることから、これらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施・検討する。</p> <p>(ア) 調査及び改修指導</p> <p>市町村は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路</p>	<p>建築物の対策) ※津波に関する記載は最終行に同(2)の最終行に記載あり</p> <p>※(4)に記載 ・県地【風水】P178(2建築物の適切な維持保全と耐風対策の促進) ※適切な維持保全の周知は、(7)に記載 ・県地【風水】P178(3公共建築物の耐風及び耐火対策) ・県地【地津】P46(2ブロック塀対策)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。</p> <p>(2)イ 指導及び普及啓発 県は、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。</p> <p>4(5) 公共建築物等の定期点検及び定期検査 県及び市町村は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。</p> <p>キ(6) 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備 建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、県民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。</p> <p>2(7) 建築物等の適切な維持保全の周知と耐風対策の促進 県及び市町村は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努める。とともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。</p> <p>第13節</p> <p>2 文化財災害の予防計画(実施主体：国、教育委員会、市町村) 建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等から守る必要がある。また、史跡、名勝、天然記念物等については、山火事による被害のおそれがある。このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、を火災、台風、地震等の災害から守るため、次により災害予防の徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 国、県及び各市町村は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策等に努める。</p> <p>(1)(2) 各市町村教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から県警察及び消防機関と連携し、災害予防対策を実施する。</p> <p>(2)(3) 県は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発する。</p> <p>(3)(4) 県及び市町村は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。</p> <p>(4)(5) 市町村は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。</p> <p>(5)(6) 県は、各市町村文化財担当職員講習会等を開催して、防災措置について指導する。</p> <p>(6)(7) 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。</p> <p>(7)(8) 県及び市町村は、文化財の所有者又は管理者に対するし、防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査のを指導す</p>	<p>・県地【風水】P178(4公共建築物の定期点検及び定期検査)</p> <p>・県地【地津】P64(キ建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備)</p> <p>・県地【風水】P178(2建築物の適切な維持保全と耐風対策の促進)</p> <p>※(3)に記載</p> <p>・県地【風水】P187(第13節文化財災害予防計画)</p> <p>・R2 防基 P99((2)建築物の安全化)</p> <p>・R2 防基 P307((2)建築物の防火管理体制)</p> <p>・県地【地津】P65(キ 文教対</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>る。</p>	<p>策に関する事前措置(エ)</p>
<p>第5款 ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。 、あわせて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。</p> <p>ライフライン施設の地震による被害を最小限に止めるため、電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。</p> <p>また、県、市町村及び各ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性、耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>さらに、大規模な地震・津波が発生した場合の被害想定結果に基づいて主要設備の耐震化、耐浪化、液状化対策、地震後の復旧体制の整備及び資機材の備蓄等を行う。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進める。 そのほか、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等に努めるほかを 図り、 広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努めるものとする。</p> <p>また、各ライフライン施設は以下のとおり対応する。</p> <p>⇒1 上水道施設災害の予防対策(実施主体：保健医療部、企業局、市町村)</p> <p>地震・津波 自然災害による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。</p> <p>(1) 施設の耐震性及び液状化 防災対策の強化</p> <p>水道事業者及び水道用水供給事業者における水道施設の新設、拡張及び改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策を行い、適切な施設の維持管理に際しては適切な、保守点検による耐震性の確保に努める。洪水・高潮等</p>	<p>・R2 防基 P13((3)ライフライン施設等の機能の確保)</p> <p>・県地【地津】P44(エ ライフライン等の共同溝等の整備等)</p> <p>・県地【地津】P40(9 上水道施設災害予防対策)</p> <p>・県地【風水】P183(第1款 上水道施設災害予防計画)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>の浸水、土砂災害のリスク等を考慮してた、システムの多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図るり、また、代替性の確保、多重化等により供給システムの強化を推進する。</p> <p>(2) 広域応援体制の整備 災害時における円滑な応急給水を実施するための水道事業者及び水道用水供給事業者間の県内における広域的な応援・受援を円滑かつ的確に実施できるように、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づく実践的な運用体制を整備・点検するとともに、市町村が策定する災害時の給水拠点を明確にした応急給水計画の策定を促進する。 また、県内において必要な人員、資機材が不足する場合には、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく応援の速やかな要請と的確な受入れを行う体制等を整備する。</p> <p>10 2 下水道施設災害の予防対策(実施主体：土木建築部、市町村) 地震・津波自然災害による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように次の対策を行う。</p> <p>(1) 施設の耐震性、液状化防災対策の強化及びバックアップ施設の整備 県及び市町村は、下水道施設の施工新設・改築等に当たっては、耐震性の確保、液状化対策等並びに洪水・高潮等の浸水や土砂地震・津波、水害等の自然災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備(停電対策)や設備の二元化、代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。 これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き(日本下水道協会)に基づく。 また、業務継続計画(BCP)に基づき、緊急時の対応力を向上させることにより、下水道機能の継続と早期回復のための体制を確保する。</p> <p>(2) 広域応援体制の整備 県は、県内の事業者間での広域応援体制構築の支援及び「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、速やかな支援要請と的確な受入体制等を整備する。</p> <p>11 3 都市ガス等施設災害の予防計画(実施主体：那覇産業保安監督事務所、日本コミュニティーガス協会沖縄支部、沖縄ガス㈱、コミュニティーガス事業者)</p> <p>(1) 施設対策 「ガス事業法」に基づく保安管理の徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 防災計画等の策定・見直し及び訓練の実施 ガス事業者沖縄ガス㈱、コミュニティーガス事業者は、地震・津波災害による都市ガス施設及びコミュニティーガス施設の被害やガスの漏洩等の二次災害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、以下の事項に係る事業継続計画及び防災計画等を策定し、対策を推進する。</p>	<p>・県地【地津】P40((2)広域応援体制の整備)</p> <p>・県地【地津】P40(10 水道施設災害予防対策)</p> <p>・県地【風水】P183(第2款 下水道施設災害予防計画)</p> <p>・県地【地津】P40(11 都市ガス施設災害予防計画) ※(2)に記載</p> <p>・県地【風水】P184(第1款 都</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>このため、また、都市ガス施設の大規模事故や被災を想定、した防災訓練の結果等を実施し、これらを踏まえて防災計画等を定期的に検証し、適宜見直しを実施する。</p> <p>(2) 教育訓練及び防災知識の普及</p> <p>(1)(2) 施設対策 施設の耐震性や液化化対策の強化、単位ブロック等の整備、地震計・通信設備の設置及びマイコンメーターの普及等を推進する。とともに、洪水・高潮等の浸水及び土砂災害等の危険性を考慮して、都市ガス施設の安全、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害時にも都市ガスの安全と安定供給を図る施設や体制の整備等を計画的に進める。</p> <p>(2)(3) 教育訓練及び防災知識の普及等 災害対応要領の策定、災害対策用資機材の整備・点検、従業員の防災教育・訓練、災害応援協力体制の確保及び県民等へのガス栓閉止措置の普及等を推進する。</p> <p>第2款</p> <p>4 高圧ガス施設災害の予防計画(実施主体:那覇産業保安監督事務所、商工労働部、市町村、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会) 高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、市町村、公安委員会及び(一社)沖縄県高圧ガス保安協会等は連携し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。</p> <p>地震・津波による高圧ガス災害の発生及び拡大を防止するために、国、県、市町村、公安委員会及び(一社)沖縄県高圧ガス保安協会等は、それぞれ連絡を密にし、なお、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等を推進する。</p> <p>(1) 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策</p> <p>(1)ア 高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。</p> <p>(2)イ 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。</p> <p>(2) 高圧ガス消費者における保安対策</p> <p>(1)ア (一社)沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。</p> <p>(2)イ 消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。</p> <p>(3) 路上における指導取締の実施 高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。</p>	<p>市ガス災害予防計画)</p> <p>※(3)に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県地【地津】P40((1)施設対策) ・県地【風水】P184(第1款 都市ガス災害予防計画) ・県地【地津】P40((2)教育訓練及び防災知識の普及等) ・県地【風水】P184(第2款 高圧ガス災害予防計画) ・県地【地津】P40(12 都市ガス施設災害予防計画) ・県地【風水】P184(1 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策)

修正案概要(見え消し)	備考
<p>4(4) 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。</p> <p>4 5 電力施設災害の予防対策(実施主体:那覇産業保安監督事務所、沖縄電力(株))</p> <p>(1) 電力施設災害予防対策の基本方針 電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。</p> <p>「電気事業法」および「災害対策基本法」に基づく保安管理の徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 事業継続計画、防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施 沖縄電力(株)は、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、事業継続計画及び防災業務計画を策定し、対策を推進する。</p> <p>また、防災業務計画の見直しにあたっては、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、するとともに、風水害の被害想定及び防災訓練これらの結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、適宜見直しを実施する。</p> <p>なお、国及び地方自治体を実施する防災訓練には積極的に参加することとする。</p> <p>(2) 電力施設災害予防事業の実施 ア 防災訓練の実施 災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施するとともに、国及び地方自治体を実施する防災訓練には積極的に参加する。</p> <p>(2) 施設対策 沖縄電力(株)は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。</p> <p>なお、以下のとおり施設毎に対策を講じる。</p> <p>イア 火力発電設備 機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準に基づいて設計を行う。 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</p> <p>イイ 送電設備</p>	<p>・県地【地津】P41(13 電力施設災害予防対策) ※(2)に記載</p> <p>※災対法第36条第1項 都市ガスと同様に防災(業務)計画、訓練等に係るタイトルを記載</p> <p>・県地【風水】P184(第3款 電力施設災害予防計画)</p> <p>※(1)に記載</p> <p>・県地【風水】P184(第3款 電力施設災害予防計画)</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>(7) 架空電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</p> <p>(イ) 地中電線路 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。 また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。</p> <p>ウ 変電設備 機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</p> <p>エ 配電設備 (7) 架空配電線路 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</p> <p>(イ) 地中配電線路 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。</p> <p>オ 通信設備 屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。 イ カ 上記について、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計する。</p> <p>(3) 関係機関との連携 都道府県、 沖縄県、 及び 電気事業者及び 電気通信事業者は、 倒木等により電力供給網、 通信網に 支障が生じることへの 対策として、 地域性を踏まえつつ、 事前伐採等による 予防保全や 災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の 拡大に努めるものとする。</p>	<p>・R2 防基 P144((1)風水害に強いまちの形成)</p> <p>※民有地の事前伐採は現時点では課題が多く実施が困難であるため。</p> <p>※倒木に係る連携は、県（土木建築部）と沖縄電力が締結した</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>14 6 通信施設災害の予防計画（実施主体：知事公室、企画部、市町村、各電気通信事業者）</p> <p>県、市町村及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。</p> <p>(1) 県及び市町村における予防計画</p> <p>ア 災害用情報通信手段の確保県及び市町村は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。</p> <p>(ア) 代替手段等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用 ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮） <p>(イ) 冗長性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携 ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化 <p>(ウ) 電源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等 ・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策 <p>(エ) 確実な運用への準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検 ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検 ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟 ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練 ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等） ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定および関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整） <p>(オ) その他の通信の充実等</p>	<p>協定を想定。 ※通信事業者については、6(4)に記載 ・県地【地津】P41(14 通信施設災害予防計画)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保 ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築および収集された画像を配信する通信網の整備 <p>イ 情報通信機器等の充実</p> <p>災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。</p> <p>(7) 県は、被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を充実するため、地域衛星通信ネットワーク等も導入した沖縄県総合行政情報通信ネットワークを充実・強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県本庁と各合同庁舎を結ぶ幹線系については、自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせて2重化を図るとともに、回線の大容量化を図る。 ・市町村端末局については、自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせて2重化を図るとともに、回線の大容量化を図る。 ・消防本部、県出先機関（北部保健所、南部保健所、宮古保健所、北部病院、中部病院、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院、八重山病院）及び防災関係機関（沖縄气象台、第十一管区海上保安本部、NHK沖縄放送局、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄電力株式会社(株)）及び防災関係機関端末局については、単一无線回線（260 MHz帯デジタル無線）を整備。 ・陸上移動局（260 MHz帯デジタル無線）は、県本庁及び各合同庁舎、知事公舎、県出先機関（北部保健所、中部保健所、南部保健所、宮古保健所、八重山保健所）、各離島市町村、陸上自衛隊那覇駐屯地に必要台数を配備する。 ・衛星地球局は、県本庁、宮古及び八重山合同庁舎、南大東村、北大東村に設置し、地上系のバックアップを図る。 ・衛星携帯電話を導入し、地上系のバックアップを図る。 <p>(イ) 市町村は、市町村防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。</p> <p>(ウ) 県は、防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備するよう指導する。</p> <p>ウ 通信設備等の不足時の備え</p> <p>県及び市町村は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。</p> <p>エ 停電時の備え及び平常時の備え</p>	

修正案概要(見え消し)	備考
<p>県及び市町村は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。</p> <p>(2) 各電気通信事業者における予防計画</p> <p>ア 電気通信設備等の予防計画</p> <p>災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進するものとする。</p> <p>(ア) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。</p> <p>(イ) 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。</p> <p>イ 伝送路の整備計画</p> <p>局地的被害による回線の被害を分散するため、次の整備を図るものとする。</p> <p>(ア) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。</p> <p>ウ 回線の非常措置計画</p> <p>災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。</p> <p>(ア) 回線の設置切替方法</p> <p>(イ) 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保</p> <p>(ウ) 離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保</p> <p>(エ) 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保</p> <p>(オ) 可搬型基地局装置による通話回線の確保</p> <p>(3) 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画</p> <p>(ア) 通信手段の確保</p> <p>県、市町村及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。</p> <p>(イ) 広域災害・救急医療情報システムの整備</p> <p>県、市町村及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 関係機関との連携</p> <p>都道府県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡</p>	<p>・ 県地【風水】P185(2救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画)</p> <p>・ R2 防基 P144((1)風水害に強いまちの形成)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>大に努めるものとする。</p> <p>15 7 放送施設災害の予防計画(実施主体:各放送機関) 各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置 (2) 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置 (3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立 (4) その他必要と認められる事項 <p>16 8 通信・放送設備の優先利用等の事前措置(実施主体:知事公室、市町村、関係機関)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 優先利用の手続き 県、市町村及び関係機関は、通信設備の優先利用(基本法第57条)及び優先使用(同法第79条)について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。 (2) 放送施設の利用 知事及び市町村長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておくものとする。 	<p>※民有地の事前伐採は現時点では課題が多く実施が困難であるため。</p> <p>※倒木に係る連携は、県(土木建築部)とNTT西日本が締結した協定を想定。</p> <p>※電気事業者については、5(3)に記載</p> <p>・県地【地津】P43(15 放送施設災害予防計画)</p> <p>・県地【地津】P43(16 通信・放送設備の優先利用等の事前措置)</p>
<p>第4 6 款 危険物施設等の対策 危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波、風水害等を想定した保安体制の強化を講ずる、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、保安防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。</p> <p>1 危険物災害予防計画(実施主体:那覇産業保安監督事務所、第十一管区海上保安本部、知事公室、市町村、沖縄県警察等)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物製造所等に対する指導 	<p>・県地【地津】P47(第4款 危険物施設等の対策)</p> <p>・県地【風水】P181(第7節 危険物等災害予防計画)</p> <p>※危険物、毒物、火薬において、「〇〇(災害名)を想定した△△」など災害名を具体的に記し</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所(以下「危険物製造所等」という。)に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、地震・津波災害予防上必要な指導を行う。</p> <p>(2)(2) 危険物運搬車両に対する指導 消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対して移送及び運搬並びに取扱基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。</p> <p>(2)(3) 防災保安教育の実施 危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、地震・津波、風水害等を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言・指導を行う。</p> <p>(3)(4) 危険物製造所等の予防対策 危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立構築及び危険物施設の管理・点検等について、以下の対策を講じ地震・津波災害の予防に万全を期する。</p> <p>ア 火災・爆発等の防止対策 取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、地震・津波災害による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 危険物施設の管理・点検 危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできる行えるよう、地震・津波、風水害等を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。</p> <p>ウ 保安設備の維持 危険物の火災・爆発・流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、地震・津波災害発生時際にも常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。</p> <p>エ 保安体制の整備・確立 危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市町村及び消防機関等に対する通報体制を確立する。 また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。</p> <p>オ 従事者に対する教育訓練 危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波、風水害等に対する教育訓</p>	<p>た方がよい場合は、地震・津波、風水害等と記し、それ以外は「災害」とする。以下同じ</p> <p>・県地【風水】P181(2)危険物運搬車両に対する指導)</p> <p>・県地【地津】P47((2)防災保安教育の実施)</p> <p>・県地【地津】P47((3)危険物製造所等の予防対策)</p> <p>・県地【風水】P181((3)保安設備の維持)</p> <p>・県地【風水】P181((4)保安体制の整備・確立)</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。</p> <p>5(5) 化学車及び消防機材の整備 消防機関に化学車等及び消防機材の整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。</p> <p>2 毒物・劇物災害予防計画（実施主体：保健医療部、市町村、沖縄県警察、消防本部、第十一管区海上保安本部等）</p> <p>(1) 方針 地震・津波災害発生による毒物・劇物がの流出又は散逸する等の不測の事態に備えて、以下の事項について徹底を図る。</p> <p>ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握 イ 毒物及び劇物の地震・津波災害発生時における危害防止規定の策定 ウ 耐震等の施設・設備等の防災対策に係る定期点検及び補修の実施 エ 防災安全教育及び訓練の実施 オ 災害事故対策組織の確立</p> <p>(2) 対策 県は、地震・津波災害発生時による毒物・劇物によるの危害を防止するため、毒物・劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物営業者等」という。）に対し以下の指導を行い、万全を期するものとする。</p> <p>ア 毒物・劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。 イ 地震・津波災害発生時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導する。し、あわせて、毒物・劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。 ウ 毒物・劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する地震・津波、風水害等防災上の指導体制の確立を図る。 エ 毒物・劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する耐震、耐風、耐火、耐浪等の設備の指導を実施する。 オ 毒物・劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。</p> <p>3 火薬類災害予防計画（実施主体：那覇産業保安監督事務所、商工労働部、沖縄県警察、市町村、第十一管区海上保安本部、(一社)沖縄県火薬類保安協会等） 地震・津波災害発生時による火薬類によるの災害の発生を防止するため、国、県、市町村、警察本部沖縄県警察、第十一管区海上保安本部及び(一社)沖縄県火薬類保安協会等は相互に連携し、保安体制の強化や及び火薬類取締法に</p>	<p>・県地【風水】P181（5化学車及び消防機材の整備） ・県地【津地】P47（2毒物劇物災害予防計画） ・県地【風水】P182（第2款毒物劇物災害予防計）</p> <p>・県地【地津】P48（3火薬類災害予防計画） ・県地【風水】P187（第12節火薬類災害予防計画）</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策</p> <p>ア 県は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、地震・津波への保安の監督・指導を行わせる。</p> <p>イ 県は、火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所に、必要に応じて立入検査を実施し、地震・津波への保安体制の強化を図る。</p> <p>(2) 火薬類消費者の保安啓発</p> <p>ア 県は、火薬類消費者への地震・津波の保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。</p> <p>イ 県は、火薬類消費者の保安指導を実施し、地震・津波への自主保安体制の強化を図る。</p> <p>(3) 路上における指導取締りの実施</p> <p>県は、火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。</p> <p>(4) 火薬類による危害予防週間の実施</p> <p>県は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。</p> <p>4 有害化学物質等漏出災害予防計画（実施主体：環境部）</p> <p>事業場においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。地震・津波の災害の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、県民の健康や生活環境を保全するため、以下の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。</p> <p>(1) 「PRTR 法」に基づく第一種指定化学物質等取扱事業者における取扱状況把握及び情報提供体制の整備 PRTR 法第5条第2項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が主務大臣に届け出る内容（第一種指定化学物質及び事業所ごとの排出量及び移動量）を把握するとともに、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。</p> <p>※ PRTR 法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律</p> <p>(2) 「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく事業者指導「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。</p> <p>ア 対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理</p> <p>イ 地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備</p>	<p>・ 県地【地津】P48（4有害化学物質等漏出災害予防計画） ※見地風水害には記載なし</p>
<p>第11節第7款 不発弾等災害予防計画（実施主体：沖縄総合事務局、自衛隊、第十一管区海上保安本部、沖縄県警察、知</p>	<p>・ 県地【風水】P186(第11節</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>事公室、市町村) (略)</p>	<p>不発弾等災害予防計画) ※変更なし</p>
<p>第17節第8款 気象観測施設・体制の整備計画 (略)</p>	<p>・ 県地【風水】P190(第17節 気象観測体制の整備計画) ※変更なし</p>
<p style="text-align: center;">第3節 地震・津波災害に強い人づくり</p> <p>いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開するものとする必要がある。</p> <p>「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取り組みにより、災害に強い人材の育成を図る。</p>	<p>・ 県地【地津】P49(第3節 地震・津波に強い人づくり) ・ R2 防基 P 7 (第1節 防災計画の効果的推進) ・ R1 防基 P136(第1節 風水害に強い国づくり, まちづくり) ・ R2 防基 P 3 ((1) 周到かつ十分な災害予防) ※意義、手段等を新規記載</p>
<p>第23節第1款 防災訓練計画</p> <p>地震・津波、風水害等各種災害を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、県、市町村及び関係機関は、防災訓練を実施する。</p> <p>訓練実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、市町村において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>1 防災訓練の実施に係る基本方針</p> <p>(1) 実践的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練 訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実践的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。</p> <p>(2) 地域防災計画等の検証 県や市町村の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様</p>	<p>・ 県地【風水】P196(第23節 防災訓練計画)</p> <p>・ 県地【地津】P49(第1款 防災訓練計画)</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく防災訓練を実施する。</p> <p>(3) 訓練内容の具体化 訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。</p> <p>(4) 多様な主体の参加 県民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、県、市町村及び防災関係機関が連携して、多数の県民や事業所等が参加するように努める。 また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、婦人女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。</p> <p>2 各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：関係部局、市町村、防災関係機関） 防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。</p> <p>(1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場への派遣等について行うテーマ別訓練</p> <p>(2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練</p> <p>(3) 傷病者等を念頭においた救出・医療訓練</p> <p>(4) 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練</p> <p>(5) 物資集配拠点における集配訓練</p> <p>(6) 民間企業・ボランティア等との連携訓練</p> <p>(7) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練</p> <p>3 総合防災訓練等（実施主体：関係部局、市町村、防災関係機関）</p> <p>(1) 総合防災訓練 県は、広域的な被害を想定した総合訓練を実施し、当該訓練の実施に際しては、訓練のテーマ、対象者、実施内容、及び具体的目標等を工夫し、県全体の防災意識や連携体制を向上させる効果的な訓練を実施する。 市町村や防災関係機関は、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。特に離島においては、孤立化を想定した自活体制の確保や、応援の要請・受入等をテーマとした訓練を実施する。</p> <p>ア 実施時期 毎年1回以上適当な時期（防災月間週間等）に行うものとする。</p>	

修正案概要（見え消し）	備考
<p>イ 実施場所 毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。</p> <p>ウ 参加機関 県、関係市町村及び防災関係機関</p> <p>エ 訓練の種目 訓練の種目はおおむね次のとおりとする。</p> <p>(7) 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練</p> <p>(イ) 水防訓練</p> <p>(ウ) 救出及び救護訓練</p> <p>(エ) 炊き出し訓練</p> <p>(オ) 感染症対策訓練</p> <p>(カ) 輸送訓練</p> <p>(キ) 通信訓練</p> <p>(ク) 流出油等防除訓練</p> <p>(ケ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）</p> <p>(コ) その他</p> <p>(2)オ 訓練実施後の評価 訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。</p> <p>(2)(2) 広域津波避難訓練 県は、県民等の津波避難行動に特化した県下全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに実施する。これにより、県民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。 なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。</p> <p>ア 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題</p> <p>イ 津波避難困難区域の把握</p> <p>ウ 米軍基地周辺での米軍との現地実施協定に基づく基地内への避難、避難行動要支援者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性</p> <p>(4)(3) 災害対策本部運営訓練 県は、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部</p>	

修正案概要(見え消し)	備考
<p>の初動について実践的な訓練を実施する。なお、訓練の狙いは以下のとおりとする。</p> <p>ア 災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進</p> <p>イ 本部会議及び各部の実践力の向上</p> <p>ウ 防災計画・マニュアルの検証</p> <p>(5)(4) 複合災害訓練 県、市町村及び防災関係機関は、本県の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。 また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。</p> <p>(1)(5) 消防訓練 消防関係機関合同により、消防活動技術の向上を図るため、県及び地区単位に総合演習、消防ポンプ操法大会等を実施する。</p> <p>(2)(6) 非常通信訓練 沖縄地方非常通信協議会は、災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。</p> <p>(3)(7) 職員参集訓練 県及び市町村は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。</p> <p>(4)(8) 石油コンビナート等総合防災訓練 県及び関係機関は、特別防災区域における石油コンビナート等総合防災訓練を実施する。なお、その詳細については、「沖縄県石油コンビナート等防災計画」により別途定めるものとする。</p> <p>(5)(9) 原子力艦の原子力災害防災訓練 県は、原子力艦寄港地である関係市とともに原子力艦の原子力災害防災訓練を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>・県地【風水】P196(2各種防災訓練)</p>
<p>第2款 地震・津波防災知識の普及・啓発に関する計画</p> <p>地震・津波、風水害等を念頭においた県、市町村及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。</p> <p>1 防災知識の普及・啓発(実施主体：知事公室、市町村、防災関係機関)</p> <p>(1) 県の役割</p>	<p>・県地【地津】P51(第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画)</p> <p>・県地【地津】P51(第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>県は、沖縄県地域防災計画の概要や地震・津波、風水害の知識並びに地震災害時の心得などについて普及・啓発を行い、沖縄県における防災対策について住民の理解と認識を深めるように努める。</p> <p>ア 防災知識の普及・啓発活動</p> <p>(ア) 日常的に、ラジオ、テレビ又は新聞等を通じて適宜広報する。</p> <p>(イ) 広報印刷物又はインターネット等を活用して防災知識の普及徹底を図る。</p> <p>(ウ) ビデオ取材のほか、写真も含めた地震・津波災害、風水害特集を製作して理解を深める。</p> <p>(エ) 防災関係展示会等行事を必要に応じて開催する。</p> <p>イ 活用媒体</p> <p>(ア) 各報道機関</p> <p>(イ) 県及び関係機関の広報組織</p> <p>(ウ) 市町村広報担当機関</p> <p>(2) 市町村の役割</p> <p>ア 市町村は、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するため、自然災害等に関する総合的な資料として図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。</p> <p>イ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</p> <p>(3) 気象台の役割</p> <p>気象台は、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、以下の取り組みを行う。</p> <p>ア 緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報について知識の普及・啓発に努める。</p> <p>イ また、地震及び津波に関する情報を住民が容易に利活用できるよう、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達する。</p> <p>ウ さらに、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や市町村、</p>	<p>・ 県地【地津】P51((2)市町村の役割)</p> <p>・ R2 防基 P150((1)防災知識の普及)</p> <p>【参考】R2 防基 P15((1)防災知識の普及)</p> <p>※箇条書きに変更</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。</p> <p>エ 県及び市町村並びに気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に開催し、県民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。</p> <p>気象台は、県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て住民に正確な知識の普及するものとすを図る。</p> <p>オ また、特別警報・警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。</p> <p>(4) その他防災関係機関の役割 防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。</p> <p>(5) その他普及・啓発の方法等</p> <p>ア 普及・啓発の時期や内容等</p> <p>(7) 県、市町村及びその他防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波災害被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を県民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。</p> <p>(7) a 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策</p> <p>(7) b 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動</p> <p>(7) c 災害時の家族内の連絡体制の確保</p> <p>(7) d 緊急地震速報受信時の対応行動</p> <p>(7) e 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加</p> <p>(イ) 県及び市町村並びに気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に開催し、県民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。</p> <p>(ロ) 国(国土交通省、気象庁)及び地歩公共団体は、県、市町村及び気象台は、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</p> <p>イ 効果的な普及・啓発方法</p>	<p>・県地【風水】P194(1台風教育(1)講演会※(5)ア(イ)に記載)</p> <p>・R2 防基 P15((1)防災知識の普及)</p> <p>・県地【風水】P194(1台風教育(1)講演会)</p> <p>※ R1 防基 P143((1)防災知識の普及)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。</p> <p>また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。</p> <p>2 各種防災教育の実施(実施主体：国(沖縄気象台)、知事公室、教育委員会、市町村、防災関係機関)</p> <p>防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図るとともに、県及び市町村は、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。</p> <p>特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数見られる。ことから、県、市町村及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等のに対する県民等の防災意識や対応力を維持・向上させる。ため、過去に本県に甚大な被害をもたらした台風等の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要となる。</p> <p>(1) 防災研修会・防災講習会 災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行うが、その際は受講者の属性(職種・年令層等)を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。</p> <p>(2) 防火管理者教育</p> <p>(3)(2) 学校教育・社会教育 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等その内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。</p> <p>県及び市町村は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、県民の地震・津波防災への理解向上に努める。</p> <p>また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。</p> <p>(3) その他 消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織</p>	<p>・県地【地津】P52(2各種防災教育の実施)</p> <p>・県地【風水】P194(第22節台風・大雨等の防災知識普及計画)</p> <p>・県地【地津】P52(2各種防災教育の実施)</p> <p>※3(1)ウに記載</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>等の組織を通じて、地震活動及び地震発生原因についての防災知識の普及・啓発を図る。</p> <p>また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施する際は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。</p> <p>3 災害教訓の伝承（実施主体：知事公室、市町村）</p> <p>→3 消防・防火教育</p> <p>(1) 消防教育</p> <p>消防教育とは、消防職員・消防団員に対して消防学校で行う専門教育、市町村において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため消防機関等が実施する防火管理者講習会等の防火管理者教育等とするし、以下のとおり実施する。</p> <p>ア 専門教育</p> <p>(7) 消防職員教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任教育 新たに規採用した消防職員及び未教育職員の全てに対して消防職員として必要な基礎的教育訓練を行う。 ・専科教育 現任の消防職員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。 ・幹部教育 幹部及び幹部昇任予定者に対して消防幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。 ・特別教育 初任教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。 <p>(イ) 消防団員の教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎教育 消防団員として、必要な基礎的教育を行う。任用した全ての消防団員に対して基礎的教育訓練を行う。 ・専科教育 主として基礎教育を修了した消防団員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。 ・幹部教育 主として、班長以上の階級にある者を対象とに対して、消防団幹部に必要な一般的知識技能として一般的に必要な教育訓練を行う。 ・特別教育 	<p>※4に記載</p> <p>・県地【風水】P194(2 消防・防火教育)</p> <p>※ 同節第6款1(1)参照</p> <p>消防学校の教育訓練の基準（平成15年11月19日消防庁告示第3号）及び沖縄県消防学校教育訓練実施計画との整合性を図るため。</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>特別の知識技能を修得させるため、必要な教育を行う。基礎教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。</p> <p>(ウ) その他の教育(1日) 消防学校長が必要と認めた場合に行う。</p> <p>イ 一般教育 一般教育は、各市町村において、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施するものとする。</p> <p>(ウ)ウ 防火管理者教育 消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、地震火災予防対策の強化を図る。 なお、防火管理者教育における講習会等は以下のとおり実施する。</p> <p>(7)(7) 防火管理者講習会 防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。 また、上級講習は春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。</p> <p>(4)(4) 火災防御検討会 特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。</p> <p>(2)(2) 防火知識の普及 「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。</p> <p>44 災害教訓の伝承(実施主体：知事公室、市町村) 県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する文献、調査分析結果や映像を含む各種資料を収集・整理し、ライブラリー化するなど適切に保存し、広く一般に公開することで災害記録や教訓等の周知に努める。 また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置及びこれらの持つ意味を正しく後世に伝え、県民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努めるとともに、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業(シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等)を定期的実施し、災害等の教訓を後世に伝える。</p>	<p>・ 県地【地津】P52((2)防火管理者教育)</p> <p>・ 県地【風水】P195((2)防火講習会等)</p> <p>・ 県地【風水】P195((3)防火知識の普及)</p> <p>・ 県地【地津】P52(3 災害教訓の伝承)</p> <p>・ 県地【風水】P194((3)災害教訓の伝承)</p>
<p>第3款 自主防災組織の育成計画(実施主体：知事公室、市町村)</p>	<p>・ 県地【地津】P52(第3款 自</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>地震・津波災害への対応力を強化するためには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、大変重要となる。</p> <p>自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、県及び市町村は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。</p> <p>特に、風水害においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。</p> <p>なお、本県の自主防災組織カバー率は全国と比較して低調であることから、本県の防災施策の重要課題として推進を強化する。</p> <p>1 自主防災組織整備計画の策定 市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市町村の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにするものとする。</p> <p>2 住民の防災意識の向上 住民に対する防災意識の向上や、地域における自主防災組織の結成や住民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知と、講演会等の開催について積極的に取り組むものとする。</p> <p>3 組織の編成単位 住民の防災対策の推進における最も適正な規模としては、基本的に以下の地域を単位とし、市町村と協議のうえ、自主防災組織を設置するものとする。 (1) 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。 (2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。</p> <p>4 組織づくり 既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。 (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織として育成する。 (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。 (3) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。</p> <p>5 活動計画の策定 組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした具体的な活動計画を策定するものとする。</p> <p>6 活動</p>	<p>主防災組織育成計画)</p> <p>・県地【風水】P197(24節 自主防災組織育成計画)</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>(1) 平常時の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 防災に関する知識の普及 イ 防災訓練の実施 ウ 防災資機材の備蓄 エ 防災リーダーの育成 <p>(2) 地震時の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 災害情報の収集・伝達 イ 責任者等による避難誘導 ウ 出火防止 エ 救出救護 オ 給食給水 <p>7 資機材の整備 県及び市町村は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。</p> <p>8 活動拠点整備等 県及び市町村は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、地震津波災害時には、避難、備蓄の機能を有する活動拠点施設の整備を図るものとする。</p> <p>9 組織の結成の促進と育成</p> <p>(1) 自主防災組織の結成促進と育成 県は、市町村による自主防災組織の結成の促進と育成を行うため、自主防災リーダー養成研修の実施や、自主防災資機材の整備等を支援する。</p> <p>(2) 消防団との連携 県及び市町村は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成 イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備 	
<p>第54款 企業防災の促進（実施主体：知事公室、市町村）</p> <p>1 事業者における防災対策の強化 各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共</p>	<p>・県地【地津】P54(第5款 企業防災の促進)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>生)を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p> <p>特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p> <p>なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 県・市町村の支援</p> <p>県及び市町村は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。</p> <p>さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。</p> <p>また、市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。</p>	<p>・R2 防基 P152((3)企業防災の促進)</p>
<p>第5節第5款 大災害予防計画消防力の強化等 (実施主体：知事公室、市町村)</p> <p>1 消防力・消防体制等の拡充強化</p> <p>県及び市町村は、以下の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。</p> <p>(1) 消防教育訓練の充実強化 教育訓練計画に基づき、消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。 ※第2款 「3 消防・防火教育」参照</p> <p>(2) 消防制度等の確立 消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。</p> <p>(3) 消防体制の充実・指導 消防広域化の促進(消防指令センターの整備を含む)及び消防団の体制強化を図る。</p> <p>カ(3) 消防対策体制の充実</p>	<p>・県地【風水】P179(第5節火災予防計画)</p> <p>※(3)オに記載</p> <p>・県地【地津】P64(カ 消防対</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>県は、県内の消防常備化率や消防団員比率、自主防災組織カバー率の低さを踏まえ、同時多発火災の発生に迅速に対処できるよう、以下の対策を推進していく。</p> <p>(ア)ア 消防本部、消防団及び自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練に含む）</p> <p>イ 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進</p> <p>(ウ)イ 市町村に対する自主防災組織用の初期消火用資機材の補助</p> <p>(エ)ウ 消防広域化の支援及び消防救急無線のデジタル化・消防指令センターの共同整備・運用</p> <p>(オ)エ 消防本部を通じての防災管理制度に基づき、消防管理者として大規模な建築物等の管理を行う者の選任、防災管理に係る消防計画の作成及び防災管理点検の実施等の促進</p> <p>(3)消防体制の充実 指導オ 消防広域化の促進（消防指令センターの整備を含む）及び消防団の体制強化を図る。</p> <p>(4) 消防施設・設備等の整備促進 消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。 ※第2節 第2款 3(2)「ウ消防施設等の整備促進」参照</p> <p>2 火災予防査察・防火診断</p> <p>市町村等は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。</p> <p>(1) 特定防火対象物等</p> <p>市町村等は特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。</p> <p>消防機関は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権原者の自主的な防火安全対策の向上を図る。</p> <p>(2) 一般住宅</p> <p>市町村及び消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。</p> <p>3 消防施設の整備拡充</p> <p>市町村は、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。</p> <p>第4款 消防職員等の増員（実施主体：知事公室、市町村）</p>	<p>策の充実)</p> <p>※第2節第2款 3(2)ウに記載 ※(4)にも関連記載</p> <p>・県地【風水】P179(3)消防体制の充実・指導</p> <p>※第2節第2款 3(2)ウに記載</p> <p>・県地【地津】P54(第4款 消</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>➦3 消防職員の充実 消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。 しかし、県内の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況である。このため、県は市町村と連携し適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、市町村は適正数の確保・強化を図る。</p> <p>➦4 消防団員の充実 消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。 一方、県内の消防団員数の人口比率は全国最低であるため、県は市町村と連携して以下の取組を実施し、消防団員の充実を図る。</p> <p>➦(1) 市町村消防団定数条例の引き上げ、機能別消防団の導入促進 ➦(2) 県民、市町村民への消防団活動の広報 ➦(3) 消防学校及び消防本部等による消防団員の訓練の充実強化 ➦(4) 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等 (5) 消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修</p>	<p>防職員等の増員)</p> <p>・県地【風水】P197(第24節 自主防災組織育成計画)</p>
<p>第6款 地区防災計画の普及等(実施主体：知事公室、市町村)</p> <p>(略)</p>	<p>・県地【地津】P55(第6款 地区防災計画の普及等) ※変更なし</p>
<p>第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、「第2編 地震・津波編及び第3編 風水害等編第1章 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。 なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たって、県及び市町村は公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。</p>	<p>・県地【地津】P56(第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備)</p>
<p>第1款 初動体制の強化(実施主体：知事公室、関係部局、市町村、防災関係機関)</p>	<p>・県地【地津】P56(第1款 初</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>突然発生する災害に、県、市町村及び防災関係機関が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や市町村等における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。</p> <p>そこで、以下の3つの点を重点に初動体制の強化を図る。</p> <p>① 職員の動員配備対策の充実</p> <p>職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。</p> <p>①(1) 職員の家庭における安全確保対策の徹底</p> <p>災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限にとどめることに努める。</p> <p>①(2) 災害対策職員用携帯電話の拡充</p> <p>地震が発生する場合、県内全域で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く災害対策本部長をはじめ各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼出しが可能な体制を整える。</p> <p>①(3) 24時間体制等の整備</p> <p>地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、常に要員が待機すること等により、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舍確保等のあり方について検討する。</p> <p>①(4) 執務室等の安全確保の徹底</p> <p>勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。</p> <p>② 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。</p> <p>②(1) 庁舎等の耐震性の確保</p> <p>災害対策本部及び災害対策地方本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。</p> <p>また、拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。</p>	<p>動体制の強化)</p> <p>※庁舎における燃料確保に関する内容を追加。(車両については記載あり。)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>なお、燃料の確保手段については、あらかじめ関係機関と協議しておく。</p> <p>イ(2) 災害対策本部（本庁）設置マニュアルの作成 誰もが手際よく災害対策本部（本庁）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。</p> <p>ウ(3) 災害対策本部職員用物資の確保 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の飲料水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。</p> <p>ロ3 災害情報の収集・伝達体制の充実 県は、被害情報（被害情報や市町村等における応急対策活動の実施状況等）を迅速に把握するため、以下の対策を推進する。</p> <p>ア(1) 沖縄県即時地震被害予測システムの構築 平成8年度に構築した震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生後、速やかに各市町村の被害を予測するシステムを構築する。</p> <p>イ(2) 情報通信機器等の充実 災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設・設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、県は以下の対策を推進していくこととする。</p> <p>ア(ア) 被災地から直接県へ情報が伝達できる体制を充実するため、更なる通信施設等の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の出先機関や防災関係機関に対する小型衛星地球局の整備 ・災害対策本部用電話装置の整備 ・被害情報収集システムの整備 ・統制局無線交換網の分散化 ・第二統制局の整備 ・ヘリコプターテレビ、遠隔監視カメラ等の画像情報システムの整備 ・離島、孤立予想地区等への衛星携帯電話の配置 <p>イ(イ) 市町村防災無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-Tアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）の導入等について支援する。</p> <p>ウ(ウ) 防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備するよう支援する。</p> <p>エ(エ) 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）を活用する。</p>	<p>・消防庁防災業務計画(R2.3)</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>③(3) 通信設備等の不足時の備え 災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。</p> <p>④(4) 連絡体制等の確保 ・各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保 ・防災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討 ・被災市町村の情報収集、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等が発生した市町村の調査、連絡調整を行う先遣調査隊員及び派遣手段等の確保</p> <p>⑤(5) 情報収集要領の作成 被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合における、県調査隊等を活用した情報収集の手段、情報の内容等を検討し、情報収集要領としてまとめておく。</p> <p>④(4) 情報分析体制の充実 県及び市町村は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。</p> <p>⑤(5) 災害対策実施方針の備え 県及び市町村は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。</p> <p>⑥(6) 複合災害への備え 県、市町村及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。</p>	
<p>第2款 活動体制の確立（実施主体：国、知事公室、関係部局、沖縄県警察、市町村） 多岐にわたる県や市町村の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。 そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。</p> <p>①(1) 職員の防災対応力の向上 平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。</p> <p>①(1) 職員を対象とした防災研修の実施 職員を対象とした防災研修会を定期的で開催し、職員の資質の向上を図る。</p>	<p>・県地【地津】P57(第7款 活動体制の確立)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配付するとともに、庁内誌に防災関連地震・津波編 第1章 災害予防計画係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。</p> <p>ア(2) 防災担当職員及び災害担当職員の養成 防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。 また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。</p> <p>イア 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。 イイ 災害を体験した都道府県等への視察及び意見交換会の開催等を行う。 イウ 防災担当専門職員を養成する。</p> <p>ウ(3) 民間等の人材確保 県及び市町村は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。 また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。</p> <p>エ(2) 物資及び、資機材の確保及び調達体制の充実 迅速及び的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食料、飲料水、ブルーシート、土のう袋及び、生活必需品等の確保が必要となる。 そこで、以下のとおり、県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制の確保を推進していく。 なお、県及び市町村等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量を確保し、又は災害時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。 また、災害時に迅速に物資等を調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>エ(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実 救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治</p>	<p>・県地【地津】P58((2)物資及び資機材の確保体制の充実) ・R2 防基 P41(8物資の調達, 供給活動関係)</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>会の単位での確保を柱とした整備を推進する。</p> <p>(ア)ア 市町村に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助</p> <p>(イ)イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発</p> <p>(ウ)ウ 救助工作車等の消防機関への整備促進</p> <p>(エ)エ 資機材を保有する建設業者等と市町村との協定等締結の促進</p> <p>(オ)オ 各県立施設における救出救助用資機材の整備促進</p> <p>(カ)カ 県下各警察署への救出救助用資機材等の整備促進</p> <p>(2)2 消火用資機材の確保体制の充実</p> <p>消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。</p> <p>(ア)ア 市町村に対する自主防災組織用の消火用資機材の補助</p> <p>(イ)イ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発</p> <p>(ウ)ウ 消防自動車等公的消防力の整備促進</p> <p>(3)3 医薬品・衛生材料の確保体制の充実</p> <p>医薬品・衛生材料については、沖縄県地震被害想定調査（平成 25 年度）による想定被災者数の 2 日分以上を目標とし、また、「九州・山口 9 県災害時応援協定」に基づく申し合わせにより、本県では、県立中部病院、県立宮古病院、県立八重山病院等に原則として 2,500 人分以上を確保するものとする。</p> <p>併せて、緊急調達を迅速に実施できるよう（一社）沖縄県薬剤師会及び沖縄県医薬品卸業協会等との間にて締結した「医薬品等の供給に関する協定」を締結活用し、必要があるときは業者の保有する医薬品等を災害発生直前の価格で調達できる体制を整えておくものとする。</p> <p>(4)4 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実</p> <p>食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後 3 日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。</p> <p>なお、大規模な地震・津波、風水害発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、県及び市町村は地震被害、津波・高潮被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波、風水害の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。</p> <p>なお、災害対策用食料等の備蓄に関する計画及び現況は資料編に示す。</p> <p>(ア)ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食料・飲料水・被服寝具など生活必需品の 7 日</p>	

修正案概要(見え消し)	備考
<p>分の備蓄に関する啓発</p> <p>(イ)イ 県における市町村備蓄保管のための食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進</p> <p>(ウ)ウ 市町村における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進</p> <p>(エ)エ 県及び市町村による貯水池への緊急遮断弁や飲料水兼用耐震性貯水槽の設置促進等</p> <p>(オ)オ 大手流通業者等(大型小売店舗、生活協同組合、問屋)との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握</p> <p>(カ)カ 公的備蓄ネットワーク(県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる相互利用体制)の構築</p> <p>(キ)キ 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備</p> <p>(ク)ク 市町村及び上水道事業者等による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び県民等へのポリ容器等の備蓄促進</p> <p>(ケ)ケ 通信手段の途絶や被災市町村の機能麻痺等を想定し、市町村からの要請を待たずに県が避難所等へ避難者の食料等を供給する体制の構築</p> <p>オ(5) 輸送手段の確保</p> <p>(ア)ア 車両の確保</p> <p>県及び市町村は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。</p> <p>また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。</p> <p>(イ)イ 船舶の確保</p> <p>所有船舶については、災害後の運用計画を作成しておくものとする。</p> <p>また、第十一管区海上保安本部所属船艇、自衛隊保有船舶及び漁船等については、応援要請の方法等について事前協議を図っておく。</p> <p>(ウ)ウ 航空機の調達</p> <p>一般交通途絶等に伴い、緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、自衛隊、海上保安庁、在日米軍及び緊急消防援助隊への航空機輸送の要請手続き等について、日頃から連携を図り、整備しておくものとする。</p> <p>(エ)エ 燃料の調達</p> <p>県は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合等と、緊急輸送体制確保のための優先供給の協力体制について協議しておく。</p> <p>(3)3 応援体制の強化</p> <p>被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県内市町村間の応援調整や、外部からの応援を求める必要</p>	

修正案概要（見え消し）	備考
<p>がある。</p> <p>県では、九州・山口9県災害時応援協定の締結をはじめ総合防災訓練の実施など積極的に進めているところであるが、今後とも以下の対策を講じることにより、なお一層の応援体制の強化を図ることとする。</p> <p>ア(1) 市町村間の相互応援協力協定締結の推進</p> <p>本県は離島が散在するため、様々な地震・津波の被害想定による被災パターン等を踏まえ、災害応急対策に係る市町村間の相互応援を迅速・確実に行える体制を強化する必要がある。</p> <p>このため、県は、市町村間の相互応援協力協定の締結を促進するために必要な支援、調整を行うとともに、応援の要求手順、連絡調整窓口、連絡方法等を明確にし、周知を徹底する。</p> <p>また、県は、市町村の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、被害想定調査による被災パターン等を考慮した広域処理体制を確保する。</p> <p>市町村は、以上の点を踏まえて他市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を地震・津波編 第1章 災害予防計画実施しておく。</p> <p>ア(2) 県内関係業界や民間団体との連携体制の充実</p> <p>官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。</p> <p>アア 指定地方公共機関の指定</p> <p>大規模な震災時には現在指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携が図られるよう、指定地方公共機関としての位置づけについて検討する。</p> <p>イイ 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結</p> <p>災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に関係する企業等から、災害時の協力・連携が円滑に行われるように県内関係企業、業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。</p> <p>ウ(3) 専門ボランティアとの連携体制の充実</p> <p>災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。</p> <p>アア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。</p> <p>イイ 日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。</p> <p>エ(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ</p>	

修正案概要（見え消し）	備考
<p>応援機関等の活動拠点候補地応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。</p> <p>オ(5) 自衛隊との連携の充実 県及び市町村は、被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受け入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。</p> <p>カ(6) 在日米軍との協力体制の充実 県及び市町村は、災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍との相互連携や基地への立ち入り等について検討し、必要な災害協定や運用マニュアルの整備等を進める。 なお、以下の災害協定、マニュアル等が現在整備されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル（県） ・基地立ち入りに関する協定（市町村） ・緊急時の消防車両の基地内通過に関する協定（消防本部） ・消防相互援助協約（消防本部） <p>キ(7) 応援・受援の備え大規模災害発生時における広域的な応援・受援体制の整備 大規模災害発生時には、被災自治体のみでは対応に困難を来すことが想定されるため、国や他都道府県を含む各機関が連携して広域的な応援体制を構築する必要がある。各機関は平常時から相互に十分協議し、大規模な災害発生時に速やかに対応できるよう、各機関と締結した広域応援協定等に基づき応援体制を整えるものとする。 なお、県は大規模災害発生時に必要であると認めるときは、各種協定等に基づき、関係機関に対し、速やかに応援を要請し、応急活動を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>ア 九州・山口9県災害時応援協定に基づく応援要請 知事は大規模な災害が発生し、応急措置を実施するため必要であると認めるときは、上記協定に基づき原則として九州・山口9県被災地支援対策本部長に対し応援を求める。</p> <p>イ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援要請 知事は、上記の応援協定に基づく応援では、被災者の救援等の対策が十分に実施できないと認めるときは、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づき、他のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。</p> <p>ウ 「被災市区町村応援職員確保システム応急対策職員派遣制度」に基づく応援要請</p>	<p>※【参考】 熊本県地域防災計画 ※【参考】 福岡県地域防災計画</p> <p>※【参考】 R1 防基 P26((5) 防</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>知事は、大規模災害発生時に、県及び県内市町村の応援職員の派遣だけでは、被災市町村において災害対応業務を完結することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合は、国や九州地方知事会等と連携し、「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づく応援職員の派遣を依頼するものとする。</p> <p>(8) 応援・受援の備え 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援先・受援先の指定 ・ 応援・受援に関する連絡・要請の手順、 ・ 災害対策本部との役割分担、連絡調整体制 ・ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等 ・ 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保 <p>4 交通確保・緊急輸送体制の充実 大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保と併せて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。</p> <p>1) 交通規制計画の作成等 緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。 それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。</p> <p>2) 重要道路啓開のための体制整備 災害発生後、道路啓開計画に基づく連絡・連携体制を立ち上げ、速やかに道路の被害状況を把握し、関係機関と情報共有を図り、通行に障害のある場合、直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保道路啓開を実施する。 また、協議会の設置等により、道路管理者相互の連携の下で道路啓開等を迅速に実施する計画の策定定期的な実働訓練等により啓開体制の課題を抽出し、計画の見直しを行いながら、迅速な道路啓開の実施に努める。</p> <p>3) 緊急輸送基地の選定及び整備 輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備してい</p>	<p>災関係機関相互の連携体制) ※被災市区町村応援職員確保システム→緊急対策職員派遣制度 (令和3年2月)</p> <p>・ 県地【地津】P61(4)交通確保 ・ 緊急輸送体制の充実)</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>くこととする。</p> <p>(4) 臨時ヘリポート等の確保 孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、全市町村が管内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。 また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。</p> <p>(5) 緊急通行車両の事前届出の徹底 災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。 そこで、第2編及び第3編「第1章災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。</p> <p>(6) 災害交通規制の周知 県警察は、災害時の交通規制実施時の運転者の義務等を県民に周知する。</p> <p>(7) ヘリコプター等運用調整会議 大規模災害時には、初動や応援活動のために多数のヘリコプターが必要となり、安全かつ有効にヘリコプターを活用することが課題となる。 県は、ヘリコプター保有機関等が参加する「沖縄県ヘリコプター等運用調整会議」を開催し、災害時の迅速なヘリコプターの出動、円滑な活動調整、安全な運航等の計画作成や関係機関相互の連携を推進する。</p> <p>(8) 運送事業者との連携確保 県及び市町村は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等 ・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化 ・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援 ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備 ・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及 <p>(9) 緊急輸送活動関係 県及び市町村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、</p>	

修正案概要(見え消し)	備考
<p>港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国、県及び市町村は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワーク(10)の形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(10) 上記(2)を除く生活道路等の通行可否の確認等 各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備するほか、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。</p> <p>(5) 5 広報広聴体制の充実 被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報(対策の地震・津波編 第1章 災害予防計画進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等)を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。 そこで、以下の体制を早急に整える。</p> <p>(1) プレスルームの整備 報道機関を通じての広報については、県、市町村及び防災関係機関からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを指定し、設備を充実する。</p> <p>(2) 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催 災害時に県からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。</p> <p>(3) インターネットを通じた情報発信に関する検討情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、ツイッター及びフェイスブック等といった新しい情報伝達手段が普及してきている。 そこで、県、市町村及び防災関係機関からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。</p> <p>(4) 手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ 聴覚障害者や外国人に対する的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。</p> <p>(6) 6 防災拠点の整備に関する検討 防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物</p>	<p>・県地【風水】P193(第20節 交通確保・緊急輸送計画)</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。</p> <p>このため、自治会・町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区・中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進していく。</p> <p>(7) 7 広域防災拠点の整備に関する検討</p> <p>県は、広域的な大規模災害時に、広域的な応援や輸送等の対策を効果的に展開するため、以下のような機能をもつ防災拠点の整備を検討する。</p> <p>ア(1) 県の備蓄拠点、災害時の物資集積拠点</p> <p>イ(2) 航空機を活用した災害時の被災者、物資等の輸送拠点</p> <p>ウ(3) 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊災害派遣部隊、DMAT等の活動拠点</p> <p>(8) 8 公的機関等の業務継続性の確保</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、地震・津波災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を策定し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。</p> <p>また、実効性ある業務継続体制を確保とするため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。</p> <p>特に、災害時に災害応急対策滑動活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・飲料水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</p> <p>さらに、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。</p> <p>ア(1) 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ</p> <p>イ(2) 不動産登記の保全等</p>	
<p>第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（実施主体：知事公室、関係部局、市町村、関係機関）</p> <p>多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。</p> <p>また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業</p>	<p>・県地【地津】P62(第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。</p> <p>そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。</p> <p>なお、都道府県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p>➡1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実</p> <p>県民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。</p> <p>ア(1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実 地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数委に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。</p> <p>イ(2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実 津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。</p> <p>ウ(3) 避難誘導対策の充実 危険な建物及び地域から安全な場所に県民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を県、市町村、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、県は、市町村や施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していくこととする。</p> <p>アア 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検</p> <p>イイ 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検</p> <p>ウウ 高齢者、障害者及び外国人のための避難マニュアルの作成</p> <p>エエ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する市町村との調整の推進</p> <p>オオ 避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進</p> <p>カ(4) 救出救助対策の充実 建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、県としては以下の対策を推進していくこととする。</p> <p>アア 市町村、消防機関、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む）</p>	<p>・H30 防基 P19(第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え)</p> <p>・県地【地津】P63(オ 緊急医療対策の充実)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>(4)イ 市町村に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助</p> <p>(5) 緊急医療対策の充実</p> <p>大きな地震等により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。</p> <p>そのため、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととする。なお、当面は県として以下の対策を推進する。</p> <p>(7)ア 地震・津波、風水害の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進</p> <p>(4)イ 災害派遣医療チーム(DMAT)及び県内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施(総合防災訓練を含む)</p> <p>また、総合的な緊急医療対策のための検討項目は、次の項目とする。</p> <p>(4)ウ 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策</p> <p>(5)エ 医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策</p> <p>(4)オ 地震・津波、風水害の危険性、被害想定の子測負傷者を踏まえた国立病院機構、災害拠点病院等、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備。</p> <p>(4)カ 災害時に国の非常本部等が選定する広域後方医療施設への傷病者の搬送を中継する広域搬送拠点を、県内の既存の飛行場、自衛隊基地、大規模空地等から選定する。</p> <p>また、広域搬送拠点には、傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うSCUの機能整備、SCUの設置・運営に協力する医療機関の指定、協力する医療機関へのSCU設置に必要な医療資機材等の整備等を推進する。</p> <p>※SCU(エス・シー・ユー):ステージング・ケア・ユニットの略で、広域搬送拠点に隣接して設置する臨時医療施設のこと。</p> <p>(4)キ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握できる広域災害・救急医療情報システムの整備及びシステム操作等の研修・訓練の推進。</p> <p>(4)ク 災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的に医療活動を展開できる体制の確立(DMATから中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ調整スキームの策定等)</p> <p>(4)ケ 慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保(関係機関との合同訓練等を含む)</p>	<p>・R2 防基 P30(3災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>カ 消防対策の充実 県は、県内の消防常備化率や消防団員比率、自主防災組織カバー率の低き等を踏まえ、同時多発火災の発生に迅速に対処できるよう、以下の対策を推進していく。</p> <p>(7) 消防本部、消防団及び自衛隊との合同消火訓練の実施(総合防災訓練を含む)</p> <p>(イ) 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進</p> <p>(ウ) 市町村に対する自主防災組織用の初期消火用資機材の補助</p> <p>(エ) 消防広域化の支援及び消防救急無線のデジタル化・消防指令センターの共同整備・運用</p> <p>(オ) 消防本部を通じての防災管理制度に基づき、消防管理者として大規模な建築物等の管理を行う者の選任、防災管理に係る消防計画の作成及び防災管理点検の実施等の促進</p> <p>キ 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備 建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、県民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。</p> <p>2 大規模停電への備え</p> <p>(1) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 都道府県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理しリスト化を行うよう努めるものとする。</p> <p>(注) 3 被災者の保護・救援のための事前措置の充実 被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。</p> <p>ア(1) 学校の防災拠点化の推進 以下の点に留意し、学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。</p> <p>(ア) 無線設備の整備</p> <p>(イ) 教職員の役割の事前規定</p> <p>(ウ) 調理場の調理機能の強化</p> <p>(エ) 保健室の緊急医療機能(応急処置等)の強化</p> <p>(オ) シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備</p>	<p>※第3節第5款1(3)に記載</p> <p>※第2節第4款1(6)に記載</p> <p>・R2 防基 P30(3 災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係)</p> <p>・県地【地津】P64((2)被災者の保護・救援のための事前措置の充実)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>(カ)カ 学校プールの通年貯水(消火用、断水時の生活用水用)及び浄化施設の整備</p> <p>(キ)キ 給水用・消火用井戸、雨水利用設備、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備</p> <p>(ク)ク 施設の耐震化及びバリアフリー化</p> <p>(2)(2) 緊急避難場所・指定避難所の指定・整備</p> <p>(ア)ア 緊急避難場所・指定避難所の指定</p> <p>市町村は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び指定避難所の基準に適合するように留意する。</p> <p>また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。</p> <p>知事は、市町村長から指定避難所の指定、取消しの通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告する。</p> <p>(イ)イ 緊急避難場所・指定避難所の整備</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成25年8月)」を参考に指定避難所の環境整備に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>また、学校を指定避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>(3)(3) 福祉避難所のリストアップ</p> <p>市町村は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障害者等を専用に受け入れる介護保険施設、障害者支援施設等福祉避難所を指定しておく。</p> <p>また県は、社会福祉施設の被災により、高齢者・障害者等の要援護者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に、被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップし、受入体制を協議しておく。</p> <p>(4) 災害時福祉支援体制の整備</p> <p>県は、県社会福祉協議会と連携して、大規模災害時に避難所等において高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要</p>	<p>・R2 防基 P37((3)指定避難所等)</p> <p>・H30 防基 P34((3)指定避難所等)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>配慮者の支援を行う福祉専門職等からなる沖縄県災害派遣福祉チーム(DWA Tおきなわ)の派遣に備え、平時から研修・訓練を実施する。</p> <p>ニ(5) 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発 災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間(おおむね最低7日間)、食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。</p> <p>ホ(6) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置 県は、災害により住家を失った人に対し迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との間での協定の締結を図る。 また、供給可能量を把握し、調達供給体制を整備しておく。 市町村は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。 また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。</p> <p>カ(7) 物価の安定等のための事前措置 県及び市町村は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。</p> <p>クア 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討 クイ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化</p> <p>キ(8) 文教対策に関する事前措置 県及び市町村は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。</p> <p>クア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方(避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等)及び学校職員の行動方針等の検討 クイ 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討 クウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討 クエ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導</p> <p>ケ(9) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置 県及び市町村は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関</p>	

修正案概要（見え消し）	備考
<p>するルールをあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>また、市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。</p> <p>→(10) 広域一時滞在等の事前措置 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。</p> <p>(7)ア 他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結</p> <p>(4)イ 災害時の避難者の移送や受入れ等についての実施要領の作成</p> <p>(4)ウ 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握</p> <p>(3)エ 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備</p> <p>(4)オ 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備</p> <p>⇒(11) 家屋被害調査の迅速化 県は、市町村に対し、家屋の被害認定の担当者のための研修等を実施し、災害時の生活再建支援金の支給等に必要なり災証明の発行を迅速化する。 市町村は、家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。</p> <p>→(12) 災害廃棄物処理計画の策定 市町村は、国の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）及び沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）を踏まえ、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。</p> <p>⇒(13) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討 著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。 このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、市町村及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。</p>	
<p>第4款 消防防災ヘリコプターの整備の検討（実施主体：知事公室） 地震等大規模災害が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動及び負傷者の搬送等を迅速</p>	<p>・県地【地津】P66(第4款 消防防災ヘリコプターの整備の</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>に行く必要が出てくるが、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高い。</p> <p>そこで、県においては、消防防災ヘリコプター基地の整備や消防防災ヘリコプターの導入について、市町村と連携を図り検討していくものとする。</p> <p>なお、導入によって以下のような災害応急対策活動を迅速・的確に行うことができる。</p> <p>(+) 1 被害情報の収集 震度4以上の地震等大規模な災害が発生した場合、直ちに出勤し被災地上空からの映像を直接災害対策本部室に電送する。</p> <p>(+) 2 物資や防災要員の輸送 緊急に輸送が必要な物資や防災要員を現地に迅速に輸送する。</p> <p>(+) 3 負傷者の搬送 後方医療施設に搬送が必要な負傷者を迅速に搬送する。</p> <p>(+) 4 空中消火活動 消防車等の進入困難地域や広範囲な火災に迅速に対応する。</p> <p>なお、運用を円滑に行うために、市町村消防職員による航空隊の訓練・研修、ヘリコプター基地や臨時離発着場の整備、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携体制の確立等を並行して推進する。</p>	<p>検討)</p>
<p>第5款 災害ボランティアの活動環境の整備(実施主体:知事公室、子ども生活福祉部、教育委員会、関係部局、市町村、社会福祉協議会)</p> <p>(+) 1 ボランティア意識の醸成</p> <p>ア(1) 学校教育における取組 ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものではなく、県及び市町村は、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。</p> <p>イ(2) 生涯学習を通じての取組 県、市町村及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。</p> <p>(+) 2 ボランティアの育成等</p> <p>ア(1) ボランティアの育成</p>	<p>・県地【地津】P66(第5款 災害ボランティアの活動環境の整備)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>県及び市町村は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努めるものとする。</p> <p>イ(2) 専門ボランティアの登録等</p> <p>ア 県及び市町村は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平時から登録し、把握に努めるものとする。</p> <p>イ 県及び市町村は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。</p> <p>ウ(3) ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>県及び市町村は、日本赤十字社沖縄県支部及び県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。</p> <p>ウ3 ボランティア支援対策</p> <p>ア(1) 県及び市町村は、県・市町村社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。</p> <p>イ(2) 市町村及び市町村社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。</p> <p>ウ(3) 市町村及び市町村社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。</p> <p>また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。</p> <p>エ(4) 県及び県社会福祉協議会は、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めるものとする。</p> <p>市町村は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。</p> <p>(5) 県、市町村及び関係機関は、特に風水害時においては、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力</p> <p>第6款 要配慮者の安全確保計画（実施主体：沖縄総合事務局、知事公室、子ども生活福祉部、保健医療部、文化観光スポーツ部、土木建築部、市町村）</p> <p>高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。</p> <p>このため、平時から地域において、要配慮者への支援体制を整備しておくことが重要である。</p>	<p>・ 県地【風水】P197(第25節)</p> <p>・ 県地【地津】P67(第6款 要配慮者の安全確保計画)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>特に、避難行動要支援者には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。</p> <p>④1 社会福祉施設等における安全確保</p> <p>社会福祉施設、幼稚園及び保育所における要配慮者の安全を図るためには、以下の対策を講じておくことが必要である。</p> <p>④(1) 市町村防災計画への位置づけ</p> <p>市町村は、災害発生時の、要配慮者の避難対策等について、施設管理者、市町村及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合あつては、これらの施設の名称及び所在地を明記しておく。 危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。</p> <p>④(2) 施設・設備等の整備及び安全点検</p> <p>施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。</p> <p>④(3) 地域社会との連携</p> <p>災害発生時の避難に当たっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。</p> <p>④(4) 緊急連絡先の整備</p> <p>災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。</p> <p>④(5) 災害用備蓄等の推進</p> <p>長時間にわたりライフラインや医療品、食料等を確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。</p> <p>④(6) 施設間の協力体制の確保</p> <p>県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の相互受入れに関する災害協定を締結するよう指導し、その内容を県に登録するよう要請する。</p> <p>また、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結を指導し、災害時に派遣可能な職員数を県に登録するよう要請する。</p> <p>④2 在宅で介護を必要とする者の安全確保</p>	<p>・ 県地【風水】P193(第21節 要配慮者安全確保体制整備計画)</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。</p> <p>また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。</p> <p>子(1) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備支援プランの策定</p> <p>市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、市町村地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に提供し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援個別計画の策定に努めるものとする。</p> <p>避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定に当たっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（平成25年8月 内閣府）に基づくものとし、また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、市町村地域防災計画には次の事項を定めるものとする。</p> <p>(ア)ア 避難支援を行う関係者の範囲</p> <p>(イ)イ 避難行動要支援者の対象範囲</p> <p>(ウ)ウ 避難行動要支援者の名簿作成に必要な個人情報の範囲と入手方法</p> <p>(エ)エ 避難行動要支援者の名簿の更新要領</p> <p>(オ)オ 避難行動要支援者の名簿提供における情報漏えい防止措置</p> <p>(カ)カ 要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項</p> <p>(キ)キ 避難支援者の安全確保対策</p> <p>子(2) 防災についての普及・啓発</p> <p>広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。</p> <p>(ア)ア 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。 ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。 	

修正案概要（見え消し）	備考
<p>(イ) 地域住民に対する普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。 ・発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。 <p>ウ(3) 緊急通報システムの整備</p> <p>災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 不特定多数の者が利用する施設における安全確保</p> <p>不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障害者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。</p> <p>ア(1) 施設設備等の整備</p> <p>施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や付属設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>イ(2) 施設及び設備等の安全点検</p> <p>施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の常時点検に努めるものとする。</p>	
<p>第7款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保（実施主体：知事公室、文化観光スポーツ部、市町村、各交通機関等）</p> <p>県、市町村、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（航空機、フェリー、バス、モノレール等）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。</p> <p>(1) 観光客・旅行者等の安全確保</p> <p>ア(1) 避難標識等の整備、普及</p> <p>県は、避難場所・避難路の誘導標識について観光客・旅行者・外国人等にも容易に判別できる統一的な図記号を作成し、市町村、観光協会、観光・宿泊施設等に普及する。</p> <p>市町村、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関（航空機、フェリー、モノレール等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。</p> <p>イ(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備</p>	<p>・県地【地津】P69(第7款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保)</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に努めるものとする。</p> <p>市町村は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。</p> <p>また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。</p> <p>➔(3) 観光関連施設の耐震化促進 県及び市町村は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。</p> <p>➔(2) 外国人の安全確保 県及び市町村は、国際化の進展に伴い、本県に居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。</p> <p>また国は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。</p> <p>➔(1) 外国人への防災知識の普及 ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。</p> <p>➔(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備 災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。</p> <p>➔(3) 観光危機管理体制の整備</p> <p>➔(1) 観光危機管理の普及、対策の促進 県は、観光危機管理を促進するための指導者等を育成するとともに、市町村及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。</p> <p>➔(2) 観光危機情報提供体制の整備 県は、国、市町村及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。</p>	<p>・R2 防基 P40((7)被災者等への的確な情報伝達活動関係)</p>

修正案概要(見え消し)	備考
<p>また、危機発生時に、県、市町村、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。</p>	
<p style="text-align: center;">第5節 津波避難体制等の整備</p> <p>危険な建物、地域から安全な場所に県民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を、県、市町村、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。</p> <p>1 基本的事項</p> <p>1(1) 避難体制の整備</p> <p>1ア 県の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 1ア(ア) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設における避難体制の再点検 1ア(イ) 社会福祉法人、学校法人、観光施設・ホテル・旅館経営者、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者等に対する避難体制の再点検の指導 <p>2イ 市町村の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 2イ(ア) 避難所の選定 2イ(イ) 避難所の開設及び運営方法の確立 2イ(ウ) 避難所の安全確保 2イ(エ) 住民への周知 2イ(オ) 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備 2イ(カ) 避難の勧告等の基準の設定、国及び県等への避難勧告等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備 2イ(キ) 高齢者、障害者、外国人のための避難マニュアルの作成 2イ(ク) 避難経路の点検及びマップの作成 2イ(ケ) 避難心得の周知(携帯品、その他心得) <p>3ウ 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 3ウ(ア) 避難計画の作成 3ウ(イ) 避難誘導體制の整備 <p>4(2) 避難場所の整備等</p> <p>4ア 避難所の指定、整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県地【地津】P70(第5節 津波避難体制等の整備) ・ 県地【風水】P192(第19節 避難誘導等計画)

修正案概要(見え消し)	備考
<p>市町村は、災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。</p> <p>ア(7) 避難所は、公・私立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用するものとする。</p> <p>イ(イ) 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。</p> <p>ウ(ウ) 避難場所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮するものとする。</p> <p>エ(エ) 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。</p> <p>オ(オ) 当該市町村内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。</p> <p>カ(カ) 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。</p> <p>イイ 広域避難場所等の指定</p> <p>ア(7) 市町村は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、公園等のスペースを指定しておくものとする。</p> <p>避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。</p> <p>ア(ア) a 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。</p> <p>イ(イ) b 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。</p> <p>ウ(ウ) c 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、できる限り過密とならない広さを確保すること。</p> <p>エ(エ) d 避難場所ごとの地区割計画の作成に当たっては、町内会、自治会区域を考慮する。</p> <p>イ(イ) 市町村は、避難路の指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。</p> <p>第5節</p> <p>2 津波避難体制等の整備</p> <p>本県は、沖縄本島と大小様々な離島で構成され、多くの観光客が訪れる。</p> <p>一方、県内には過去に津波による大きな被害を受けた地域も存在し、住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光</p>	<p>・県地【地津】P70(第5節 津波避難体制等の整備)</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。</p> <p>+(1) 津波避難計画の策定・推進（実施主体：知事公室、市町村）</p> <p>+(ア) 県における対策</p> <p>県は、「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成14年3月津波対策推進マニュアル検討委員会）及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年9月）に基づいて策定した沖縄県津波避難計画策定指針を、市町村や住民等へ周知する。</p> <p>この指針は、市町村の津波避難計画の策定に資するため、以下の事項に関する指針等について定めている。</p> <p>+(ア) 津波浸水予測図（津波到達予想時間も含む）</p> <p>+(イ) 避難対象地区・人口（観光客等も含む）・避難所要時間等</p> <p>+(ウ) 避難困難地区・人口等</p> <p>+(エ) 避難場所（収容対象地区・収容人口含む）及び避難路等</p> <p>+(オ) 職員の参集基準等の初動体制</p> <p>+(カ) 避難勧告及び指示等の発令基準、津波警報及び避難情報の伝達内容及び手段等</p> <p>+(キ) 津波対策の教育及び啓発</p> <p>+(ク) 避難訓練</p> <p>+(ケ) 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策その他留意すべき事項</p> <p>+(イ) 市町村における対策</p> <p>市町村は、県が策定する上記津波避難計画策定指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定するよう努める。</p> <p>なお、計画の策定や修正に当たっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。</p> <p>+(ウ) 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者</p> <p>観光・宿泊施設、交通施設（空港、モノレール駅、フェリー・バス等のターミナル等）、医療・福祉施設、学校、ショッピングセンターその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。</p> <p>+(エ) 避難計画の留意点</p> <p>+(ア) 徒歩避難の原則</p> <p>津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、県及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な</p>	<p>※実際上の取り組みではなく、指針であることを改めて明記。</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。</p> <p>ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難を支援する者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、市町村は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。</p> <p>この場合、県警察と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。</p> <p>(イ) 消防防災関係職員等の避難原則</p> <p>消防職員、消防団員、水防団員、警察官、市町村職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。</p> <p>2(2) 津波危険に関する啓発（実施主体：知事公室、教育委員会、市町村）</p> <p>(イ) 県における対策</p> <p>県は、自らが調査あるいは保有している津波危険に関するデータや海拔表示等に係るガイドライン、海拔高度図等を市町村及び県民にわかりやすく公表することによって、津波危険に関する啓発を行う。</p> <p>また、市町村と連携し、津波の危険性や津波警報・避難指示等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、住民及び船舶等が迅速かつ確かな避難行動をとれるよう、広く普及・啓発するものとする。</p> <p>また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実及び避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの課題を整理し、総合的な津波対策を検討する。</p> <p>(イ) 市町村における対策</p> <p>(ア) 市町村は、住民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) a 津波浸水想定区域（想定限界や不確実性含む） (イ) b 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む） (イ) c 過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震津波等） (イ) d 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等） <p>(イ) 普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) a 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育 (イ) b 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会 	

修正案概要（見え消し）	備考
<p>(カ) c 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会</p> <p>(カ) d 津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会</p> <p>(カ) e 広報誌</p> <p>(カ) f 防災訓練</p> <p>(カ) g 防災マップ（津波ハザードマップ）</p> <p>(カ) h 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）</p> <p>(カ) i 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示</p> <p>(ウ) ウ 広報・教育・訓練の強化</p> <p>(7) 津波ハザードマップの普及促進 市町村の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。</p> <p>(イ) 津波避難訓練の実施 県は、防災関係機関、県民、観光客等が多数参加する広域的な津波避難訓練を実施する。 市町村は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。</p> <p>(ウ) 津波防災教育の推進 県及び市町村は、教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、県民の津波防災への理解向上に努める。</p> <p>(3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：知事公室、市町村） 本県の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図るものとする。</p> <p>(ア) 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備 県は、沖縄県防災情報システム等により、各市町村及び消防本部に対し気象庁が発表した地震情報や津波警報等を迅速に伝達するものとする。</p>	

修正案概要(見え消し)	備考
<p>市町村は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。</p> <p>また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERPアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。</p> <p>(イ) 監視警戒体制等の整備 津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。</p> <p>(ウ) 避難ルート及び避難ビルの整備</p> <p>(7) 避難距離の長い避難ルートの見直し 津波到達時間が短い地域ではおおむね5分以内のルート为目标とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。 また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備に当たっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。</p> <p>(イ) 避難ルート・避難場所案内板の設置 観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。</p> <p>(ウ) 津波避難ビルの整備等 津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。 これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さで構造、避難スペースが確保されるように努める。 なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。</p> <p>(エ) 津波避難場所の指定・整備 津波避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、</p>	<p>・消防庁防災業務計画 R2.3</p>

修正案概要（見え消し）	備考
<p>津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。</p> <p>また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。</p> <p>やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。</p> <p>また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、県民への周知と理解を促進する。</p> <p>4(オ) 津波避難困難地域の解消</p> <p>県は、津波浸水想定調査結果から予測した津波避難困難地域を市町村に提供し、津波避難困難地域図を作成、公表する。また、地域特性に応じた避難困難地域の解消策を検討し、市町村における対策を助言するほか、対策実施のための支援に努める。</p> <p>市町村は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。</p> <p>4(エ) その他</p> <p>水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。</p> <p>4(4) 津波災害警戒区域の指定等（実施主体：知事公室、土木建築部、市町村）</p> <p>津波災害警戒区域（津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域）等の指定について市町村と連携し検討する。</p> <p>なお、津波災害警戒区域の指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律により以下の対策を講じる。</p> <p>ア 市町村地域防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。</p> <p>イ 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を市町村地域防災計画に定める。</p> <p>ウ 津波災害警戒区域を含む市町村は、市町村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。</p> <p>エ 市町村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助</p>	

修正案概要(見え消し)	備考
<p>言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。</p>	
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第6節 離島等の防災体制の強化</p>	<p>・県地【地津】P74(第6節 離島等の防災体制の強化)</p>
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第267節 原子力災害予防計画</p> <p>1 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>県及び関係市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、第102節 第5款 「6 通信施設災害の予防計画」に基づきあらかじめ緊急時通信施設や連絡網等の整備を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>・県地【風水】P198(第26節 原子力災害予防計画)</p>
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第278節 道路・軌道・航空機事故災害予防計画</p>	<p>・県地【風水】P201(第27節 道路・軌道・航空機事故災害予防計画)※変更なし</p>
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第289節 海上災害予防計画</p>	<p>・県地【風水】P202(第28節 海上災害予防計画)※変更なし</p>
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第1610節 災害対策基金計画(実施主体:総務部、子ども生活福祉部)</p>	<p>・県地【風水】P189(第16節 災害対策基金計画)※変更なし</p>
<p>【凡例】</p> <p>黒フォント → 沖縄県地域防災計画(平成30年3月)の「地震・津波編」をベースとした記載</p> <p>緑フォント → 沖縄県地域防災計画(平成30年3月)の「地震・津波編」をベースとして、別の場所に移動した記載(見え消し)</p> <p>青フォント → 沖縄県地域防災計画(平成30年3月)の「風水害編等」からの引用</p> <p>赤フォント → 各防災関係機関及び県庁内各部局の意見、その他軽微な修正等</p> <p>塗りつぶし → (黄色) 令和2年度防災基本計画変更箇所、(薄緑色) 令和元年度防災基本計画変更箇所、(水色)</p>	

修正案概要（見え消し）	備考
<p>【備考欄】 平成30年度防災基本計画変更箇所、（オレンジ）既存防災基本計画 県地：沖縄県地域防災計画（平成30年3月） 防基：防災基本計画</p>	

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織計画</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画</p> <p>1 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。 なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。 ※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。</p> <p>2 地震情報等の種類及び発表基準 気象庁は、次の地震情報を発表する。</p> <p>(1) 震度速報 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。</p> <p>(2) 震源に関する情報 震度3以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配がない」又は「若干の海面</p>	<p>(移動)</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織計画</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画</p> <p>1 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたとき、緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。 ※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。</p> <p>2 地震情報等の種類及び発表基準 気象庁は、次の地震情報を発表する。</p> <p>(1) 震度速報 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。</p> <p>(2) 震源に関する情報 震度3以上の地震が観測されたとき、「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、</p>

修正前	修正後
<p>変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)</p> <p>(3) 震源・震度に関する情報 震度3以上の地震が観測されたとき等に、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</p> <p>(4) 各地の震度に関する情報 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。</p> <p>(5) 遠地地震に関する情報 国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)、津波の影響に関して、おおむね30分以内に発表する。</p> <p>(6) その他の情報 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、その震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。</p> <p>(7) 推計震度分布図 震度5弱以上が観測されたとき、観測した各地の震度データをもと</p>	<p>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。(大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)</p> <p>(3) 震源・震度に関する情報 震度3以上の地震が観測されたときや大津波警報、津波警報、津波注意報発表または若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報(警報)を発表した場合のいずれかを満たした場合に、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村毎の観測した震度を発表する。</p> <p>(4) 各地の震度に関する情報 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表する。</p> <p>(5) 遠地地震に関する情報 国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表する。 また、日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。</p> <p>(6) その他の情報 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。</p> <p>(7) 推計震度分布図 震度5弱以上が観測されたとき、観測した各地の震度データをもと</p>

修正前	修正後
<p>に1 km 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を凶情報として発表する。</p> <p>（新規）</p> <p>（略）</p> <p>○管内地震活動図及び週間地震概況 防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週ごとの資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。</p> <p>3 津波警報等の種類及び発表基準 気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。</p> <p>(1) 津波警報等 地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想</p>	<p>に1 km 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を凶情報として発表する。</p> <p>(8) 長周期地震動に関する観測情報 震度3以上が観測されたとき、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</p> <p>（略）</p> <p>○管内地震活動図及び週間地震概況 防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週ごとの資料（週間地震概況）を作成し、毎週金曜日に発表している。</p> <p>3 津波警報等の種類及び発表基準 気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。</p> <p>(1) 津波警報等 地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けている。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度よい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」</p>

修正前	修正後
<p data-bbox="266 355 1149 461">される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した津波警報等（更新報）を発表する。</p> <p data-bbox="385 544 947 571">津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p>	<p data-bbox="1256 355 2139 496">や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p data-bbox="1344 544 1901 571">津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p>

修正前					修正後					
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と、とるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表				数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m < 高さ ≤ 10m	10m					10m (5m < 高さ ≤ 10m)		
		3m < 高さ ≤ 5m	5m					5m (3m < 高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m < 高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 高さ ≤ 1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 高さ ≤ 1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、義勇隊がかたが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付いたりしない。

(略)

※津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更

(略)

※津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをも

修正前

新する場合がある。

○津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

津波情報の種類と発表内容

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表。[発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照]
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。（※2）

（新規）

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

○沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

修正後

とに、更新する場合もある。

○津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

種 類	発 表 内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表）を発表（※1）
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。（※3）

（※1）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

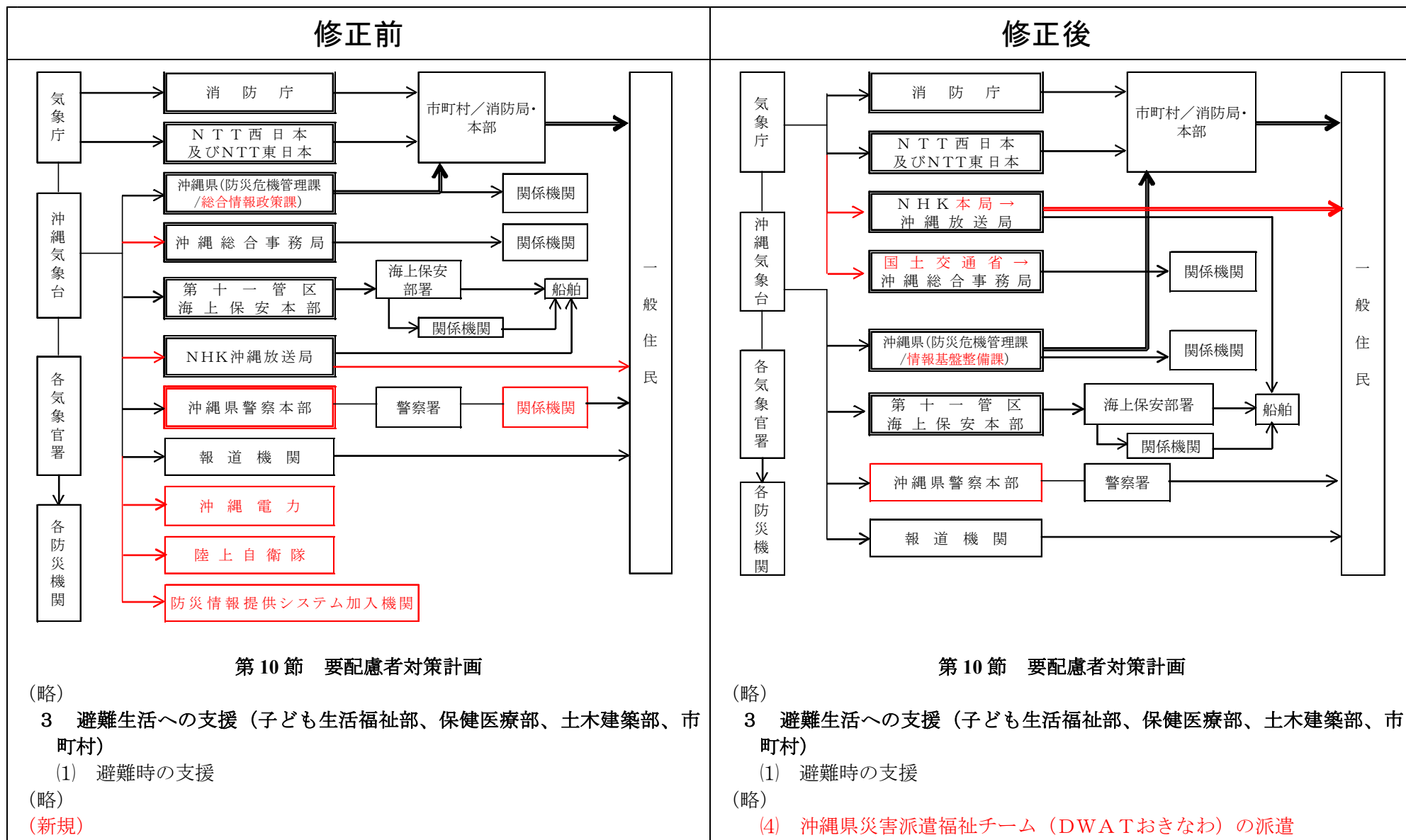
（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

○沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

修正前	修正後																								
<p>○最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p style="text-align: center;">最大波の観測値の発表内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">発表中の津波警報等</th> <th style="text-align: center;">発表基準</th> <th style="text-align: center;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大津波警報</td> <td>観測された津波の高さ > 1 m 観測された津波の高さ ≤ 1 m</td> <td>数値で発表 「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">津波警報</td> <td>観測された津波の高さ ≥ 0.2 m 観測された津波の高さ < 0.2 m</td> <td>数値で発表 「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">津波注意報</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <p>○沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。</p> <p>○最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>○ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測</p>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m 観測された津波の高さ ≤ 1 m	数値で発表 「観測中」と発表	津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m 観測された津波の高さ < 0.2 m	数値で発表 「観測中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)	<p>○最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p style="text-align: center;">沿岸で観測された津波の最大波の発表内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">警報・注意報の発表状況</th> <th style="text-align: center;">観測された津波の高さ</th> <th style="text-align: center;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大津波警報</td> <td>1 m 超 1 m 以下</td> <td>数値で発表 「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">津波警報</td> <td>0.2 m 以上 0.2 m 未満</td> <td>数値で発表 「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">津波注意報</td> <td>(すべての場合)</td> <td>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <p>○沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。</p> <p>○最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>(削除)</p>	警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容	大津波警報	1 m 超 1 m 以下	数値で発表 「観測中」と発表	津波警報	0.2 m 以上 0.2 m 未満	数値で発表 「観測中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																							
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m 観測された津波の高さ ≤ 1 m	数値で発表 「観測中」と発表																							
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m 観測された津波の高さ < 0.2 m	数値で発表 「観測中」と発表																							
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																							
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容																							
大津波警報	1 m 超 1 m 以下	数値で発表 「観測中」と発表																							
津波警報	0.2 m 以上 0.2 m 未満	数値で発表 「観測中」と発表																							
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																							

修正前	修正後																																
<p>中」と発表する。</p> <p>最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">発表中の津波警報等</th> <th style="text-align: center;">発表基準</th> <th style="text-align: center;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">大津波警報</td> <td style="text-align: center;">沿岸で推定される津波の高さ > 3m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">津波警報</td> <td style="text-align: center;">沿岸で推定される津波の高さ > 1m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">津波注意報</td> <td style="text-align: center;">(すべて数値で発表)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新規)</p> <p>※津波情報の留意事項等</p> <p>①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 ○津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。 <p>②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。 	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<p>沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">発表中の津波警報等</th> <th style="text-align: center;">沿岸で推定される津波の高さ</th> <th style="text-align: center;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">大津波警報</td> <td style="text-align: center;">3m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">津波警報</td> <td style="text-align: center;">1m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">津波注意報</td> <td style="text-align: center;">(すべての場合)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>※津波情報の留意事項等</p> <p>①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくる場合がある。 ○津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。 <p>②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。 	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																															
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																															
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																															
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																															
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																															
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																															
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容																															
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																															
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																															
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																															
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																															
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																															

修正前	修正後																
<p>③津波観測に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 ○場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。 <p>④沖合の津波観測に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。 ○津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。 <p>(3) 津波予報</p> <p>地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p style="text-align: center;">津波予報の発表基準と発表内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">発表基準</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表。</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。</td> </tr> <tr> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>5 近地震津波に対する自衛処置（市町村）</p> <p>(略)</p>	発表基準	内 容	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。	<p>③津波観測に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 ○場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。 <p>④沖合の津波観測に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。 ○津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。 <p>(3) 津波予報</p> <p>地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p style="text-align: center;">津波予報の発表基準と発表内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">発表基準</th> <th style="text-align: center;">発 表 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表。</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。</td> </tr> <tr> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>5 近地震津波に対する自衛処置（市町村）</p> <p>(略)</p>	発表基準	発 表 内 容	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。
発表基準	内 容																
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。																
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。																
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。																
発表基準	発 表 内 容																
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。																
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。																
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。																



修正前	修正後
<p style="text-align: center;">第13節 医療救護計画</p> <p>(略)</p> <p>4 医療救護の実施</p> <p>(1) 県の活動</p> <p>ア DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣要請</p> <p>県は、必要に応じて、以下の機関にDMAT、DPAT及び医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(ア) 沖縄県DMAT指定病院</p> <p>(イ) 沖縄県DPATとして登録された機関</p> <p>(ウ) 日本赤十字社沖縄県支部</p> <p>(エ) 沖縄県医師会</p> <p>(オ) 沖縄県歯科医師会</p> <p>(カ) 沖縄県薬剤師会</p> <p>(キ) 沖縄県看護協会</p> <p>(ク) 国、他都道府県</p> <p>(略)</p> <p>9 被災者の健康管理とこころのケア（保健医療部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>(2) DPATの編成及び活動</p> <p>ア 沖縄県災害派遣精神医療チーム（以下、「沖縄県DPAT」という。）は、発災当日から遅くとも72時間以内に被災地域に派遣されるDPAT先遣隊と沖縄県DPATに登録された機関により編成される。</p> <p>イ 被災地域での活動</p>	<p style="text-align: center;">第13節 医療救護計画</p> <p>(略)</p> <p>4 医療救護の実施</p> <p>(1) 県の活動</p> <p>ア DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣要請</p> <p>県は、必要に応じて、以下の機関にDMAT、DPAT及び医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(ア) 沖縄県DMAT指定病院</p> <p>(イ) 沖縄県DPAT登録機関</p> <p>(ウ) 日本赤十字社沖縄県支部</p> <p>(エ) 沖縄県医師会</p> <p>(オ) 沖縄県歯科医師会</p> <p>(カ) 沖縄県薬剤師会</p> <p>(キ) 沖縄県看護協会</p> <p>(ク) 国、他都道府県</p> <p>(略)</p> <p>9 被災者の健康管理とこころのケア（保健医療部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>(2) DPATの編成及び活動</p> <p>ア 沖縄県DPATは、発災当日から遅くとも72時間以内に被災地域に派遣されるDPAT先遣隊と沖縄県DPATに登録された機関により編成される。</p> <p>イ 被災地域での活動</p>

修正前	修正後
<p>(ア) 被災地での活動は、現地災害対策本部と連携して行われる。</p> <p>(イ) 活動内容については、別途「災害時におけるこころのケア活動マニュアル」に定める。</p> <p>ウ DPAT派遣要請及び受入調整</p> <p>(ア) 県は、必要に応じて、国に対してDPAT派遣幹旋の要請又は他都道府県に対してDPAT派遣協力要請を行う。</p> <p>(イ) 沖縄県立総合精神保健福祉センターは派遣されたDPATの受入調整を行う。</p> <p>(3) こころのケア 県保健所には相談窓口を設けるなど、精神保健福祉相談体制や市町村への支援体制を構築する。 市町村は、県との連携によりこころのケア対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第14節 交通輸送計画</p> <p>1 実施責任者 (略)</p> <p>(4) 緊急輸送道路 緊急輸送道路ネットワーク計画（平成23年3月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）における重要道路（第1次緊急輸送道路）は、以下のとおりである。</p>	<p>(ア) 被災地での活動は、現地災害対策本部と連携して行われる。</p> <p>(イ) 活動内容については、別途「沖縄県 DPAT 活動マニュアル」に定める。</p> <p>ウ DPAT派遣要請及び受入調整</p> <p>(ア) 県は、必要に応じて、国に対してDPAT派遣幹旋の要請又は他都道府県に対してDPAT派遣協力要請を行う。</p> <p>(イ) 県 DPAT 調整本部は派遣されたDPATの受入調整を行う。</p> <p>(3) こころのケア 県保健所には相談窓口を設けるなど、精神保健福祉相談体制や市町村への支援体制を構築する。 沖縄県立総合精神保健福祉センターは、保健所及び市町村へ技術援助を行うとともに、精神保健に関する県の総合的な中核拠点として、全県的なこころのケアに関する情報の集約と発信を行い、こころのケア対策の全般を担う。 市町村は、県との連携によりこころのケア対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第14節 交通輸送計画</p> <p>1 実施責任者 (略)</p> <p>(4) 緊急輸送道路 緊急輸送道路ネットワーク計画（平成31年2月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）における緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路）は、以下のとおりである。 なお、第2次、第3次緊急輸送道路については、同計画を参照。</p>

第2編 地震・津波編

修正前

道路種別	路線名	区間
高速道路	沖縄自動車道	許田IC～那覇IC
高速道路	那覇空港自動車道	名嘉地IC～西原JCT
国道(指)	国道58号	名護市宮里4丁目(北)～那覇市奥武山町
国道(指)	国道329号	那覇市上間～那覇市明治橋、沖縄市高原～北中城村渡口
国道(指)	国道331号	那覇市奥武山町～豊見城市名嘉地
国道(指)	国道332号	那覇市字鏡水～那覇空港
国道(指)	国道58号	那覇西道路那覇市若狭～那覇市鏡水
国道(指外)	国道449号	本部町瀬底大橋～名護市安和
国道(指外)	国道449号	名護BP 名護市安和～名護市宮里4丁目(北)
主要地方道	沖縄北谷線	沖縄市山内～北谷町国体道路入口
主要地方道	石川仲泊線	うるま市赤崎1丁目～恩納村仲泊
主要地方道	那覇糸満線	那覇市安謝～那覇市上間
主要地方道	沖縄環状線	沖縄市山内～沖縄市比屋根
一般県道	県道20号線	沖縄市高原～沖縄市上地
一般県道	県道42号線	沖縄県庁～那覇市久茂地
一般県道	真志川環状線	沖縄市美原1丁目～沖縄市美原4丁目
一般県道	那覇空港線	那覇空港～那覇市安次嶺

道路種別	路線名	区間
港湾道路	港湾1号線	那覇ふ頭～那覇市曙
港湾道路	港湾2号線	新港ふ頭～那覇市安謝
港湾道路	那覇1号線	那覇ふ頭～那覇市明治橋
市町村道	(那覇市道)	那覇市上之屋～おもろまち
主要地方道	久米島空港真泊線	久米島空港～久米島町役場
主要地方道	平良城辺線	平良袖山入口～郡農協前
一般県道	平良新里線	平良市平良～袖山入口
一般県道	高野西里線	平良港～平良市平良、郡農協前～空港
国道(指外)	国道390号	石垣市美崎町～石垣市白保
一般県道	新川白保線	石垣市白保
一般県道	石垣空港線	石垣空港～石垣市真栄里
市町村道	(石垣市道)	730交差点～石垣市役所

緊急交通路は、沖縄自動車道（許田 IC ～那覇 IC）、那覇空港自動車道（名嘉地 IC ～西原 JCT）の2路のみ

修正後

機能区分	道路種別	路線名	区間
第1次緊急輸送道路	高速道路	沖縄自動車道	許田IC～那覇IC
	高速道路	那覇空港自動車道	名嘉地IC～西原JCT
	国道(指)	国道58号	名護市宮里4丁目(北)～恩納村瀬底大橋、恩納村山田～那覇市奥武山町
	国道(指)	国道332号	那覇市字鏡水～那覇空港
	国道(指)	国道58号	那覇西道路
	国道(指外)	国道449号	本部町瀬底大橋～名護市安和
	国道(指外)	国道449号	名護市安和～名護市宮里4丁目(北)
	主要地方道	沖縄北谷線	沖縄市山内～北谷町国体道路入口
	主要地方道	石川仲泊線	うるま市赤崎1丁目～恩納村仲泊
	主要地方道	那覇糸満線	那覇市安謝～那覇市上間
	主要地方道	沖縄環状線	沖縄市山内～沖縄市比屋根
	一般県道	県道20号線	沖縄市高原～沖縄市上地
	一般県道	県道42号線	沖縄県庁南口～那覇市久茂地
	一般県道	真志川沖縄線	うるま市前原～うるま市豊原
	一般県道	那覇空港線	那覇空港～那覇市安次嶺
	市町村道	那覇市道(天久安里線)	那覇市上之屋～おもろまち
	市町村道	那覇市道(久米若狭線)	那覇市若狭～那覇市久茂地
	市町村道	沖縄市道	沖縄市美原1丁目～沖縄市美原4丁目
	港湾道路	臨港道路港湾1号線	那覇ふ頭～那覇市曙
	港湾道路	臨港道路港湾2号線	新港ふ頭～那覇市安謝
	港湾道路	臨港道路那覇1号線	那覇ふ頭～那覇市明治橋
	港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区2号線	浦添市西洲
	港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区3号線	浦添市西洲
	港湾道路	臨港道路若狭1号線	那覇市若狭
	港湾道路	臨港道路若狭2号線	那覇市若狭～那覇クルーズターミナル
	港湾道路	臨港道路新港2号線	新港ふ頭地区
	港湾道路	臨港道路1号線	中城港湾新港地区
	港湾道路	臨港道路3号線	中城港湾新港地区
	港湾道路	臨港道路6号線	中城港湾新港地区
	港湾道路	臨港道路7号線	中城港湾新港地区
久米島	主要地方道	久米島空港真泊線	久米島空港～久米島町役場
宮古島	主要地方道	平良城辺線	平良袖山入口～郡農協前
宮古島	主要地方道	平良城辺線	宮古島市平良西里～袖山入口
宮古島	一般県道	平良新里線	宮古島市平良～袖山入口
宮古島	一般県道	高野西里線	平良港～北給油所
宮古島	市町村道	宮古島市道(中央縦線)	平良西里～北給油所
宮古島	港湾道路	臨港道路漲水2号線	平良港交差点～宮古島海上保安部入口
宮古島	港湾道路	臨港道路漲水中央線	平良港
石垣島	国道(指外)	国道390号	石垣市美崎町～石垣市白保
石垣島	一般県道	新川白保線	石垣市白保
石垣島	一般県道	石垣空港線	石垣空港～石垣市真栄里
石垣島	市町村道	石垣市道(新栄町縦1号線)	石垣市新栄町
石垣島	市町村道	石垣市道(美崎新栄通り)	730交差点～石垣市役所
石垣島	港湾道路	臨港道路浜崎町線	石垣市新栄町～石垣港

修正前					修正後					
(5) 緊急輸送港湾 緊急輸送上、重要な港湾は以下のとおりである。					(5) 緊急輸送港湾 緊急輸送上、重要な港湾は以下のとおりである。					
港湾名		管理者	施設名		港湾名		管理者	施設名		所在地
重要港湾	那覇港	那覇港管理組合	岸壁 (-13.0m) 耐震：1 バース		重要港湾	那覇港	那覇港管理組合	岸壁 (-13.0m) 耐震：1 バース		那覇市
重要港湾	那覇港	那覇港管理組合	岸壁 (-9.0m) 耐震：1 バース		重要港湾	那覇港	那覇港管理組合	岸壁 (-9.0m) 耐震：1 バース		那覇市
重要港湾	石垣港	石垣市	岸壁 (-9.0m) 耐震：1 バース		重要港湾	石垣港	石垣市	岸壁 (-9.0m) 耐震：1 バース		石垣市
地方港湾	伊江港	沖縄県	岸壁 (-7.5m) 耐震：1 バース		地方港湾	伊江港	沖縄県	岸壁 (-7.5m) 耐震：1 バース		伊江村
地方港湾	兼城港	沖縄県	岸壁 (-5.5m) 耐震：1 バース		地方港湾	兼城港	沖縄県	岸壁 (-5.5m) 耐震：1 バース		久米島町
地方港湾	本部港	沖縄県	岸壁 (-9.0m) 耐震：1 バース		地方港湾	本部港	沖縄県	岸壁 (-9.0m) 耐震：1 バース		本部町
					重要港湾	平良港	宮古島市	岸壁 (-7.5m) 耐震：1 バース		宮古島市
(6) 緊急輸送漁港 緊急輸送上、重要な漁港は以下のとおりである。					(6) 緊急輸送漁港 緊急輸送上、重要な漁港は以下のとおりである。					
漁港名		管理者	施設名		漁港名		管理者	施設名		所在地
					重要港湾	中城湾港	沖縄県	岸壁 (-11.0m) 耐震整備予定		うるま市

また、今後港湾計画の改訂を行い、以下の港湾が加わる予定である。

修正前				修正後			
糸満漁港	沖縄県	-6.0 m岸壁(1) : 1 バース	糸満市	糸満漁港	沖縄県	-6.0 m岸壁(1) : 1 バース	糸満市
佐良浜漁港	沖縄県	-3.5 m岸壁(2) : 1 バース	宮古島市	渡名喜漁港	沖縄県	-5.0 m岸壁 : 1 バース	渡名喜村
渡名喜漁港	沖縄県	-5.0 m岸壁 : 1 バース	渡名喜村	波照間漁港	沖縄県	5号岸壁 (-5.0m) : 1 バース	竹富町
				阿嘉漁港	沖縄県	-4.5 m岸壁(3) : 1 バース	座間味村
<p>第21節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画 (新規)</p> <p>1 実施責任者 遺体の捜索、処理及び埋葬は、救助法が適用された場合は、県が実施する。 ただし、県が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村が行うこととすることができる。 また、救助法が適用されない場合で、市町村が必要と認めるときは、市町村が実施する。</p> <p>2 行方不明者の捜索（警察本部、市町村、第十一管区海上保安本部、自衛隊） 市町村等は、関係機関の協力により捜索班を編成し、警察、自衛隊及び第十一管区海上保安本部の協力得て、遺体の捜索を実施するものとする。</p>				<p>第21節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画</p> <p>災害により行方不明になった者の捜索、遺体の処理及び埋葬については、市町村、警察機関、県及びその他の防災機関が、相互に緊密な連絡と迅速な措置によって行うものとする。</p> <p>1 実施責任者 行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬は、救助法が適用された場合は、県が実施する。 ただし、県が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村が行うこととすることができる。 また、救助法が適用されない場合で、市町村が必要と認めるときは、市町村が実施する。</p> <p>2 行方不明者の捜索（市町村、警察本部、第十一管区海上保安本部、自衛隊） 市町村等は、関係機関の協力により捜索班を編成し、警察、第十一管区海上保安本部及び自衛隊の協力得て、行方不明者の捜索を実施するものとする。</p>			

修正前	修正後
<p>3 遺体の取扱い（警察本部、保健医療部、市町村、第十一管区海上保安本部）</p> <p>(1) 遺体の取扱い</p> <p>発見された遺体については、海上保安庁死体取扱規則（昭和45年）、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則）の規定により、海上保安官及び警察官は所要の本籍等不明死体調査書を作成ののち、遺族又は市町村長に引き渡すものとし、市町村はその後において必要に応じて遺体の処理を行うものとする。</p> <p>県警察は、必要に応じ警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。また、効果的な身元確認のために、必要な資料の提供について市町村等と連携を図るものとする。</p> <p>（新規）</p> <p>(2) 遺体の処理</p> <p>ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 遺体の識別のため処置として行うものとする。</p> <p>イ 遺体の一時保存 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の施設に仮設）に集めて、</p>	<p>3 遺体の取扱い（警察本部、保健医療部、市町村、第十一管区海上保安本部、県医師会、県歯科医師会）</p> <p>(1) 遺体の収容・安置</p> <p>ア 市町村は、遺体を収容、一時安置するための施設等を予め選定しておき、必要に応じ、遺体収容施設を設置する。</p> <p>イ 発見された遺体は、市町村が所轄警察署等と協議して適切な収容施設に搬送する。</p> <p>ウ 身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬が出来ない場合等においては、市町村が遺体を一時安置所に収容し、埋葬の処理をとるまで保管管理を行う。</p> <p>(2) 遺体の調査、身元確認</p> <p>ア 発見された遺体については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の関係法令に基づき、警察官又は海上保安官が遺体の調査等を行う。</p> <p>イ 遺体の調査、身元確認等を、医師及び歯科医師等の協力を得て行う。</p> <p>ウ 警察官又は海上保安官は、身元が明らかになった遺体を遺族に引き渡す。また、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して、死亡地を管轄する市町村へ引き渡す。</p> <p>(3) 遺体の処理</p> <p>ア 遺体について、医師による死因、その他の医学的検査を実施する。</p> <p>イ 調査及び医学的検査を終了した遺体について、遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。</p> <p>ウ 市町村は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体取扱いに伴う感染予防のための資機材を整備し、検視場所及び遺体安置所への配備に努めるものとする。</p>

修正前	修正後
<p>埋葬の処理をとるまで保存する。</p> <p>ウ 検案 遺体について死因、その他について医学的検査をする。</p> <p>エ 遺体の処理は埋葬の実施と一致することを原則とする。</p> <p>(略)</p> <p>第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画</p> <p>(略)</p> <p>2 障害物の除去（土木建築部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路関係障害物 道路管理者は、自動車・死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。</p> <p>(略)</p> <p>第31節 公共土木施設応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 施設の防護（土木建築部、農林水産部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）</p> <p>(1) 道路施設</p> <p>ア 国道（指定区間） 国道（指定区間）の管理者である沖縄総合事務局開発建設部は、管理する国道についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧等を行う。</p> <p>イ 国道（指定区間外）及び県道 国道（指定区間外）及び県道の管理者である県における措置は、以下のとおりとする。 (7) 各土木事務所は常に所管の道路の破損、決壊、橋梁流失その他</p>	<p>(略)</p> <p>第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画</p> <p>(略)</p> <p>2 障害物の除去（土木建築部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路関係障害物 道路管理者は、死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。</p> <p>(略)</p> <p>第31節 公共土木施設応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 施設の防護（土木建築部、農林水産部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）</p> <p>(1) 道路施設</p> <p>ア 国道（指定区間） 国道（指定区間）の管理者である沖縄総合事務局開発建設部は、管理する国道についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、災害対策本部と共有を図り、道路災害の未然防止又は優先啓開ルートの適切な応急措置を行うものとする。</p> <p>イ 国道（指定区間外）及び県道 国道（指定区間外）及び県道の管理者である県における措置は、以下のとおりとする。 (7) 各土木事務所は常に所管の道路の破損、決壊、橋梁流失その他</p>

修正前	修正後
<p>交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるように努めるものとする。</p> <p>(イ) 被害が発生するおそれがあるときは所管の道路の状況を把握するため、道路監視車を巡回させる等の方法を講じ、被害情報の収集、道路災害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。</p> <p>(ウ) 土木事務所長の災害に関する報告は、「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定めるところによるものとする。</p> <p>ウ 市町村道 市町村道の管理者である市町村における措置は、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 市町村長は管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を所管土木事務所長に報告するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の発生した日時及び場所 ・被害の内容及び程度 ・迂回道路の有無 <p>(イ) 市町村長は、自動車の運転者が、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した際に直ちに市町村長に報告するよう、常時指導・啓発しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 応急工事（土木建築部、農林水産部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急工事の実施 応急工事の実施責任者は、以下により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。</p> <p>ア 道路施設</p> <p>(ア) 応急工事 被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保</p>	<p>交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるように努めるものとする。</p> <p>(イ) 所管する道路についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、災害対策本部と共有を図り、道路災害の未然防止又は優先啓開ルートの適切な応急措置を行うものとする。</p> <p>(ウ) 土木事務所長の災害に関する報告は、「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定めるところによるものとする。</p> <p>ウ 市町村道 市町村道の管理者である市町村における措置は、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 市町村長は管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を県道路管理課及び所管土木事務所長に報告するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の発生した日時及び場所 ・被害の内容及び程度 ・迂回道路の有無 <p>(イ) 市町村長は、自動車の運転者が、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した際に直ちに市町村長に報告するよう、常時指導・啓発しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 応急工事（土木建築部、農林水産部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急工事の実施 応急工事の実施責任者は、以下により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。</p> <p>ア 道路施設</p> <p>(ア) 応急工事 被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保</p>

修正前	修正後
<p>を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排土作業又は盛土作業 ・仮舗装作業 ・障害物の除去 ・仮道、さん道、仮橋等の設備 <p style="text-align: center;">第32節 ライフライン等施設応急対策計画</p> <p>第1款 電力施設応急対策（沖縄電力(株)） (略)</p> <p>2 関係機関との協力体制 被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力(株)は、電力施設復旧の処理に当たって大口需要家及び関係市町村と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県災害対策本部（総括情報班）と協議して措置するものとする。 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害復旧・復興計画 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 被災者生活への支援計画 (略)</p> <p>2 罹災証明書の発行（子ども生活福祉部、土木建築部、市町村） 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。 県は市町村に対し、技術的・人的支援を行うとともに、必要な研修の実施に努める。 なお、市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局等を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応</p>	<p>を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害物の除去 ・路面及び橋梁段差の修正 ・排土作業又は盛土作業 ・仮舗装作業 ・仮道、さん道、仮橋等の設備 <p style="text-align: center;">第32節 ライフライン等施設応急対策計画</p> <p>第1款 電力施設応急対策（沖縄電力(株)） (略)</p> <p>2 関係機関との協力体制 被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力(株)は、沖縄県があらかじめリスト化する重要施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、県災害対策本部（総括情報班）と協議して措置するものとする。 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害復旧・復興計画 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 被災者生活への支援計画 (略)</p> <p>2 罹災証明書等の発行（子ども生活福祉部、土木建築部、市町村） 市町村は、被災者に対して各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、住宅等の危険度判定結果の表示や罹災証明書を交付するものとする。 なお、住家等の被害調査や罹災証明書交付の体制を確立するため担当部局等を定め、担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、これらの業務に必要な実施体制の整備に努めるものとする。 また、県は市町村に対し、技術的・人的支援を行うとともに、必要な</p>

修正前	修正後
<p>援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（次の16市町村）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本県における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>なお、この推進計画に定めのない事項については、本編第1章から第3章によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p>研修の実施に努める。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（次の16市町村）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本県における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>なお、この推進計画に定めのない事項については、共通編 第3章及び地震・津波編 第1章並びに第2章によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、地震・津波編 第1章「第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。</p> <p>県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合は、直ちに防災危機管理課職員による災害対策準備体制をとるものとする。</p>

修正前	修正後
	<p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急 対策に係る措置</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、体制等 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、地震・津波編 第1章「第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。 県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合は、直ちに防災危機管理課職員による災害対策準備体制をとるものとする。</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、地震・津波編 第1章「第5節 災害広報計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。</p> <p>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施 状況等に関する情報の収集・伝達等 県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は、地震・津波編 第1章「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。</p> <p>(4) 災害応急対策をとるべき期間等 県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、また</p>

修正前	修正後
	<p>はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。) に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p> <p>3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急 対策に係る措置</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、体制等 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第2章「第2節 地震情報・津波警報の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。 県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合は、直ちに防災危機管理課職員による災害対策準備体制をとるものとする。</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、地震・津波編 第1章「第5節 災害広報計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。</p> <p>(3) 災害応急対策をとるべき期間等 県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっ</p>

修正前	修正後
<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練</p> <p>県、関係市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するように努める。</p> <p>訓練の方法等は、第1章 第3節の「第1款 防災訓練計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 関係者との連携協力の確保</p> <p>県、関係市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した応援の要請先、要請事項、受入ルート、受入拠点等を検討し、災害協力協定の締結や応援及び受援計画の策定に努める。</p> <p style="text-align: center;">第5節 防災教育及び広報</p> <p>県、関係市町村、防災関係機関は、南海トラフ地震に関する防災教育及び広報に努める。</p> <p>広報、教育の方法等は、第1章 第3節の「第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第4節 防災訓練</p> <p>県、関係市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するように努める。</p> <p>訓練の方法等は、共通編 第3章 第3節の「第1款 防災訓練」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5節 関係者との連携協力の確保</p> <p>県、関係市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した応援の要請先、要請事項、受入ルート、受入拠点等を検討し、災害協力協定の締結や応援及び受援計画の策定に努める。</p> <p style="text-align: center;">第6節 防災教育及び広報</p> <p>県、関係市町村、防災関係機関は、南海トラフ地震に関する防災教育及び広報に努める。</p> <p>広報、教育の方法等は、共通編 第3章 第3節の「第2款 防災知識の普及・啓発」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施するものとする。</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織計画</p> <p>災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、地震・津波編 第2章「第1節 組織計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。</p> <p>なお、県本部の設置、本部設置に至らない場合の措置については、次のとおり行う。</p> <p>(1) 県本部の設置</p> <p>県本部は、以下に掲げる場合に設置するものとする。</p> <p>ア 県の全域又は一部の地域に、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>イ 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、県の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。</p> <p>ウ 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、県の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。</p> <p>エ 県の全域又は一部の地域に災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要する災害が発生したとき。</p> <p>オ 上記のほか、県の全域又は一部の地域に発生した災害に対し特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。</p> <p>(2) 本部設置に至らない場合の措置</p> <p>ア 災害警戒本部の設置</p> <p>災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に</p>	<p style="text-align: center;">(移動)</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害応急対策計画</p> <p>(節)</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織計画</p> <p>災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、地震・津波編 第1章「第1節 組織計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。</p> <p>なお、県本部の設置、本部設置に至らない場合の措置については、次のとおり行う。</p> <p>1 県本部の設置</p> <p>県本部は、以下に掲げる場合に設置するものとする。</p> <p>(1) 県の全域又は一部の地域に、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、県の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。</p> <p>(3) 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、県の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。</p> <p>(4) 県の全域又は一部の地域に災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要する災害が発生したとき。</p> <p>(5) 上記のほか、県の全域又は一部の地域に発生した災害に対し特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。</p> <p>2 本部設置に至らない場合の措置</p> <p>(1) 災害警戒本部の設置</p> <p>災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じ</p>

修正前	修正後
<p>応じて災害警戒本部及び災害警戒地方本部を設置する。 なお、災害警戒本部の設置基準は以下のとおりとする。</p> <p>(7) 県の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。</p> <p>(4) 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により県の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。</p> <p>(ウ) 上記のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため警戒体制をとる必要のあるとき。</p> <p>イ 災害対策準備体制 気象台から大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、防災危機管理課職員による災害対策準備体制をとるものとする。</p> <p>ウ 災害警戒地方本部の設置 災害警戒本部の設置基準に準じ設置する。風水害等編 第2章 災害応急対策</p>	<p>て災害警戒本部及び災害警戒地方本部を設置する。 なお、災害警戒本部の設置基準は以下のとおりとする。</p> <p>ア 県の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。</p> <p>イ 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により県の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。</p> <p>ウ 上記のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため警戒体制をとる必要のあるとき。</p> <p>(2) 災害対策準備体制 気象台から大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、防災危機管理課職員による災害対策準備体制をとるものとする。</p> <p>(3) 災害警戒地方本部の設置 災害警戒本部の設置基準に準じ設置する。風水害等編 第2章 災害応急対策</p>
<p style="text-align: center;">第2節 気象警報等の伝達計画</p> <p>(略)</p> <p>1 警報等の種類及び発表基準</p> <p>警報等 ←</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 <input type="checkbox"/> 気象業務法に定める警報等 <ul style="list-style-type: none"> ア <input type="checkbox"/> 気象注意報等 イ <input type="checkbox"/> 気象警報等 ウ <input type="checkbox"/> 気象特別警報等 エ <input type="checkbox"/> 気象情報等 オ <input type="checkbox"/> 地方海上警報 2 <input type="checkbox"/> 水防警報等 3 <input type="checkbox"/> 消防法に定める火災警報等 4 <input type="checkbox"/> 県知事、市町村長が行う警報等 	<p style="text-align: center;">第2節 気象警報等の伝達計画</p> <p>(略)</p> <p>1 警報等の種類及び発表基準</p> <p>警報等 ←</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 <input type="checkbox"/> 気象業務法に定める警報等 <ul style="list-style-type: none"> ア <input type="checkbox"/> 気象注意報等 イ <input type="checkbox"/> 気象警報等 ウ <input type="checkbox"/> 気象特別警報等 エ <input type="checkbox"/> 気象情報等 オ <input type="checkbox"/> 大雨警報・洪水警報の危険度分布等 カ <input type="checkbox"/> 早期注意情報（警報級の可能性） キ <input type="checkbox"/> 地方海上警報 2 <input type="checkbox"/> 水防警報等 3 <input type="checkbox"/> 消防法に定める火災警報等 4 <input type="checkbox"/> 県知事、市町村長が行う警報等

修正前	修正後								
<div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 5 土砂災害警戒情報 <input type="checkbox"/> 6 記録的短時間大雨情報 <input type="checkbox"/> 7 竜巻注意情報 </div> <p>(略)</p> <p>(1) 気象業務法に定める警報等</p> <p>ア 気象注意報</p> <p>(略)</p> <p>エ 気象情報等</p> <p>気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意の報発中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、潮位に関する情報等がある。</p> <p>なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">警報の危険度分布等の概要</p> <table border="1" data-bbox="215 1045 1064 1236"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒判定メッシュ情報</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>カ 警報級の可能性</p> <p>5日先までに警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、2日先から5日先に</p>	種別	概要	土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	<div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 5 土砂災害警戒情報 <input type="checkbox"/> 6 記録的短時間大雨情報 <input type="checkbox"/> 7 竜巻注意情報 </div> <p>(略)</p> <p>(1) 気象業務法に定める警報等</p> <p>ア 気象注意報</p> <p>(略)</p> <p>エ 気象情報等</p> <p>気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意の報発中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、潮位に関する情報等がある。</p> <p>なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">警報の危険度分布等の概要</p> <table border="1" data-bbox="1191 1045 2049 1236"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>カ 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p>警報級の現象が5日先までに予想されているときに、その可能性について [高]、[中] の2段階で発表される。当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島</p>	種別	概要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
種別	概要								
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。								
種別	概要								
大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。								

修正前	修正後																												
<p>かけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。</p> <p>キ 地方海上警報</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 地方海上予報区の範囲と細分名称</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 地方海上警報の種類と発表基準</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地方海上警報の種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上警報なし（英文 NO WARNING）</td> <td>警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合</td> </tr> <tr> <td>海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）</td> <td>濃霧により視程が500m以下（0.3カイリ以下）</td> </tr> <tr> <td>海上風警報□（英文 WARNING）</td> <td>最大風速が13.9～17.2m/s (28ノット以上 34ノット未満)</td> </tr> <tr> <td>海上強風警報（英文 GALE WARNING）</td> <td>最大風速が17.2～24.5m/s (34ノット以上 48ノット未満)</td> </tr> <tr> <td>海上暴風警報（英文 STORM WARNING）</td> <td>最大風速が24.5～32.7m/s (48ノット以上 64ノット未満)</td> </tr> <tr> <td>海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）</td> <td>最大風速が32.7m/s以上 (64ノット以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(7) 竜巻注意情報</p> <p>気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を各気象台が受け持つ一次細分区域単位で発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	地方海上警報の種類	発表基準	海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合	海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が500m以下（0.3カイリ以下）	海上風警報□（英文 WARNING）	最大風速が13.9～17.2m/s (28ノット以上 34ノット未満)	海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が17.2～24.5m/s (34ノット以上 48ノット未満)	海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が24.5～32.7m/s (48ノット以上 64ノット未満)	海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	最大風速が32.7m/s以上 (64ノット以上)	<p>中南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。</p> <p>キ 地方海上警報</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 地方海上予報区の範囲と細分名称</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 地方海上警報の種類と発表基準</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地方海上警報の種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上警報なし（英文 NO WARNING）</td> <td>警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合</td> </tr> <tr> <td>海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）</td> <td>濃霧により視程が500m以下（0.3カイリ以下）</td> </tr> <tr> <td>海上風警報□（英文 WARNING）</td> <td>最大風速が13.9～17.2m/s (28ノット以上 34ノット未満)</td> </tr> <tr> <td>海上強風警報（英文 GALE WARNING）</td> <td>最大風速が24.5m/s以上 (34ノット以上 48ノット未満)</td> </tr> <tr> <td>海上暴風警報（英文 STORM WARNING）</td> <td>最大風速が24.5～32.7m/s (48ノット以上)</td> </tr> <tr> <td>海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）</td> <td>台風による風の最大風速が32.7m/s以上 (64ノット以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(7) 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、気象庁が一次細分区域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を記載した「目撃情報あり」の竜巻注意情報が発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	地方海上警報の種類	発表基準	海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合	海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が500m以下（0.3カイリ以下）	海上風警報□（英文 WARNING）	最大風速が13.9～17.2m/s (28ノット以上 34ノット未満)	海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が24.5m/s以上 (34ノット以上 48ノット未満)	海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が24.5～32.7m/s (48ノット以上)	海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	台風による風の最大風速が32.7m/s以上 (64ノット以上)
地方海上警報の種類	発表基準																												
海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合																												
海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が500m以下（0.3カイリ以下）																												
海上風警報□（英文 WARNING）	最大風速が13.9～17.2m/s (28ノット以上 34ノット未満)																												
海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が17.2～24.5m/s (34ノット以上 48ノット未満)																												
海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が24.5～32.7m/s (48ノット以上 64ノット未満)																												
海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	最大風速が32.7m/s以上 (64ノット以上)																												
地方海上警報の種類	発表基準																												
海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合																												
海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が500m以下（0.3カイリ以下）																												
海上風警報□（英文 WARNING）	最大風速が13.9～17.2m/s (28ノット以上 34ノット未満)																												
海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が24.5m/s以上 (34ノット以上 48ノット未満)																												
海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が24.5～32.7m/s (48ノット以上)																												
海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	台風による風の最大風速が32.7m/s以上 (64ノット以上)																												

第3編 風水害等編

修正前			修正後		
警報等の種類	発表機関名	対象区域	警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報	沖縄気象台	沖縄本島及び久米島 (周辺離島を含む)	大雨注意報	沖縄気象台	沖縄本島及び久米島 (周辺離島を含む)
洪水 //			洪水 //		
強風 //			強風 //		
波浪 //	南大東島地方気象台	南大東村及び北大東村	波浪 //	南大東島地方気象台	南大東村及び北大東村
高潮 //			高潮 //		
濃霧 //			濃霧 //		
雷 //	宮古島地方気象台	沖縄県宮古事務所管内	雷 //	宮古島地方気象台	沖縄県宮古事務所管内
乾燥 //			乾燥 //		
霜 //			霜 //		
低温 //	石垣島地方気象台	沖縄県八重山事務所管内	低温 //	石垣島地方気象台	沖縄県八重山事務所管内
大雨(土砂災害、浸水害)警報			大雨(土砂災害、浸水害)警報		
洪水 //			洪水 //		
暴風 //			暴風 //		
波浪 //			波浪 //		
高潮 //			高潮 //		
大雨特別警報			大雨特別警報		
暴風 //			暴風 //		
波浪 //			波浪 //		
高潮 //			高潮 //		
記録的短時間大雨情報 竜巻注意情報			記録的短時間大雨情報 (発表のみ) 竜巻注意情報 (発表のみ)	気象庁	沖縄県
(略)			(略)		

(略)

(略)

修正前	修正後
<p style="text-align: center;">第3節 災害通信計画</p> <p>(実施主体：知事公室、企画部、市町村、非常通信協議会構成機関)</p> <p>気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、地震・津波編 第2章「第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 災害状況等の収集・伝達計画</p> <p>(実施主体：各防災関係機関)</p> <p>災害状況等の収集・報告は、地震・津波編 第2章「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p>なお、市町村（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。</p> <p>ア 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から、適宜、報告するものとする。</p> <p>イ 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。</p> <p>ウ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努める。</p> <p>エ 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 災害通信計画</p> <p>(実施主体：知事公室、企画部、市町村、非常通信協議会構成機関)</p> <p>気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、地震・津波編 第1章「第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 災害状況等の収集・伝達計画</p> <p>(実施主体：各防災関係機関)</p> <p>災害状況等の収集・報告は、地震・津波編 第1章「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p>なお、市町村（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。</p> <p>1 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から、適宜、報告するものとする。</p> <p>2 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。</p> <p>3 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p> <p>4 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。</p>

修正前	修正後
<p style="text-align: center;">第5節 災害広報計画</p> <p>(実施主体：知事公室、市町村、各報道機関)</p> <p>災害時における情報及び被害状況等の広報は、地震・津波編 第2章「第5節 災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p>なお、市町村における災害広報については、市町村防災計画の定めるところにより行うものとする。具体的には、段階に応じて以下のような広報を行う。</p> <p>ア 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 (イ) 台風・気象情報 (ウ) 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等） (エ) 警報 (オ) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） (カ) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等） (キ) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等） (ク) 公共交通機関の運行状況 (ケ) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） (コ) 避難情報（準備情報） <p>イ 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 避難情報（避難勧告・指示とその理由、避難所等） <p>ウ 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） (イ) 医療機関の状況 (ウ) 感染症対策活動の実施状況 (エ) 食料、生活必需品の供給予定 	<p style="text-align: center;">第5節 災害広報計画</p> <p>(実施主体：知事公室、市町村、各報道機関)</p> <p>災害時における情報及び被害状況等の広報は、地震・津波編 第1章「第5節 災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p>なお、市町村における災害広報については、市町村防災計画の定めるところにより行うものとする。具体的には、段階に応じて以下のような広報を行う。</p> <p>1 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 (2) 台風・気象情報 (3) 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等） (4) 警報 (5) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） (6) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等） (7) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等） (8) 公共交通機関の運行状況 (9) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） (10) 避難情報（準備情報） <p>2 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難情報（避難勧告・指示とその理由、避難所等） <p>(3) 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） イ 医療機関の状況 ウ 感染症対策活動の実施状況 エ 食料、生活必需品の供給予定

修正前	修正後
<p>(オ) 災害相談窓口の設置状況 (カ) その他住民や事業所のとるべき措置</p> <p style="text-align: center;">第6節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>実施主体：知事公室、市町村、自衛隊) 災害時における自衛隊の派遣要請は、地震・津波編 第2章「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7節 広域応援要請計画</p> <p>(実施主体：知事公室、総務部、企画部、県警察、市町村、消防機関) 大規模災害発生時において本県単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、地震・津波編 第2章「第7節 広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて行う。</p> <p style="text-align: center;">第8節 避難計画</p> <p>(実施主体：知事公室、企画部、子ども生活福祉部、土木建築部、県警察、市町村、消防機関、沖縄総合事務局開発建設部、沖縄気象台、第十一管区海上保安本部) 第1款 避難の原則避難の原則は、地震・津波編 第2章 第8節「第1款 避難の原則」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。 第2款 風水害避難計画大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。 なお、避難勧告・避難指示（緊急）、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。</p> <p>1 実施責任者</p> <p>風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、地震・津波編 第</p>	<p>オ 災害相談窓口の設置状況 カ その他住民や事業所のとるべき措置</p> <p style="text-align: center;">第6節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>(実施主体：知事公室、市町村、自衛隊) 災害時における自衛隊の派遣要請は、地震・津波編 第1章「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7節 広域応援要請計画</p> <p>(実施主体：知事公室、総務部、企画部、県警察、市町村、消防機関) 大規模災害発生時において本県単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、地震・津波編 第1章「第7節 広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて行う。</p> <p style="text-align: center;">第8節 避難計画</p> <p>(実施主体：知事公室、企画部、子ども生活福祉部、土木建築部、県警察、市町村、消防機関、沖縄総合事務局開発建設部、沖縄気象台、第十一管区海上保安本部) 第1款 避難の原則避難の原則は、地震・津波編 第1章 第8節「第1款 避難の原則」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。 第2款 風水害避難計画大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。 なお、避難勧告・避難指示（緊急）、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。</p> <p>1 実施責任者</p> <p>風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、地震・津波編 第</p>

修正前		修正後	
<p>2章 第8節 第1款「1 実施責任者」のとおりとする。</p> <p>2 避難勧告・避難指示（緊急）等の発令（市町村、土木建築部、沖縄気象台、沖縄総合事務局開発建設部）避難勧告・避難指示（緊急）等の運用については、地震・津波編 第2章 第8節 第1款「2 避難勧告等の運用」のとおりとする。</p> <p>市町村は、市町村風水害避難計画の定めにより、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難勧告・避難指示（緊急）等の発令に当たる。</p> <p>なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合は、基本法第60条に基づき、居住者等に対して屋内安全確保の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>(1) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、氾濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。</p> <p>(2) 避難勧告等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、気象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。</p> <p>(3) 県、気象台、沖縄総合事務局開発建設部は、市町村から求めがあった場合、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p>		<p>1章 第8節 第1款「1 実施責任者」のとおりとする。</p> <p>2 避難勧告・避難指示（緊急）等の発令（市町村、土木建築部、沖縄気象台、沖縄総合事務局開発建設部）避難勧告・避難指示（緊急）等の運用については、地震・津波編 第1章 第8節 第1款「2 避難勧告等の運用」のとおりとする。</p> <p>市町村は、市町村風水害避難計画の定めにより、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難勧告・避難指示（緊急）等の発令に当たる。</p> <p>なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合は、基本法第60条に基づき、居住者等に対して屋内安全確保の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>(1) 全国瞬時警報システム（J－アラート）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、氾濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。</p> <p>(2) 避難勧告等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、気象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。</p> <p>(3) 県、気象台、沖縄総合事務局開発建設部は、市町村から求めがあった場合、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p>	
避難勧告等の意味合いと判断の目安		避難勧告等の意味合いと判断の目安	
	発令時の状況	住民に求める行動	判断基準
	・前兆現象の発生	・避難勧告等の発	【災害共通】

修正前		修正後	
避難指示（緊急）	<p>や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<p>令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・切迫した災害の前兆があるとき 【浸水想定区域】 ・氾濫危険水位を超えるとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 ・災害の前兆がある場合 【浸水想定区域】 ・避難判断水位を超えるとき 【土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき
避難指示（緊急）	<p>や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<p>令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・切迫した災害の前兆があるとき 【浸水想定区域】 ・氾濫危険水位に達したとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 ・災害の前兆がある場合 【浸水想定区域】 ・避難判断水位に達したとき 【土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき

修正前				修正後			
<p>避難準備・高齢者等避難開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	<p>【浸水想定区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意水位を超えるとき 	<p>避難準備・高齢者等避難開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	<p>【浸水想定区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意水位に到達したとき
<p>※具体的な判断基準は、風水害を対象とした避難勧告等判断・伝達マニュアルを参考とする。 (略)</p> <p>第3款 広域一時滞在 災害時の広域一時滞在は、地震・津波編 第2章 第8節「第3款 広域一時滞在」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。</p> <p style="text-align: center;">第9節 観光客等対策計画 (実施主体：文化観光スポーツ部、市町村、観光施設の管理者、交通機関) 災害時における観光客等の対策は、地震・津波編 第2章「第9節 観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第10節 要配慮者対策計画</p>				<p>※具体的な判断基準は、風水害を対象とした避難勧告等判断・伝達マニュアルを参考とする。 (略)</p> <p>第3款 広域一時滞在 災害時の広域一時滞在は、地震・津波編 第1章 第8節「第3款 広域一時滞在」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。</p> <p style="text-align: center;">第9節 観光客等対策計画 (実施主体：文化観光スポーツ部、市町村、観光施設の管理者、交通機関) 災害時における観光客等の対策は、地震・津波編 第1章「第9節 観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第10節 要配慮者対策計画</p>			

第3編 風水害等編

修正前	修正後
<p>(実施主体：知事公室、子ども生活福祉部、保健医療部、土木建築部、文化観光スポーツ部、市町村、観光施設の管理者、交通機関)</p> <p>災害時における災害時要援護対策は、地震・津波編 第2章「第10節 要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第12節 消防計画</p> <p>(実施主体：知事公室、消防機関)</p> <p>災害時における消防活動は、地震・津波編 第2章「第11節 消防計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第13節 救出計画</p> <p>(実施主体：知事公室、市町村、消防機関)</p> <p>災害時における救出活動は、地震・津波編 第2章「第12節 救出計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第14節 医療救護計画</p> <p>(実施主体：保健医療部、知事公室、市町村、第十一管区海上保安本部、自衛隊)</p> <p>災害時における医療救護は、地震・津波編 第2章「第13節 医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第15節 交通輸送計画</p> <p>(実施主体：企画部、総務部、土木建築物、県警察、市町村、沖縄総合事務局、第十一管区海上保安本部、西日本高速道路㈱)</p> <p>災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、地震・津波編 第2章「第14節 交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するほか、台風・大雨時は以下の</p>	<p>(実施主体：知事公室、子ども生活福祉部、保健医療部、土木建築部、文化観光スポーツ部、市町村、観光施設の管理者、交通機関)</p> <p>災害時における災害時要援護対策は、地震・津波編 第1章「第10節 要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第12節 消防計画</p> <p>(実施主体：知事公室、消防機関)</p> <p>災害時における消防活動は、地震・津波編 第1章「第11節 消防計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第13節 救出計画</p> <p>(実施主体：知事公室、市町村、消防機関)</p> <p>災害時における救出活動は、地震・津波編 第1章「第12節 救出計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第14節 医療救護計画</p> <p>(実施主体：保健医療部、知事公室、市町村、第十一管区海上保安本部、自衛隊)</p> <p>災害時における医療救護は、地震・津波編 第1章「第13節 医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第15節 交通輸送計画</p> <p>(実施主体：企画部、総務部、土木建築物、県警察、市町村、沖縄総合事務局、第十一管区海上保安本部、西日本高速道路㈱)</p> <p>災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、地震・津波編 第1章「第14節 交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するほか、台風・大雨時は以下の</p>

修正前	修正後
<p>対策を行うものとする。</p> <p>(1) 各道路管理者及び県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。</p> <p>特に、避難勧告等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市町村に伝達する。</p> <p>(2) 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。</p> <p style="text-align: center;">第16節 治安警備計画</p> <p>(実施主体：県警察)</p> <p>災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、地震・津波編 第2章「第15節 治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第17節 災害救助法適用計画</p> <p>(実施主体：子ども生活福祉部、保健医療部、市町村)</p> <p>救助法に基づく被災者の救助は、地震・津波編 第2章「第16節 災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第18節 給水計画</p> <p>(実施主体：保健医療部、企業局、市町村)</p> <p>災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、地震・津波編 第2章「第17節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p>	<p>対策を行うものとする。</p> <p>1 各道路管理者及び県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。</p> <p>特に、避難勧告等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市町村に伝達する。</p> <p>2 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。</p> <p style="text-align: center;">第16節 治安警備計画</p> <p>(実施主体：県警察)</p> <p>災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、地震・津波編 第1章「第15節 治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第17節 災害救助法適用計画</p> <p>(実施主体：子ども生活福祉部、保健医療部、市町村)</p> <p>救助法に基づく被災者の救助は、地震・津波編 第1章「第16節 災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第18節 給水計画</p> <p>(実施主体：保健医療部、企業局、市町村)</p> <p>災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、地震・津波編 第1章「第17節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p>

修正前	修正後
<p style="text-align: center;">第19節 食料供給計画</p> <p>(実施主体：知事公室、農林水産部、市町村)</p> <p>災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、地震・津波編 第2章「第18節 食料供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第20節 生活必需品供給計画</p> <p>(実施主体：子ども生活福祉部、市町村)</p> <p>被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、地震・津波編 第2章「第19節 生活必需品供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p>第21節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画</p> <p>(実施主体：環境部、保健医療部、市町村)</p> <p>災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び食品衛生監視は、地震・津波編 第2章「第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第22節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画</p> <p>(実施主体：保健医療部、県警察、市町村、第十一管区海上保安本部、自衛隊)</p> <p>災害により死亡したと推定される者の捜索、遺体の処理及び埋葬は、地震・津波編 第2章「第21節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第23節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画</p> <p>(実施主体：環境部、土木建築部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株))</p>	<p style="text-align: center;">第19節 食料供給計画</p> <p>(実施主体：知事公室、農林水産部、市町村)</p> <p>災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、地震・津波編 第1章「第18節 食料供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第20節 生活必需品供給計画</p> <p>(実施主体：子ども生活福祉部、市町村)</p> <p>被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、地震・津波編 第1章「第19節 生活必需品供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p>第21節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画</p> <p>(実施主体：環境部、保健医療部、市町村)</p> <p>災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び食品衛生監視は、地震・津波編 第1章「第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第22節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画</p> <p>(実施主体：保健医療部、県警察、市町村、第十一管区海上保安本部、自衛隊)</p> <p>災害により死亡したと推定される者の捜索、遺体の処理及び埋葬は、地震・津波編 第1章「第21節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第23節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画</p> <p>(実施主体：環境部、土木建築部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株))</p>

修正前	修正後
<p>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、地震・津波編 第2章「第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第24節 住宅応急対策計画</p> <p>(実施主体：土木建築部、企画部、市町村)</p> <p>住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、地震・津波編 第2章「第23節 住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第25節 二次災害の防止計画</p> <p>(実施主体：土木建築部、市町村)</p> <p>住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、地震・津波編 第2章「第24節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第26節 教育対策計画</p> <p>(実施主体：教育委員会、市町村)</p> <p>災害時における応急教育対策は、地震・津波編 第2章「第25節 教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第27節 危険物等災害応急対策計画</p> <p>(実施主体：商工労働部、保健医療部、県警察、市町村、消防機関、第十一管区海上保安本部)</p> <p>危険物等による災害については、地震・津波編 第2章「第26節 危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性を踏まえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、地震・津波編 第1章「第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第24節 住宅応急対策計画</p> <p>(実施主体：土木建築部、企画部、市町村)</p> <p>住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、地震・津波編 第1章「第23節 住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第25節 二次災害の防止計画</p> <p>(実施主体：土木建築部、市町村)</p> <p>住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、地震・津波編 第1章「第24節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第26節 教育対策計画</p> <p>(実施主体：教育委員会、市町村)</p> <p>災害時における応急教育対策は、地震・津波編 第1章「第25節 教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第27節 危険物等災害応急対策計画</p> <p>(実施主体：商工労働部、保健医療部、県警察、市町村、消防機関、第十一管区海上保安本部)</p> <p>危険物等による災害については、地震・津波編 第1章「第26節 危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性を踏まえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。</p> <p>(略)</p>

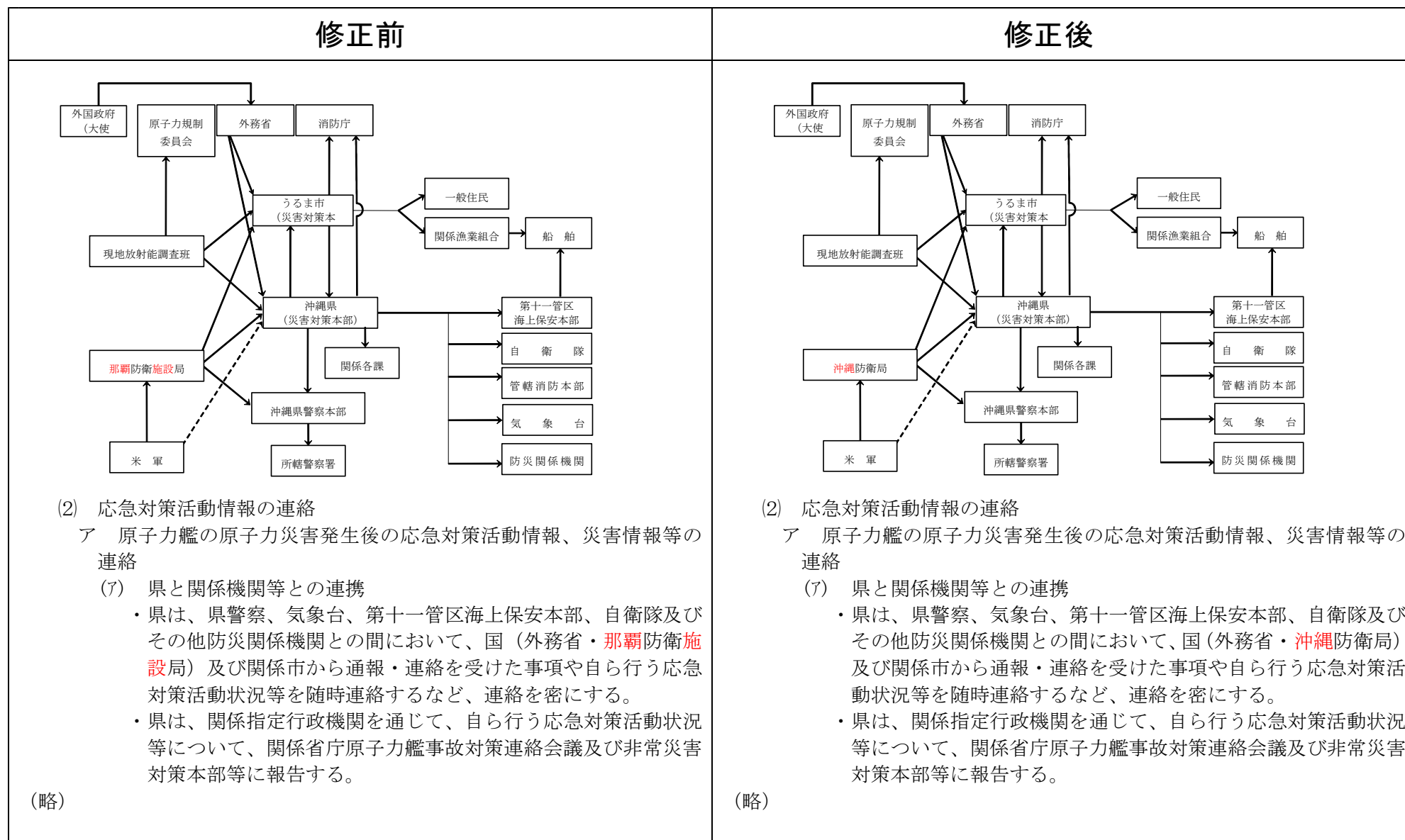
修正前	修正後
<p style="text-align: center;">第29節 在港船舶対策計画</p> <p>(実施主体：第十一管区海上保安本部) 災害時の在港船舶の安全確保は、地震・津波編 第2章「第27節 在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえて実施する。</p> <p style="text-align: center;">第30節 労務供給計画</p> <p>(実施主体：市町村) 災害時における労務者及び職員等の確保は、地震・津波編 第2章「第28節 労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。</p> <p style="text-align: center;">第31節 民間団体の活用計画</p> <p>(実施主体：企画部、市町村) 災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、地震・津波編 第2章「第29節 民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第32節 ボランティア受入計画</p> <p>(実施主体：子ども生活福祉部、市町村、社会福祉協議会) 災害ボランティアの募集、受入れ等は、地震・津波編 第2章「第30節 ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第33節 公共土木施設応急対策計画</p> <p>(実施主体：土木建築部、農林水産部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路㈱) 災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、地震・津波編 第2章「第31節 公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を</p>	<p style="text-align: center;">第29節 在港船舶対策計画</p> <p>(実施主体：第十一管区海上保安本部) 災害時の在港船舶の安全確保は、地震・津波編 第1章「第27節 在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえて実施する。</p> <p style="text-align: center;">第30節 労務供給計画</p> <p>(実施主体：市町村) 災害時における労務者及び職員等の確保は、地震・津波編 第1章「第28節 労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。</p> <p style="text-align: center;">第31節 民間団体の活用計画</p> <p>(実施主体：企画部、市町村) 災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、地震・津波編 第1章「第29節 民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第32節 ボランティア受入計画</p> <p>(実施主体：子ども生活福祉部、市町村、社会福祉協議会) 災害ボランティアの募集、受入れ等は、地震・津波編 第1章「第30節 ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第33節 公共土木施設応急対策計画</p> <p>(実施主体：土木建築部、農林水産部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路㈱) 災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、地震・津波編 第1章「第31節 公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を</p>

第3編 風水害等編

修正前	修正後
<p>踏まえて実施するものとする。 (略)</p> <p style="text-align: center;">第35節 ライフライン等施設応急対策計画</p> <p>(実施主体：企業局、土木建築部、市町村、沖縄電力㈱、沖縄ガス㈱、液化石油ガス販売事業所、電気通信事業者)</p> <p>災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、地震・津波編 第2章「第32節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第36節 農林水産物応急対策計画</p> <p>(実施主体：農林水産部、市町村)</p> <p>災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、地震・津波編 第2章「第34節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p>なお、県は台風等により、農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれのあるときは、直ちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて、周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市町村を通じて事前対策について指導を行うものとする</p> <p style="text-align: center;">第37節 米軍との相互応援計画</p> <p>(実施主体：知事公室、市町村、消防機関、在沖米軍)</p> <p>風水害等における在沖米軍との災害協力は、地震・津波編 第2章「第35節米軍との相互応援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第38節 道路事故災害応急対策計画</p> <p>(実施主体：土木建築部、県警察、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路㈱)</p>	<p>踏まえて実施するものとする。 (略)</p> <p style="text-align: center;">第35節 ライフライン等施設応急対策計画</p> <p>(実施主体：企業局、土木建築部、市町村、沖縄電力㈱、沖縄ガス㈱、液化石油ガス販売事業所、電気通信事業者)</p> <p>災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、地震・津波編 第1章「第32節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第36節 農林水産物応急対策計画</p> <p>(実施主体：農林水産部、市町村)</p> <p>災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、地震・津波編 第1章「第34節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p>なお、県は台風等により、農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれのあるときは、直ちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて、周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市町村を通じて事前対策について指導を行うものとする</p> <p style="text-align: center;">第37節 米軍との相互応援計画</p> <p>(実施主体：知事公室、市町村、消防機関、在沖米軍)</p> <p>風水害等における在沖米軍との災害協力は、地震・津波編 第1章「第35節米軍との相互応援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第38節 道路事故災害応急対策計画</p> <p>(実施主体：土木建築部、県警察、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路㈱)</p>

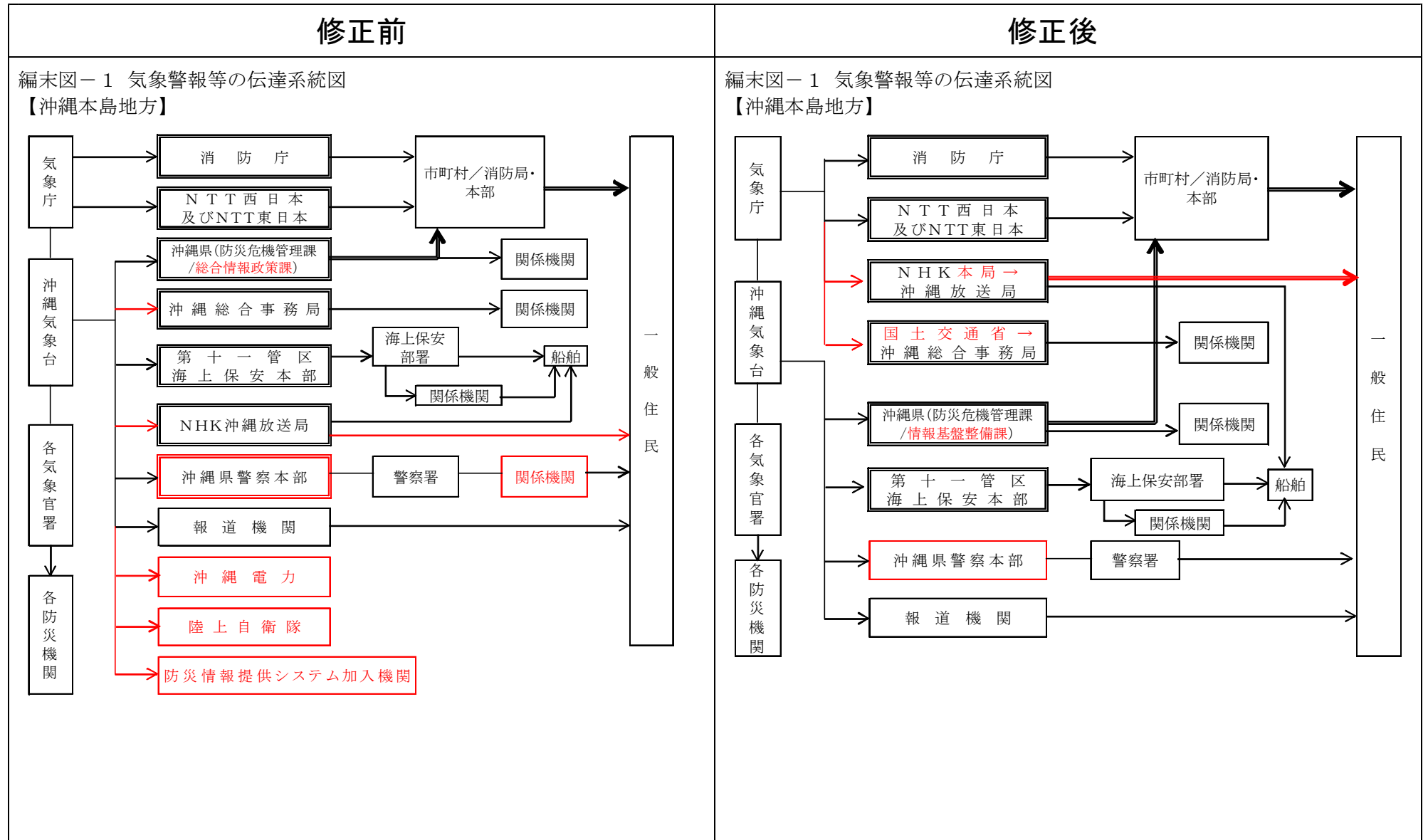
修正前	修正後
<p>(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>ア 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。</p> <p>イ 市町村は人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。</p> <p>ウ 県は市町村から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、総務省消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。</p> <p>エ 県警察本部は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>(2) 応急活動及び活動体制の確立</p> <p>ア 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>イ 関係機関は、第2章「第1節 組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制を取る。</p> <p>(3) 救助・応急、医療及び消火活動</p> <p>ア 道路管理者は市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。</p> <p>イ 県及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。</p> <p>ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市町村は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。</p> <p>(4) 道路、橋梁等の応急措置</p> <p>ア 道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。</p>	<p>1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>(1) 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。</p> <p>(2) 市町村は人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。</p> <p>(3) 県は市町村から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、総務省消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。</p> <p>(4) 県警察本部は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>2 応急活動及び活動体制の確立</p> <p>(1) 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 関係機関は、第2章「第1節 組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制を取る。</p> <p>3 救助・応急、医療及び消火活動</p> <p>(1) 道路管理者は市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。</p> <p>(2) 県及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。</p> <p>(3) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市町村は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。</p> <p>4 道路、橋梁等の応急措置</p> <p>(1) 道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、障害物の除去、路面及び橋梁段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。</p>

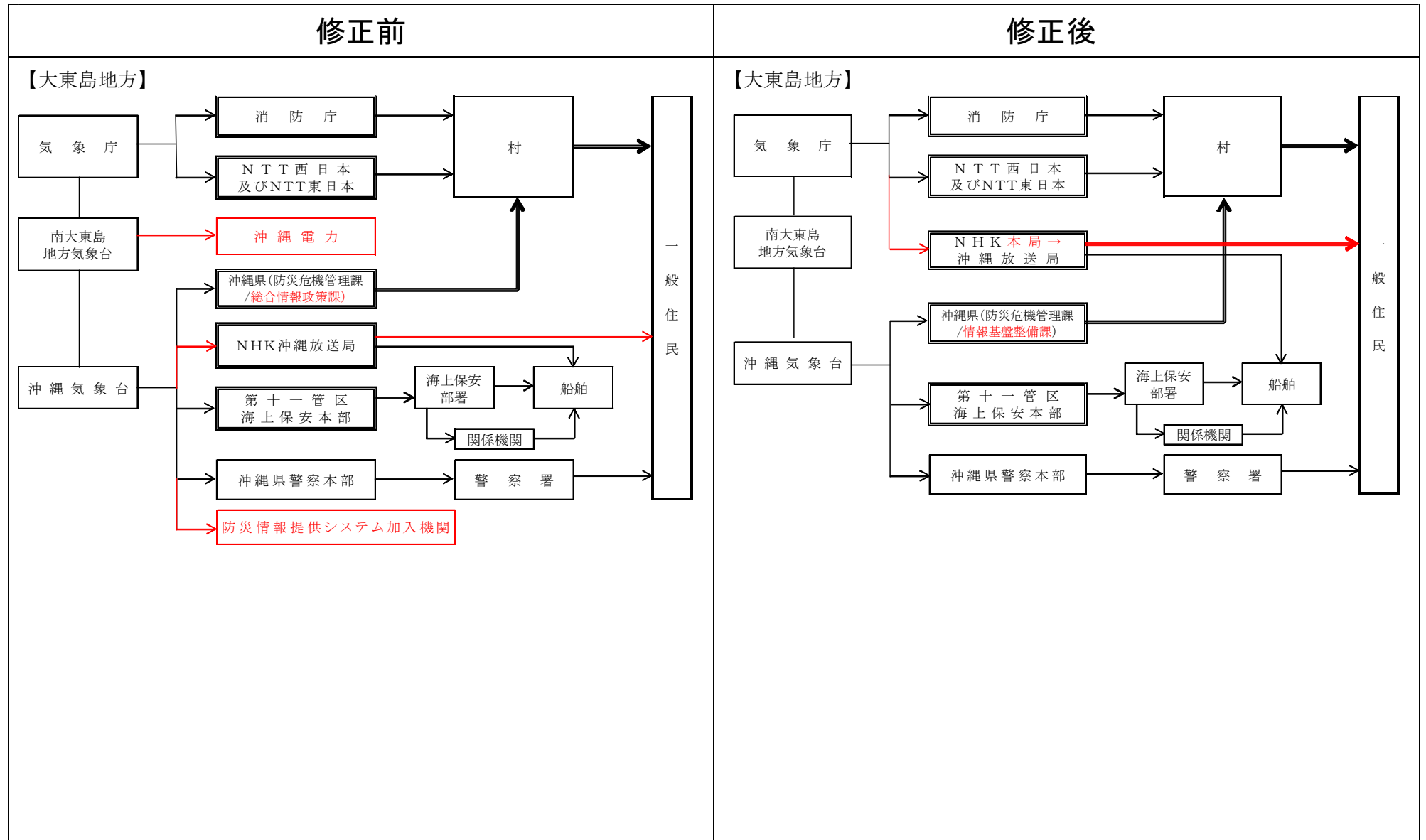
修正前	修正後
<p>イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。</p> <p>ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。</p> <p>エ 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。</p> <p>(5) その他</p> <p>ア 災害復旧への備え 道路管理者は 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。</p> <p>イ 再発防止対策 道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第39節 原子力災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>(1) 原子力艦の原子力災害発生時の緊急連絡体制</p>	<p>(2) 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。</p> <p>(3) 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。</p> <p>(4) 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 災害復旧への備え 道路管理者は 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。</p> <p>(2) 再発防止対策 道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第39節 原子力災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>(1) 原子力艦の原子力災害発生時の緊急連絡体制</p>

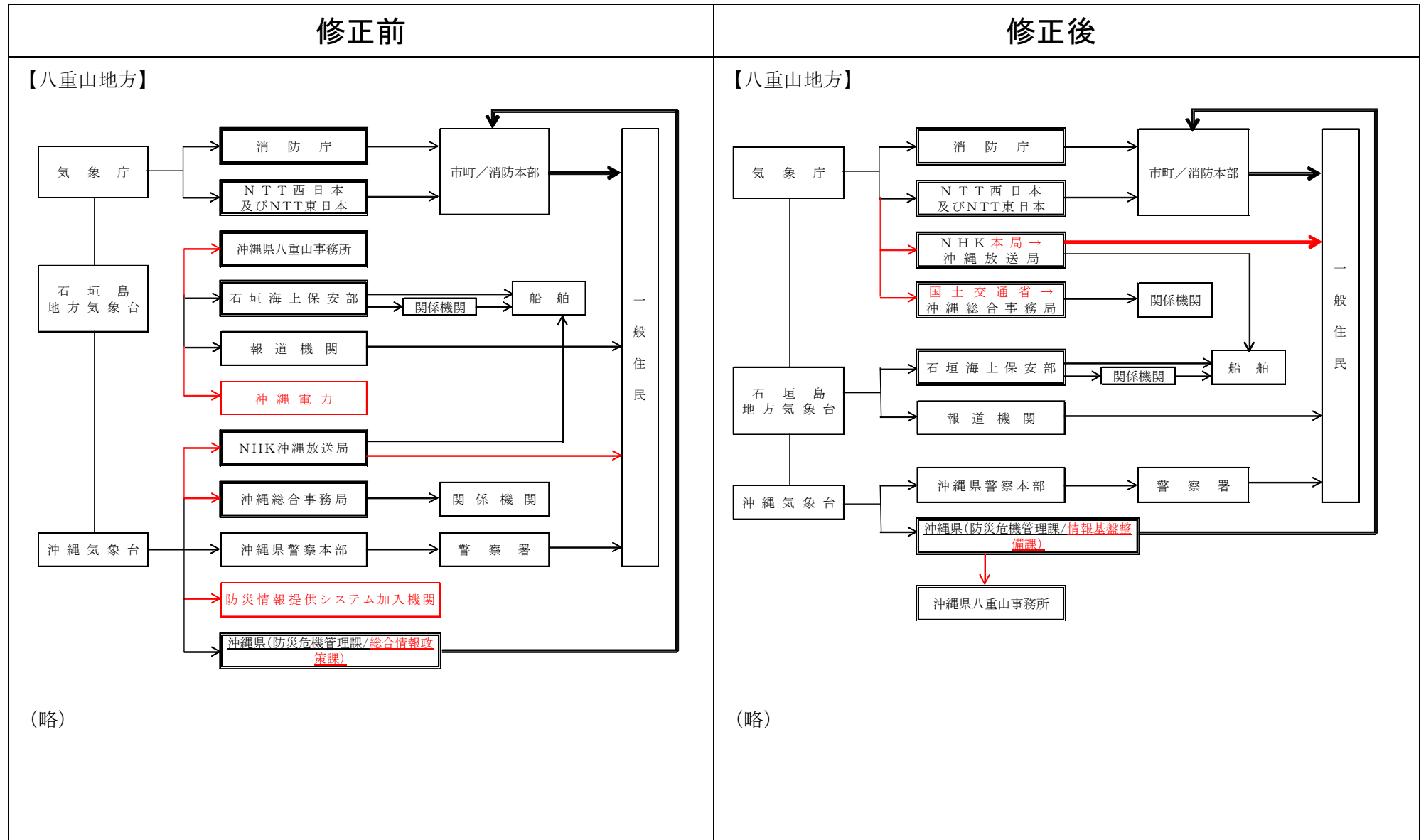


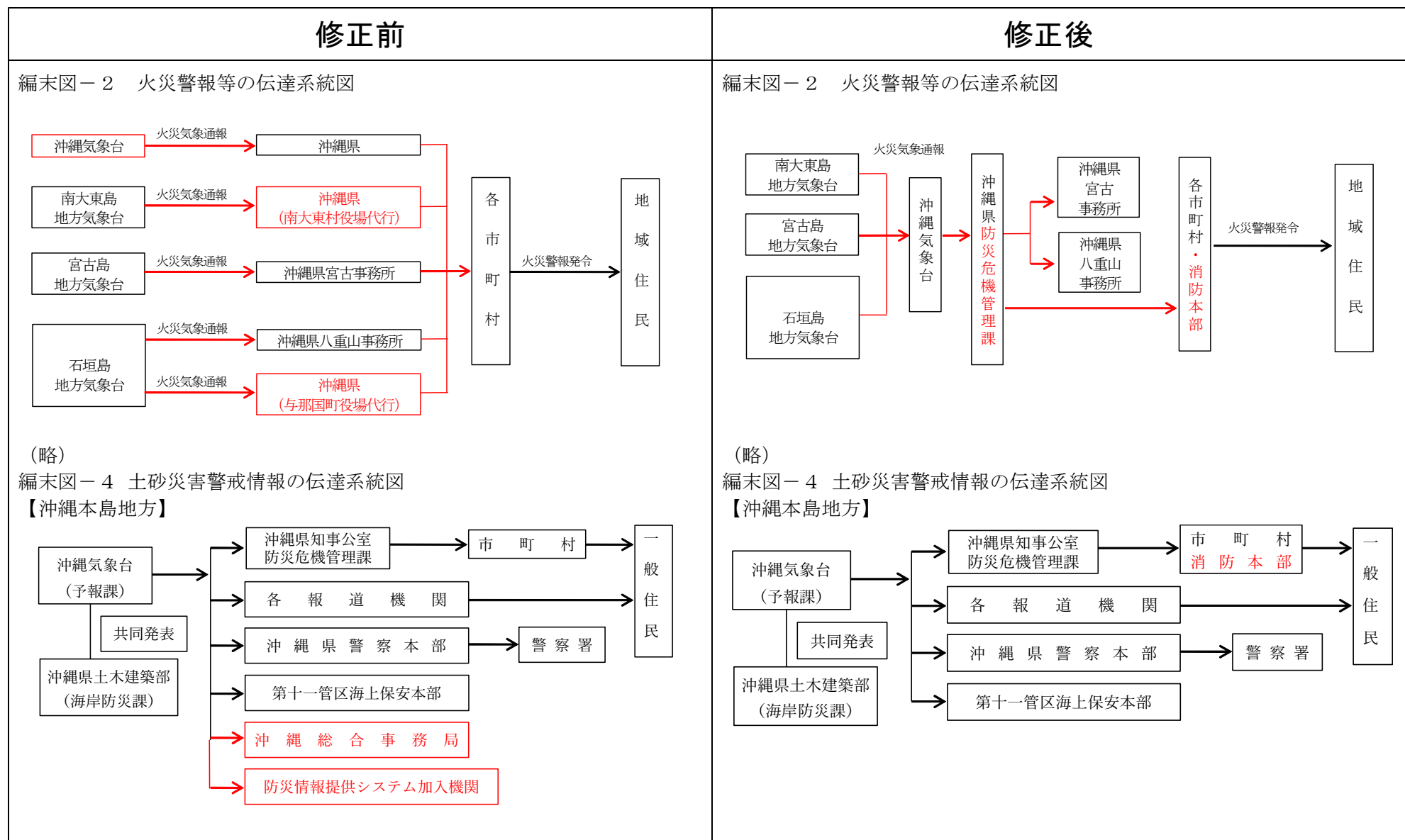
修正前	修正後
<p style="text-align: center;">第3章 災害復旧・復興計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 公共施設災害復旧計画 (実施主体：各部局、市町村、沖縄総合事務局) 公共施設の災害復旧対策は、地震・津波編 第2章「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 被災者生活への支援計画 (実施主体：子ども生活福祉部、土木建築部、総務部、商工労働部、市町村、沖縄労働局) 被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業あっせん等は、地震・津波編 第2章「第2節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 中小企業者等への支援計画 (実施主体：農林水産部、商工労働部) 災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、地震・津波編 第2章「第3節 中小企業者等への支援」に定める対策のほか、風水害等の被害特性をふまえるものとする。 特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進するものとする。 県は、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 応急金融対策 (実施主体：日本銀行那覇支店) 災害時の応急緊急金融対策は、地震・津波編 第2章「第4節 応急金融対策」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害復旧・復興計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 公共施設災害復旧計画 (実施主体：各部局、市町村、沖縄総合事務局) 公共施設の災害復旧対策は、地震・津波編 第1章「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 被災者生活への支援計画 (実施主体：子ども生活福祉部、土木建築部、総務部、商工労働部、市町村、沖縄労働局) 被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業あっせん等は、地震・津波編 第1章「第2節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 中小企業者等への支援計画 (実施主体：農林水産部、商工労働部) 災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、地震・津波編 第1章「第3節 中小企業者等への支援」に定める対策のほか、風水害等の被害特性をふまえるものとする。 特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進するものとする。 県は、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 応急金融対策 (実施主体：日本銀行那覇支店) 災害時の応急緊急金融対策は、地震・津波編 第1章「第4節 応急金融対策」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。</p>

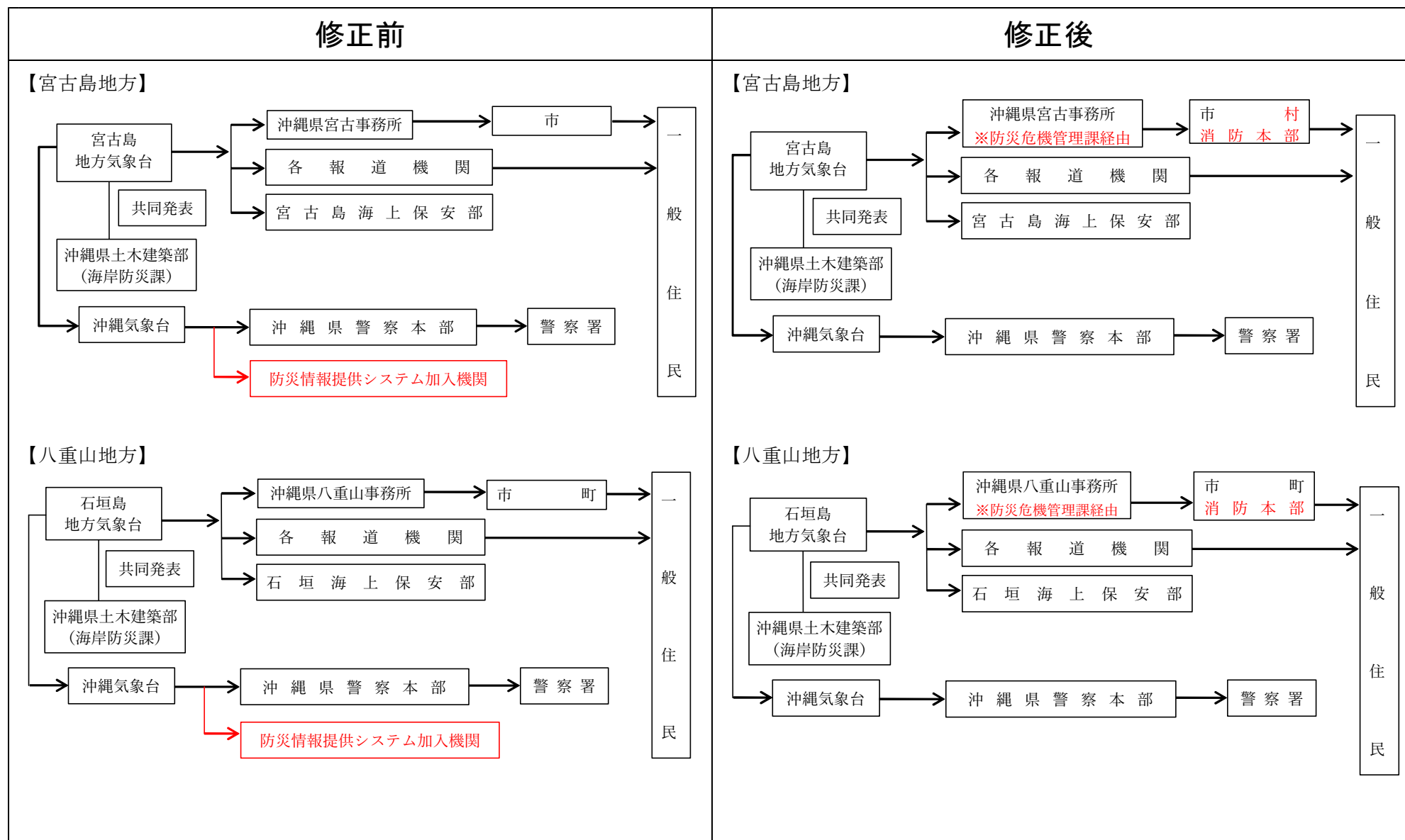
修正前	修正後
<p data-bbox="495 355 835 384">第5節 復興の基本方針等</p> <p data-bbox="199 392 978 421">(実施主体：企画部、子ども生活福祉部、土木建築部、市町村)</p> <p data-bbox="181 430 1149 497">復興計画やまちづくりは、地震・津波編 第2章「第5節 復興の基本方針等」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p>	<p data-bbox="1487 355 1827 384">第5節 復興の基本方針等</p> <p data-bbox="1193 392 1973 421">(実施主体：企画部、子ども生活福祉部、土木建築部、市町村)</p> <p data-bbox="1176 430 2130 497">復興計画やまちづくりは、地震・津波編 第1章「第5節 復興の基本方針等」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。</p>

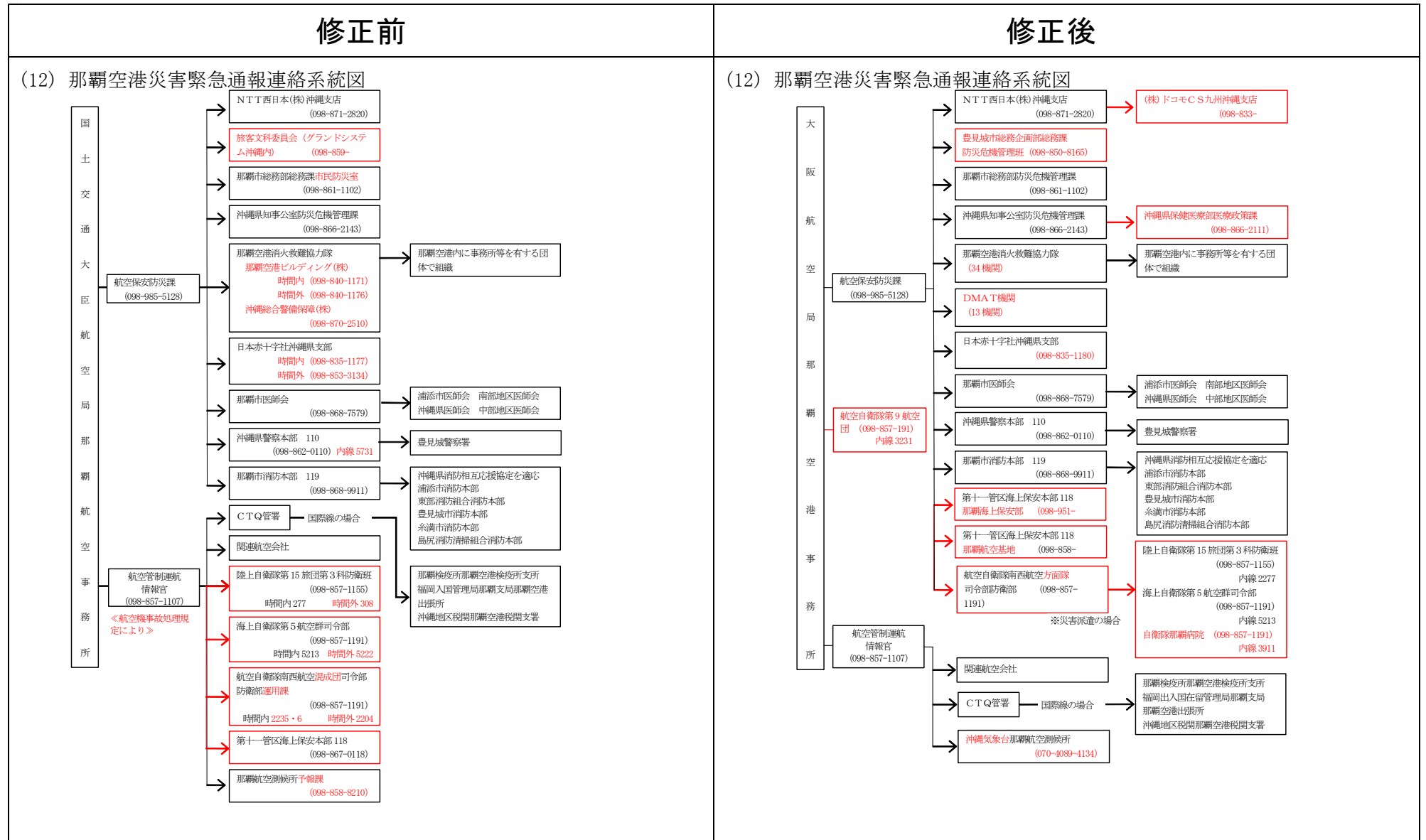


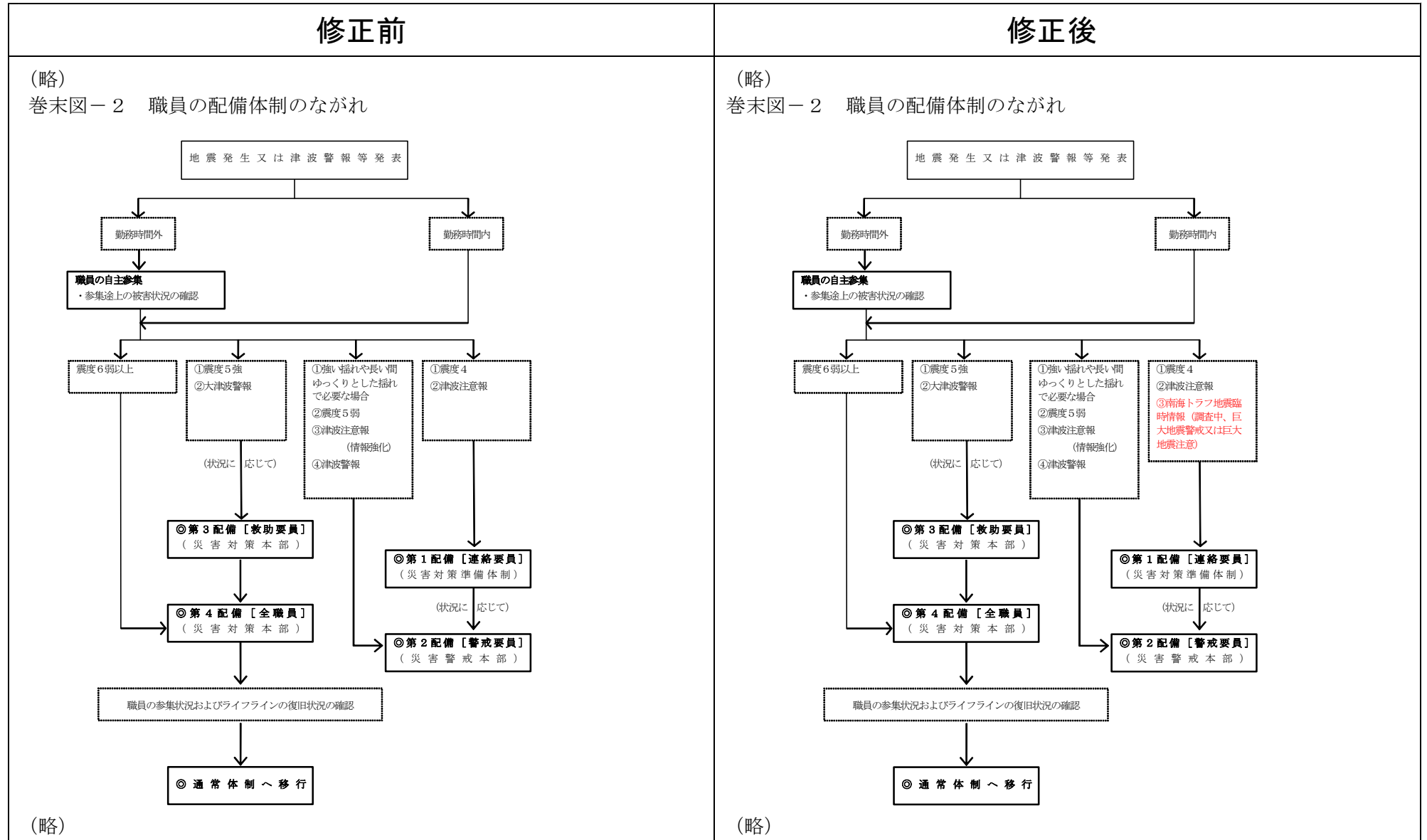


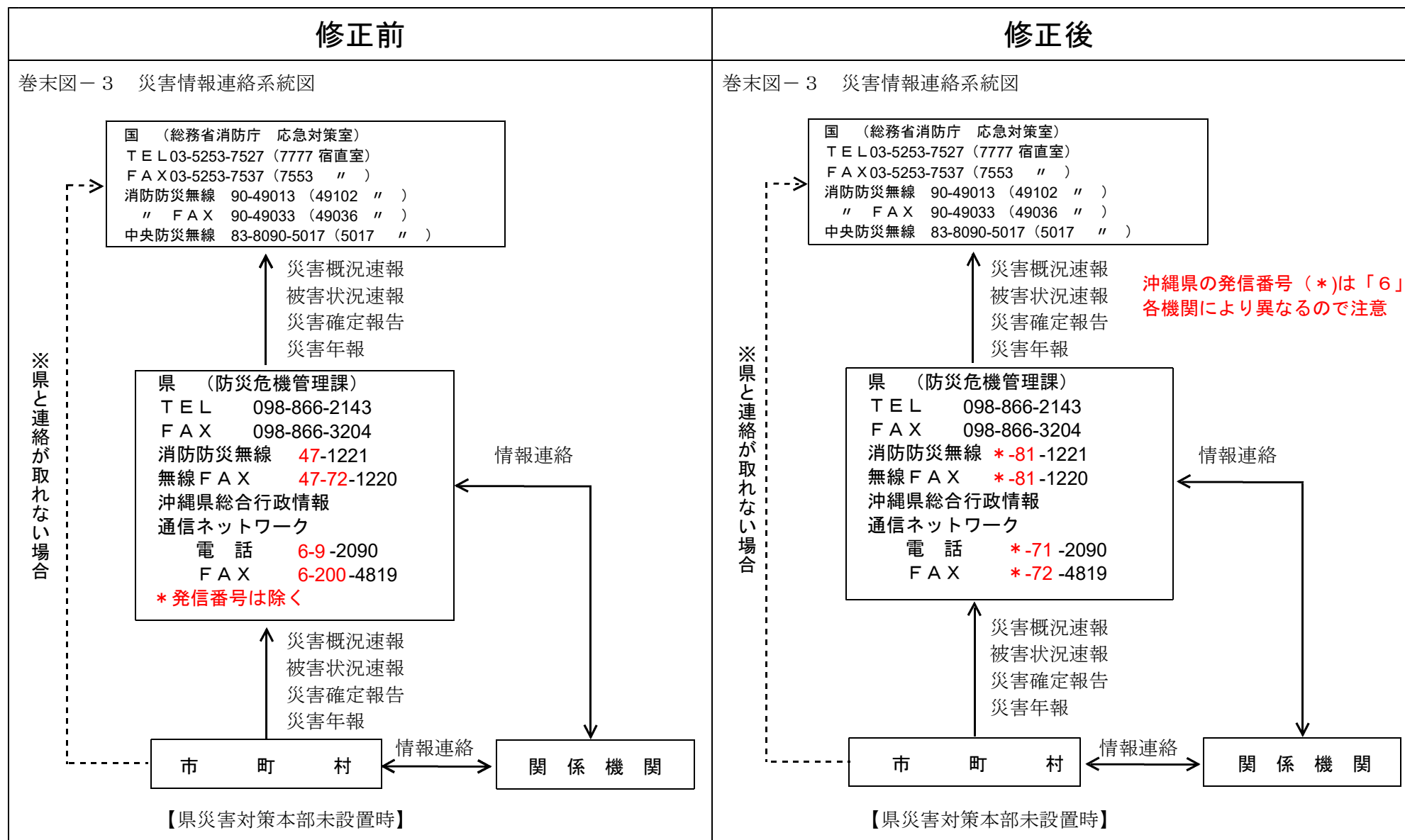




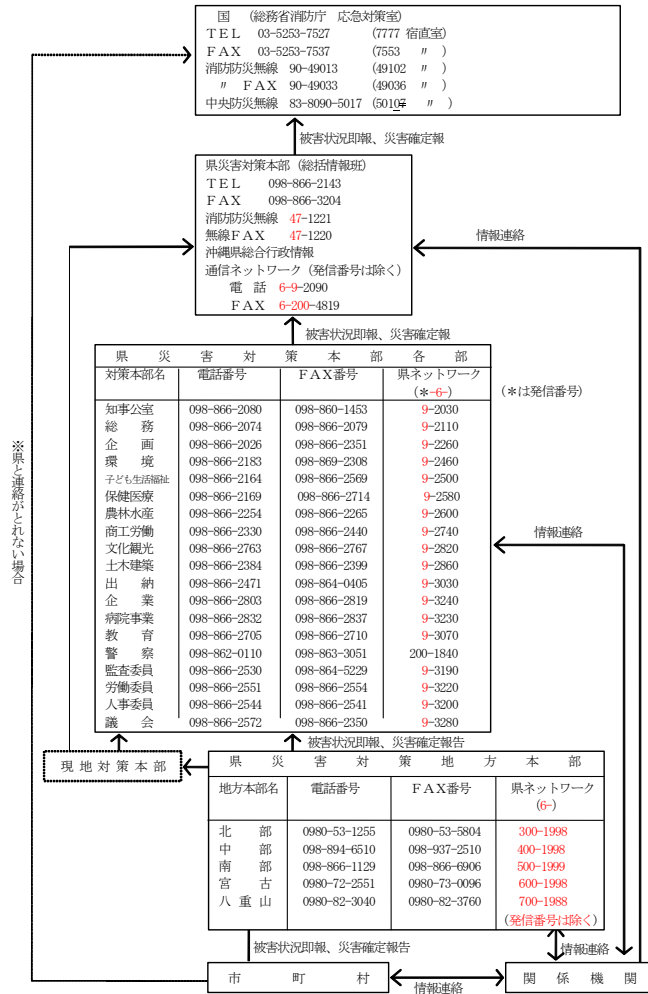








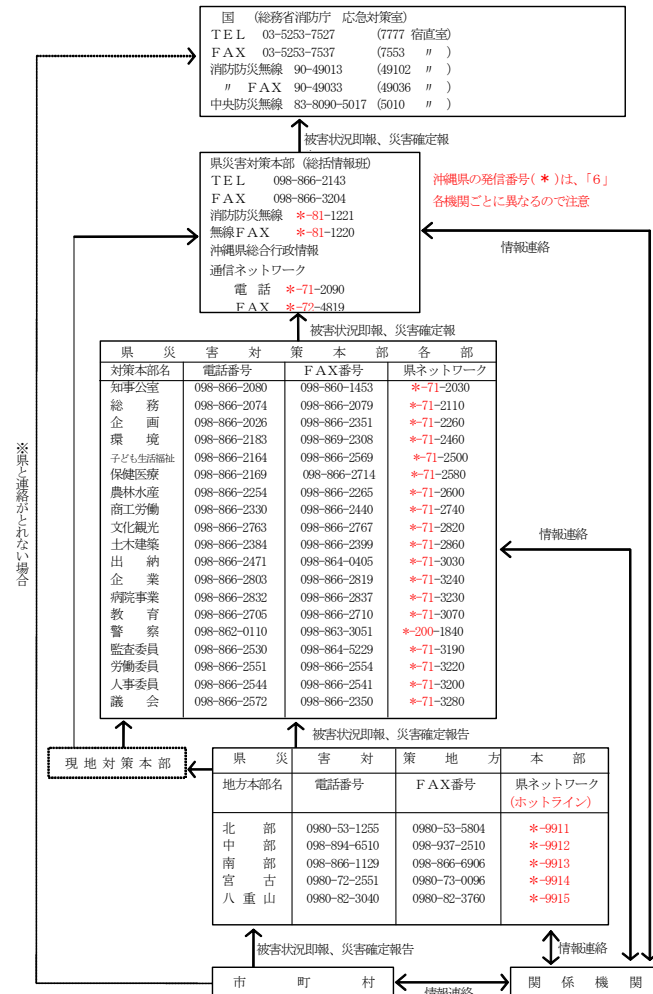
修正前



【県災害対策本部設置時】

(略)

修正後



【県災害対策本部設置時】

(略)

巻末図表

修正前			修正後																												
(略) 巻末表－ 7 災害対策要員配備体制 1 地震・津波 災害対策要員配備体制①（本庁勤務職員）			(略) 巻末表－ 7 災害対策要員配備体制 1 地震・津波 災害対策要員配備体制①（本庁勤務職員）																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>配備要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 配備 (災害対策準備体制)</td> <td> 1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合 2 気象庁が、沖縄県内で震度4が観測された旨発表した場合 3 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表した場合 </td> <td> 1 各部の連絡担当要員は配置につく 2 その他の職員は待機の体制をとる </td> </tr> <tr> <td>第 2 配備 (災害警戒本部) (警戒体制)</td> <td> 1 県の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合 2 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。 3 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5弱が観測された旨発表した場合 4 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したとき、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 5 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波警報を発表した場合 </td> <td> 1 各部・班の警戒本部要員は配置につく 2 その他の職員は配置につく体制をとる </td> </tr> <tr> <td>第 3 配備 (災害対策本部) (救助体制)</td> <td> 1 相当規模の災害が発生した場合 2 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5強が観測された旨発表した場合 3 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに大津波警報を発表した場合 </td> <td> 1 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく </td> </tr> <tr> <td>第 4 配備 (災害対策本部) (非常体制)</td> <td> 1 災害により県下全域にわたる被害が発生し又は局地的であつても被害が特に甚大な場合 2 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度6弱以上が観測された旨発表した場合 </td> <td> 1 全職員が配置につく </td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	配備要員	第 1 配備 (災害対策準備体制)	1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合 2 気象庁が、沖縄県内で震度4が観測された旨発表した場合 3 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表した場合	1 各部の連絡担当要員は配置につく 2 その他の職員は待機の体制をとる	第 2 配備 (災害警戒本部) (警戒体制)	1 県の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合 2 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。 3 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5弱が観測された旨発表した場合 4 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したとき、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 5 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波警報を発表した場合	1 各部・班の警戒本部要員は配置につく 2 その他の職員は配置につく体制をとる	第 3 配備 (災害対策本部) (救助体制)	1 相当規模の災害が発生した場合 2 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5強が観測された旨発表した場合 3 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに大津波警報を発表した場合	1 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく	第 4 配備 (災害対策本部) (非常体制)	1 災害により県下全域にわたる被害が発生し又は局地的であつても被害が特に甚大な場合 2 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度6弱以上が観測された旨発表した場合	1 全職員が配置につく	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>配備要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 配備 (災害対策準備体制)</td> <td> 1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合 2 気象庁が、沖縄県内で震度4が観測された旨発表した場合 3 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表した場合 4 気象庁が、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒又は巨大地震注意）を発表した場合 </td> <td> 1 各部の連絡担当要員は配置につく 2 その他の職員は待機の体制をとる </td> </tr> <tr> <td>第 2 配備 (災害警戒本部) (警戒体制)</td> <td> 1 県の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合 2 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。 3 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5弱が観測された旨発表した場合 4 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したとき、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 5 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波警報を発表した場合 </td> <td> 1 各部・班の警戒本部要員は配置につく 2 その他の職員は配置につく体制をとる </td> </tr> <tr> <td>第 3 配備 (災害対策本部) (救助体制)</td> <td> 1 相当規模の災害が発生した場合 2 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5強が観測された旨発表した場合 3 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに大津波警報を発表した場合 </td> <td> 1 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく </td> </tr> <tr> <td>第 4 配備 (災害対策本部) (非常体制)</td> <td> 1 災害により県下全域にわたる被害が発生し又は局地的であつても被害が特に甚大な場合 2 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度6弱以上が観測された旨発表した場合 </td> <td> 1 全職員が配置につく </td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備基準	配備要員	第 1 配備 (災害対策準備体制)	1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合 2 気象庁が、沖縄県内で震度4が観測された旨発表した場合 3 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表した場合 4 気象庁が、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒又は巨大地震注意）を発表した場合	1 各部の連絡担当要員は配置につく 2 その他の職員は待機の体制をとる	第 2 配備 (災害警戒本部) (警戒体制)	1 県の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合 2 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。 3 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5弱が観測された旨発表した場合 4 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したとき、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 5 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波警報を発表した場合	1 各部・班の警戒本部要員は配置につく 2 その他の職員は配置につく体制をとる	第 3 配備 (災害対策本部) (救助体制)	1 相当規模の災害が発生した場合 2 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5強が観測された旨発表した場合 3 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに大津波警報を発表した場合	1 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく	第 4 配備 (災害対策本部) (非常体制)	1 災害により県下全域にわたる被害が発生し又は局地的であつても被害が特に甚大な場合 2 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度6弱以上が観測された旨発表した場合	1 全職員が配置につく
配備体制	配備基準	配備要員																													
第 1 配備 (災害対策準備体制)	1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合 2 気象庁が、沖縄県内で震度4が観測された旨発表した場合 3 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表した場合	1 各部の連絡担当要員は配置につく 2 その他の職員は待機の体制をとる																													
第 2 配備 (災害警戒本部) (警戒体制)	1 県の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合 2 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。 3 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5弱が観測された旨発表した場合 4 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したとき、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 5 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波警報を発表した場合	1 各部・班の警戒本部要員は配置につく 2 その他の職員は配置につく体制をとる																													
第 3 配備 (災害対策本部) (救助体制)	1 相当規模の災害が発生した場合 2 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5強が観測された旨発表した場合 3 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに大津波警報を発表した場合	1 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく																													
第 4 配備 (災害対策本部) (非常体制)	1 災害により県下全域にわたる被害が発生し又は局地的であつても被害が特に甚大な場合 2 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度6弱以上が観測された旨発表した場合	1 全職員が配置につく																													
配備体制	配備基準	配備要員																													
第 1 配備 (災害対策準備体制)	1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合 2 気象庁が、沖縄県内で震度4が観測された旨発表した場合 3 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表した場合 4 気象庁が、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒又は巨大地震注意）を発表した場合	1 各部の連絡担当要員は配置につく 2 その他の職員は待機の体制をとる																													
第 2 配備 (災害警戒本部) (警戒体制)	1 県の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合 2 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。 3 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5弱が観測された旨発表した場合 4 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したとき、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 5 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波警報を発表した場合	1 各部・班の警戒本部要員は配置につく 2 その他の職員は配置につく体制をとる																													
第 3 配備 (災害対策本部) (救助体制)	1 相当規模の災害が発生した場合 2 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5強が観測された旨発表した場合 3 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに大津波警報を発表した場合	1 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく																													
第 4 配備 (災害対策本部) (非常体制)	1 災害により県下全域にわたる被害が発生し又は局地的であつても被害が特に甚大な場合 2 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度6弱以上が観測された旨発表した場合	1 全職員が配置につく																													
(略)			(略)																												